

履修要覧

I. 授業について

II. カリキュラムについて	第1章 生活支援学科生活支援学専攻
	第2章 生活支援学科子ども支援学専攻
	第3章 健康スポーツ学科
	第4章 人間環境デザイン学科

III. 諸資格について

IV. 教職課程

V. 学籍および各種証明書について

VI. 國際化推進プログラムの紹介

VII. 学則その他

諸注意

この『履修要覧』は卒業時まで使用します。再配布されませんので、大切に使用してください。
講義内容および教員プロフィールに関しては、ToyoNet-Gログイン>「学生メニュー」>「シラバス・
教員プロフィール」に掲載されています。

目 次

建学の理念と創立者／井上円了	7
ライフデザイン学部で学ぶということ	8
ライフデザイン学部の教育研究上の目的	9
ライフデザイン学部の教育方針（ポリシー）	10
I. 授業について	
第1章 学修にあたって	12
1. 学期	
2. セメスタ制度	
3. 単位制	
4. 修業年限と在学年限	
5. 学士の学位授与	
第2章 授業	13
1. 授業の開講時限・時間帯	
2. 休講	
3. 緊急時の授業の取扱い	
4. 補講・集中講義	
5. 欠席	
6. 教員との連絡	
7. オフィスアワー	
8. シラバス	
第3章 履修登録	16
1. 履修登録	
2. 大学院開講科目の先行履修制度について	
第4章 試験・レポート	18
1. 試験	
2. 卒業再試験	
3. レポート	
第5章 成績評価	21
1. 単位の認定	
2. 成績の評価	
3. G P A制度	
第6章 朝霞事務課窓口取扱いおよび掲示板について	23
II. カリキュラムについて	
第1章 生活支援学科生活支援学専攻	
生活支援学専攻長の挨拶	29
教育研究上の目的・3つのポリシー	30
2015年度入学生 教育課程表・卒業要件・履修方法	31～38
第2章 生活支援学科子ども支援学専攻	
子ども支援学専攻長の挨拶	41

教育研究上の目的・3つのポリシー	42
2015年度入学生 教育課程表・卒業要件・履修方法	43～47
第3章 健康スポーツ学科	
健康スポーツ学科長の挨拶	51
教育研究上の目的・3つのポリシー	52
2015年度入学生 教育課程表・卒業要件・履修方法	53～57
第4章 人間環境デザイン学科	
人間環境デザイン学科長の挨拶	61
教育研究上の目的・3つのポリシー	62
2015年度入学生 教育課程表・卒業要件・履修方法	63～67

III. 諸資格について

ライフデザイン学部で取得できる資格	71
1. 社会福祉士	72
2. 精神保健福祉士	76
3. 介護福祉士	80
4. 保育士	86
5. A.D.I. (エアロビックダンスエクササイズインストラクター)	92
6. 健康運動指導士	94
7. 健康運動実践指導者	98
8. 障がい者スポーツ指導員	100
9. レクリエーション・インストラクター	102
10. 第一種衛生管理者	104
11. 公認スポーツ指導者	106
12. 建築士（一級・二級・木造）	108
13. 人間環境デザイン学科で推奨する資格	110
14. 社会福祉主事	111

IV. 教職課程

ライフデザイン学部で取得できる教育職員免許状	115
1. 教育職員免許状	116
2. 介護等体験について	121
3. 教育実習について	123
4. 教育職員免許状取得までの流れ	124
5. 教育職員免許状の必要科目	126
幼稚園教諭1種免許状	128
高等学校教諭1種免許状（福祉）	130
中学校教諭1種免許状（保健）	132
高等学校教諭1種免許状（保健）	134
中学校教諭1種免許状（保健体育）	136
高等学校教諭1種免許状（保健体育）	138
養護教諭1種免許状	140
高等学校教諭1種免許状（工業）	142

高等学校教諭 1 種免許状 (工芸)	144
V. 学籍及び各種証明書について	
1. 学籍	148
2. 納付金に関する取扱い	153
3. 各種証明書	156
4. 実習料	157
VI. 国際化推進プログラム等の紹介	
第1章 東洋大学海外留学制度	160
[1] 交換留学制度と認定留学制度	160
[2] 協定校語学留学	166
[3] 語学セミナー	167
第2章 学内留学プログラム SCINE (Study Courses IN English)	168
第3章 Toyo Global Leader (TGL) プログラム	170
VII. 学則その他	
1. 学則 (学籍に関する事項の抜粋)	174
2. 不正行為	175

建学の理念と創立者 井上円了

建学の理念

○建学の精神

「諸学の基礎は哲学にあり」「独立自活」「知徳兼全」

○東洋大学の教育理念

【自分の哲学を持つ】

多様な価値観を学習し理解するとともに、自己の哲学（人生観・世界観）を持つ人間を育成する。

【本質に迫って深く考える】

先入観や偏見にとらわれず、物事の本質に迫る仕方で、論理的・体系的に深く考える人間を育成する。

【主体的に社会の課題に取り組む】

社会の課題に自主的・主体的に取組み、よき人間関係を築いていける人間を育成する。

○東洋大学の心

【他者のために自己を磨く】

自分を磨くのは、人々のためにはたらくことができるようになるためであり、そのことを自覚して学業に励むのが東洋大学の心である。

【活動の中で奮闘する】

現実社会における活動の中にどこまでも前進してやまないのが、東洋大学の心である。



創立者 井上円了 博士

画：岡田 三郎助（第1回文化勲章受章）

東洋大学は、明治20（1887）年、哲学者・井上円了が創設した「私立哲学館」によってその歴史が始まりました。円了は幕末の安政5（1858）年、越後国長岡藩西組浦村（現在の新潟県長岡市浦）のお寺の長男として生まれ、明治14年、設立間もない東京大学文学部哲学科にただひとりの1年生として入学しました。勉学を通して「洋の東西を問わず、真理は哲学にあり」と確信します。当時のわが国は欧米文化至上主義の時代で、円了は西洋化に踊らされる日本を憂いていたと思われます。ここでいう哲学とは、「万物の原理を探り、その原理を定める学問」であり、それは観念的演繹的な哲学ではなく、事実と実証に基づく哲学であるという点が強調されました。

円了は創設前に「哲学はあらゆる事物の原理を定める学問であります。政治、法律はもとより科学や芸術まで、その根底には哲学がなくてはなりません」と述べています。この考え方から明治20年「私立哲学館」という哲学専修の専門学校を創設しました。これが現在の東洋大学の前身にあたります。

井上円了が教育を目指した哲学は、いわゆる「哲学者」の養成ではなく、思想や精神を練磨する術（すべ）であり、他に応用する能力も身につけなければならないものであると説いています。

哲学という言葉が初めて使われた明治時代から、哲学の欠如が問われている現在までの125年以上にわたり、東洋大学も激動の歴史を歩みながら、創立者井上円了の教育理念を継承してきました。

大学創設以降に、円了は「余資なく、優暇なき者」のために「社会教育」と「開かれた大学」を目指して活動を開始しました。その一つに、学校開設の翌年から「哲学館講義録」を発行して、通学できない者にも勉学の機会を与えました。これは当時としては画期的なことであり、この精神は現在の通信教育部に受け継がれています。

さらに、円了は30代から生涯続けることになる全国行脚を始めています。統計の残っている明治39年から大正7年までの13年間で、全国60市、2198町村において5291回の講演を行い、社会教育に力を入れました。明治の日本に新しい教育の扉を開こうとした円了の情熱がうかがえます。この心を伝え、現在の東洋大学では「開かれた大学」を目指し、講師派遣事業や、公開講座などを開催して、地域のみならず全国の人々に生涯学習の場を提供しています。

ライフデザイン学部で学ぶということ

ライフデザイン学部 学部長
医学博士 白石 弘巳



皆さんが東洋大学ライフデザイン学部で学ぶことを希望している内容は、福祉、保育、健康やスポーツ指導、ものづくり・まちづくり、などと多岐にわたるでしょう。それぞれの領域は、多分今皆さんが思っている以上に広がりと深さがあります。その結果、大学の学習では「選んで」「追求する」ことが求められます。皆さんは、これまでの「生徒」ではなく、まだ「研究者」ではありませんが、少なくとも「学生」になったのです。つまり誰かに言われてみんな一緒に行う「勉強」から、知りたいことに取り組み、運が良ければ、自分しか知らないことを発見するに至る「学問」の世界に向かって一歩踏み出すことを求められます。「選ぶこと」と「追求すること」は誰でも、すぐにできる訳ではありません。常に日本の社会で起きていることに注意を払い、世界の動きを見守ってください。深刻な問題も含め、これから出て行く世の中のことをよく知ることが、皆さんに生きる意味を与え、「選び」「追求する」力を育てます。「ライフデザイン学部」にはそれぞれの領域で皆さんの知識欲を満足させてくれる教員がいます。是非、積極的に、貪欲に学んでください。

単位取得のためには、授業出席を前提とし、一つの科目に対し、授業時間の2倍程度、事前、事後の学習を行うことが求められます。こうした努力を続け、卒業に必要な124単位以上を取得するのは決して楽なことではありません。今後、「この科目は自分にとって何のためになるのか」などと疑問を抱くことがあるかもしれません。私の大学時代、「組織学」という授業では来る日も来る日も顕微鏡をのぞき込み、組織標本を何色もの色鉛筆でスケッチさせられたり、「解剖学」の授業では骨を触って、その小さな凹凸の名前やそこに何という筋肉がついていたかを覚えさせられたりしました。担当教授は「細かいことは忘れてても良いが一度は覚えなさい。今やっていることはいつか必ず生きてくる。そう信じて一生懸命取り組みなさい」と言われました。正直言って、そのときは「そんなものか」と半信半疑でしたが、教員として皆さんのが学ぶカリキュラムづくりを真剣に考えるようになった今になって、それはとても貴重なアドバイスであったと思えます。

もう一つ是非忘れないでほしいことがあります。それは皆さんがどの学科に属していくようと、周囲の人は皆さんを東洋大学のライフデザイン学部の学生と見ているということです。就職の面接ではしばしば「東洋大学はどんな大学か?」「ライフデザイン学部は何を学ぶ学部か?」などと質問されるようです。東洋大学は哲学者井上円了先生を学祖とし、創立125周年を迎えた2012年に「伝統を未来に」を合い言葉に新たな一步を踏み出しました。ライフデザイン学部は今年創部11年目のまだ新しい学部です。皆さんが、東洋大学の目指すところを深く理解し、東洋大学での学びを誇りとし、志した個々の専門領域を越えて、伝統ある東洋大学と新しいライフデザイン学部の歴史に一頁を付け加え、胸を張って社会に羽ばたいて行くことを大いに期待しています。

この要覧には、皆さんのが4年間かけて学ぶライフデザイン学部の授業科目の概要やキャリア支援や資格取得の道筋などがまとめられています。履修に当たって是非じっくり読み込み、座右において活用してください。

ライフデザイン学部の教育研究上の目的

1 人材の養成に関する目的

- ① 人間の生活を総合的に捉え、幅広い人間価値の受容と個人や社会のニーズに的確に応えられる人材の養成
- ② 専門分野のみならず、多方面にわたる分野の関係性とその必要性を理解できる人材の養成
- ③ 専門的な職業観に基づく柔軟かつ的確な実践対応能力を発揮できる人材の養成
- ④ 新たなライフスタイルの創造を志向できる人材の養成
- ⑤ 国際的視点で判断し、表現し、コミュニケーションできる人材の養成

2 学生に修得させるべき能力等の教育目標

- ① 問題探求能力と課題の抽出及び提案能力
- ② 課題解決のための目標と解決までの作業プロセスを的確に企画し開示できる能力
- ③ 他者とのコミュニケーションの必要性を理解し実行できる能力
- ④ 参加者の規模にかかわらず、異なる思考をもつ多様な人々との対話を重視できる能力
- ⑤ 失敗を恐れず継続的改善を目指して自己を検証できる能力
- ⑥ 母国語以外の国際的言語によるコミュニケーション能力

3 その他の教育研究上の目的

学生、教職員が一体となり、共に物事を探求し、具体的に表現できる教育研究体制を確立すること

ライフデザイン学部の教育方針（ポリシー）

○ディプロマ・ポリシー（学位授与方針）

学部の教育課程に定められた科目を履修し、本学学則に定める卒業要件を満たした、以下の能力を備えた学生に対して、卒業を認定し、学位を授与します。

- (1) 人権を尊重する倫理観を身につけ、社会貢献を行う高い意欲を有する人材。
- (2) 系統的な知識と実践力を備えた専門家となりうる人材。
- (3) 子どもから高齢者、障がい者を含むすべての人々の豊かな生活を支援できる人材。
- (4) 分析力、発想力、創造力、コミュニケーション力を磨き、社会で求められる指導力を身につけ、さまざまな業界でイノベーションの起点となる人材。

○カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成・実施方針）

「教育目標」、「ディプロマ・ポリシー」を踏まえて、専門的な知識及び技術をもって教育を行います。また、正課内および正課外授業によって、学士力および社会人として身につけるべき能力を培います。

1. 教育課程編成の体系化

- (1) 基礎的な学力と豊かな教養を身につけるための基盤教育科目を配置する。
- (2) 幅広い知識の習得を踏まえ、各学科・専攻における特色を生かした専門分野やコースを設定する。
- (3) 実践的力量形成が求められる分野・領域については演習科目を、技術修得が必要な領域・分野については実習科目を、適宜配置する。
- (4) 学部共通の必修科目を設定して、学部の教育内容を明解にする。
- (5) キャリア形成を支援するため、社会人基礎科目を配置する。
- (6) 実社会への適用を図るため、諸資格取得に対応した教育課程の編成および実践的な科目を配置する。

2. 教育方法、教育充実の取り組み

- (1) 学部・学科の専門領域の学習を教員と学生とが一体となって行ない、その成果を積極的に社会に還元する。
- (2) アクティブラーニング等の参加型授業を展開して、学生の自立性を培う教育を実践する。
- (3) 学科・専攻の専門領域の学修とともに、学部の他学科・専攻との関連領域へと理解を広め、哲学、語学などの素養を身につける広い視野と高い見識を有することができる教育を行う。
- (4) 実習・実技を踏まえた、資格養成等の実践的な教育を行う。

○アドミッション・ポリシー（学生の受け入れ方針）

「人材の養成に関する目的」、「教育目標」を踏まえて、専門性を修得する意欲、資質など、求める人材像等本学部の学生受け入れの基本方針を明示します。

- (1) すべての人の生活を支援するために必要とされる支援について、基本的考え方を学び、習得した知識や技術をさまざまな現場で実践的に生かそうと強い意欲を持った学生。
- (2) 実践的な学びと専門性を發揮できるような教育を期待する学生。
- (3) 現代人のライフ（生命、生活、人生）に関する学問（生活、健康、環境）を学び、人間の豊かな生活の創造を目指す学生。

I . 授業について

第1章 学修にあたって

1. 学期

本学は1年間を次の学期に分けます。

春学期 4月1日から9月30日まで

秋学期 10月1日から翌年の3月31日まで

※授業開始日・終了日や年間スケジュールは授業時間割表や学生生活ハンドブックの「ライフデザイン学部学年暦」で確認してください。

2. セメスタ制度

ライフデザイン学部はセメスタ制度を採用しています。セメスタ制とは、1年間を2つの学期（セメスタ）に分け、4年間で8つのセメスタを段階的に積み上げて卒業するシステムです。セメスタ毎に授業や成績評価が完結することによって授業効果を高め、学生が集中して学ぶことができ、幅広い科目選択が可能になります。

		第1セメスタ
		第2セメスタ
		第3セメスタ
		第4セメスタ
		第5セメスタ
		第6セメスタ
		第7セメスタ
		第8セメスタ
		卒業

3. 単位制

授業科目には学修時間に応じた単位数が定められており、卒業要件等の履修基準は修得すべき単位数によって規定されています（P25～「Ⅱ. カリキュラムについて」を参照）。

1単位は、授業や自習をすべて含めた30～45時間の学修に対応しており、授業の占める時間は、講義・演習科目は15時間、外国語科目は30時間、実験・実技・実習科目は30～45時間と設定されています。

標準的な授業実施形態は、週1回1学期15回授業が実施されます。授業の講義時間はどの科目も、90分です。

授業科目等	単位数	授業回数 (1学期)	学修時間	
			授業時間	予習復習時間
講義・演習科目	1単位	15回	15時間	30時間
外国語科目	1単位	15回	30時間	15時間
実験・実技・実習科目	1単位	15回	30～45時間	0～15時間

4. 修業年限と在学年限

修業年限は4年（8セメスタ）、在学年限は通算して8年（16セメスタ）が限度になります。ただし、休学期間の年数は在学年数に算入しません。

5. 学士の学位授与

卒業要件（卒業に必要な単位数）を満たし、修業年限を経過した者には、以下の学位が授与されます。

生活支援学科 : 学士（生活支援学）

健康スポーツ学科 : 学士（健康スポーツ学）

人間環境デザイン学科 : 学士（人間環境デザイン学）

第2章 授業

1. 授業の開講時限・時間帯

授業科目は、春学期又は秋学期のいずれかに開講され、授業は月曜日から土曜日まで行われます。

授業時間は次のとおりです。各授業は原則週に1回で、春学期・秋学期各15週行い、定められた曜日時限に行われます。年度初めに配布される「履修登録のしおり・授業時間割表」を参照してください。

時限	授業時間
1 時限	9：00 ~ 10：30
2 時限	10：40 ~ 12：10
昼休み	12：10 ~ 13：00
3 時限	13：00 ~ 14：30
4 時限	14：40 ~ 16：10
5 時限	16：20 ~ 17：50

2. 休講

教員のやむを得ない理由や大学の行事等により授業を休講することがあります。担当教員より連絡を受け次第、電子掲示板および東洋大学学務システム「ToyoNet-G」（以降、ToyoNet-G）に掲示情報として配信しますので、授業が始まる前に必ず確認してください。

なお、電子掲示板およびToyoNet-G等に休講掲示がされていないにもかかわらず、授業開始時刻から30分経過しても担当教員が不在の場合は、その科目は休講となり、補講が実施されます。朝霞事務課教務担当窓口に連絡の上、指示を受けて下さい。

3. 緊急時の授業の取扱い

(1)台風の接近等により交通機関の混乱が予想される場合および災害等により交通機関が運行停止している場合の授業の取扱いについて

台風の接近等により交通機関の混乱が予想される場合および台風・地震の災害等により交通機関が運行停止となった場合（人身事故等一般的な運行停止を除く）の授業の取扱いについては、本学のホームページ・ToyoNet-Gおよび公式Twitterでお知らせしますので、大学の指示に従ってください。ホームページはアクセスが集中し、繋がりにくい場合がありますので、ToyoNet-Gも利用してください。

なお、授業中に交通機関の混乱等が予想される場合は、学内掲示、学内緊急放送にてお知らせします。

(2)大規模地震の警戒宣言が発令された場合の授業の取扱いについて

大規模な地震の発生が予想され、警戒宣言が発令された場合の授業の取扱いについても、本学のホームページ・ToyoNet-Gおよび公式Twitterにてお知らせしますので、大学の指示に従ってください。授業中に警戒宣言が発令された場合は、学内掲示、学内緊急放送にてお知らせします。

※学内で実施される講演会・講座等についても、上記措置に準ずるものとします。

4. 補講・集中講義

次のような場合で、補講・集中講義を実施するときは、その内容を事前に学内補講掲示板およびToyoNet-Gに掲示情報を配信しますので、登校した際に必ず確認してください。

5. 欠席

- (1)授業が休講となったとき。
 (2)その他の理由で、特別に補講・集中講義を必要とするとき。

やむを得ない事由（病気、怪我、交通機関の遅れ、忌引）により、授業を欠席した場合は次の授業時に担当教員へ直接申し出てください。連絡が取れる場合は、なるべく事前に連絡してください。

ただし、以下(1)～(4)の場合は、朝霞事務課教務担当窓口にて所定の手続きを行ってください。

(1)正課の学外実習のために欠席する場合

正課の学外実習のために欠席する際は、朝霞事務課教務担当窓口にて「学外実習に伴う欠席届」に必要事項を記入し、確認印を受けた後、欠席届を担当教員へ提出してください（学外実習の実施日以前に提出する必要があります）。ただし、欠席届の提出をもって、出席扱いになるわけではありません。

対象となる実習は下記の通りです。

〔教育実習・養護実習、介護等体験、看護学実習、介護福祉実習、
保育実習、社会福祉援助技術現場実習、精神保健福祉援助技術実習、
健康産業施設等現場実習、生活支援学専門実習、精神保健福祉専門実習、医療福祉専門実習、国際健康スポーツ交流〕

(2)介護福祉士コースおよび保育士養成課程の学生が、やむを得ない理由により欠席する場合

介護福祉士コースおよび保育士養成課程に所属する学生が、病気や怪我、交通機関の遅れ、忌引などやむを得ない理由で欠席した場合は、欠席した日時と理由がわかる証拠書類（医師の診断書や領収書等、遅延証明書、会葬案内等）を持参の上、朝霞事務課教務担当窓口にて「欠席届」に必要事項を記入して、確認印を受けた後、各自担当教員へ提出してください。ただし、欠席届の提出をもって、出席扱いになるわけではありません。

(3)感染症により欠席する場合

麻疹やインフルエンザ等の感染症に罹患した場合、感染の拡大を防止するため、大学への出席は停止となります。医師により登校可能と判断されたのち、「感染症治癒証明書」を医務室に提出したうえで、担当教員に申し出てください。詳細は本学のホームページ等で確認してください。

※介護福祉士コースおよび保育士養成課程に所属する学生は、上記(2)の欠席届の手続きを行ってください。

(4)長期間（3ヶ月以上）欠席する場合

病気や怪我・留学等の理由で、3ヶ月以上欠席する場合は、ライフデザイン学部教授会の許可を得て、休学することができます（履修要覧P150参照）。詳細は、朝霞事務課教務担当窓口に相談してください。

6. 教員との連絡

- 教員への連絡・授業内容に対する質問等がある場合には、
 (1)専任教員については、ToyoNet-Gの教員プロフィールに記載されている連絡先を利用してください。

※確認方法

ToyoNet-Gログイン>学生メニュー>シラバス・教員プロフィール>
教員名検索

- (2)他キャンパスの教員もしくは非常勤講師については、授業終了から20分後までに講師控室にて直接連絡をするかToyoNet-Gの教員プロフィールに記載されている連絡先を利用してください。
朝霞事務課窓口や講師控室では教員の連絡先を教えることはできません。

7. オフィスアワー**(1)オフィスアワーとは**

正課の授業とは別に学生と教員のコミュニケーションを密接にする場として設けた時間帯のことです。あらかじめ設定された時間帯に専任教員が研究室で待機し、学生からの質問や相談を受けやすくするための制度です。学生は、自分の所属する学科の教員だけでなく、どの学部・学科の教員を訪ねてもかまいません。

オフィスアワーでは、授業内容に関する質問や、単位取得について、学習の進め方、履修登録プランなどの相談のほか、レポート指導など、学習に関することをはじめ、卒業後の進路、転部・転科、休学などの進路に関すること、留学、就職、大学院進学のための推薦状に関することなど、学生生活全般にわたって個人的な相談をすることができます。先生方は、学生の皆さんの様々な相談に応じ対処してくださいますが、対処しきれない事柄については、他の専門の先生や、学内外の適切な関係者（組織）をご紹介くださるでしょう。

(2)オフィスアワーの活用方法

オフィスアワーを活用する際は、ToyoNet-G（学務システム）のシラバス「教員プロフィール」に記載されている「オフィスアワー」の時間帯を確認し、研究室を訪問してください。事前に予約が必要な場合もありますので、確認をしてから訪問してください。

8. シラバス

シラバスとは、授業科目の詳細な授業計画のことであり、授業名、担当教員、単位数、開講学期・时限、講義概要・目的・計画、成績評価方法・基準、事前事後学習に関する指示、教材等の情報を提供するものです。

科目選択や履修計画のための情報を提供する役割のほか、事前事後を含む学習の指針を示す役割を果たしているため、履修科目のシラバスは必ず確認するようにしてください。

※確認方法

ToyoNet-Gログイン>学生メニュー>シラバス・教員プロフィール>
キーワードもしくはカテゴリ別で検索

第3章 履修登録

1. 履修登録

履修登録は年2回行います。

[注意事項]

授業を受け、単位を修得するためには事前に授業科目の登録が必要になります。これを「履修登録」といい、各学科の授業科目に沿って履修計画を立て、授業科目の登録を学期毎にしなければなりません。

定められた期間に「履修登録」を怠ると、履修する科目的受講・受験ができず、単位も修得できなくなるので注意してください。

- (1)履修登録にあたっては、履修要覧、シラバス（ToyoNet-Gを参照）、授業時間割表等を熟読のうえ、時間割を作成してください。
- (2)教育課程表に示された配当学年に従って履修登録してください。配当学年が自分の学年よりも下の科目は履修することができます。
- (3)履修登録期間以降の訂正・削除は一切認めません。
- (4)授業時間割及び講義内容等に変更があった場合は、学内掲示板に掲示します。
- (5)履修登録後、「履修登録確認表」を必ず出し、成績発表時まで保管してください。
- (6)資格取得を希望する学生は、「III. 諸資格について」および「IV. 教職課程」で資格取得のための条件を確認してください。
- (7)1セメスターで履修登録できるのは原則24単位までとなります。
- (8)同一科目を2つ以上履修することはできません。
- (9)すでに一度単位を修得した科目を再度、履修登録することはできません。

履修関係書類配布：新入生 就学手続時
在校生 進級手続時

『履修要覧』『履修登録のしおり・授業時間割表』等の配布。

ガイダンス（新入生のみ）

新入生は新入生教育で履修登録のガイダンスがあります。
(2~4年生はガイダンスは行わないでの、『ToyoNet-G利用ガイドブック』の「履修操作マニュアル」を参照すること)

時間割作成

『履修要覧』、『シラバス（ToyoNet-Gを参照）』、『履修登録のしおり・授業時間割表』、前学期の「成績表」をもとに今学期履修する授業を決め、時間割を作成する。

履修登録

作成した時間割を履修登録（携帯電話・スマートフォンからは不可）。
履修登録期間内なら登録を何度も変更可能（事前登録された科目を除く）。

履修登録確認表【保管用】の出力

各自の履修科目を証明する書類となるので、必ず出し成績発表時まで大切に保管してください。
※履修登録確認表の提示がない場合には、履修に関するトラブルは一切受け付けることができません。

履修登録完了

2. 大学院開講科目の先行履修制度について

ライフデザイン学部では、大学院福祉社会デザイン研究科との連携を強め、大学院への進学を希望する学生に対し、学部の時から専門的な学修の継続を図ることを目的として、福祉社会デザイン研究科ヒューマンデザイン専攻および人間環境デザイン専攻が開講する博士前期課程の授業科目を、学部在学中に履修できる「先行履修制度」を導入しています。

[本制度利用の要件]

- 以下の①～③全ての項目を満たす者とします。
- ①ライフデザイン学部4学年に在学していること。
- ②ライフデザイン学部卒業後、福祉社会デザイン研究科ヒューマンデザイン専攻または人間環境デザイン専攻博士前期課程に進学の意思があること。
- ③先行履修を希望する時点の成績が、ヒューマンデザイン専攻または人間環境デザイン専攻学内推薦の前年度の出願基準を満たしていること。

[制度詳細]

(1)履修単位数の取扱い

先行履修する授業科目の単位数は、セメスタごとの履修上限単位数(24単位)には含まれません。

(2)履修単位数の上限

先行履修できる授業科目の単位数は、最大で10単位です。

(3)修得単位の取扱い

先行履修で修得した授業科目の単位は、ライフデザイン学部の卒業要件単位には算入されません。

(4)履修可能な科目

対象となる授業科目は、当該年度にヒューマンデザイン専攻または人間環境デザイン専攻で開講する科目的うち以下の科目で、かつ担当教員の許可を得た科目となります。ただし、その授業科目を履修する大学院生がいない科目については、履修できません。

- ・ヒューマンデザイン専攻・・・研究指導を除く科目
- ・人間環境デザイン専攻・・・特別演習および研究指導を除く科目

(5)履修登録の方法

先行履修を希望する学生は、大学院の履修登録期間に、定められた手続きに則って履修登録を行ってください。

(6)単位認定の上限

先行履修し、修得した授業科目の単位は、ヒューマンデザイン専攻または人間環境デザイン専攻に進学後、申請することにより、当該の専攻会議および福祉社会デザイン研究科委員会が教育上有益と認める場合に、10単位を超えない範囲で修了要件単位数の一部に算入することができます。

(7)単位認定の方法

単位認定を希望する場合は、大学院進学後最初のセメスタにおける履修登録期間に、定められた手続きに則って申請を行ってください。ただし、カリキュラムの改廃等の理由により、修了要件単位とならないことがあります。

第4章 試験・レポート

1. 試験

(1)履修登録した科目的単位を修得するためには、**授業回数の3分の2以上出席し、所定の試験に合格しなければなりません。**

(2)試験には、平常試験と学期末に行う定期試験があります。科目によっては、レポートまたは平常点によって評価する場合もあります。詳細はToyoNet-Gのシラバス照会にて確認してください。

[平常試験]

平常の授業期間に、科目担当教員によって随時行います。この場合の日程等については授業時や掲示等で確認してください。

[定期試験]

春学期試験（7月～8月）および秋学期試験（1月～2月）を、全学的に一定の試験期間を設けて行います。実施期間については、授業時間割表や学生生活ハンドブックの「ライフデザイン学部学年暦」で確認してください。

[受験上の注意]

試験実施の約2週間前に試験時間割表を掲示板およびToyoNet-Gで発表します。

試験時間割表には受験上の注意事項も記載されています。主な事項を記しておきますので心得ておいてください。

- ①試験解答開始後20分までに入室しないと受験資格を失います。原則、途中退室は認めません。途中退室した場合、再入室はできません。
- ②学生証がないと受験できないので必ず携帯し、試験会場では机上の指示された場所に写真の面を表にして提示してください。万一、学生証を忘れたときは、事前に朝霞事務課教務担当窓口で「仮学生証」の交付を受けてください。
- ③答案用紙には黒のペンまたはボールペンで学科・学年・学籍番号・氏名を必ず記入してください。学籍番号は10桁を記入してください。なお、学籍番号・氏名のない答案は無効となります。
- ④試験会場への持込が許可されているものであっても学生間での貸し借りは不正行為とみなします。
- ⑤試験会場では、スマートフォン・携帯電話・電子機器（電子辞書）の電源を切ってください。机上に置くことや時計代わりに使用することはできません。
- ⑥天災・病気・その他やむを得ないと認められる理由によって定期試験を受けることができなかった場合は、すみやかに朝霞事務課教務担当窓口へ証拠となる書類（医師の診断書、遅延証明書、会葬案内等）を添えて届け出て、指示を受けてください。
- ⑦科目によっては、平常授業時間内に試験が行われる場合もあります。この場合の日程等については授業時や掲示等で確認してください。
- ⑧「履修登録確認表」に記載されていない科目を受験しても無効です。
- ⑨試験に際しては、すべて監督者の指示に従ってください。

[不正行為]

不正行為（本学の規則に反する行為、または学生の本分に反する行為）を試験において行った場合は、学則第57条に則り処分されます。

1. 処分の種類

処分は譴責、停学、無期停学とする。

2. 処分とその対象となる不正行為

(1)譴責の対象となる行為

- ①持ち込みが認められているものの貸借。
- ②他人の答案の覗き見、答案を故意に他人に見せまたはそれを見る行為。
- ③試験監督者もしくは監督補助者からの注意を無視した行為。
- ④その他、前各号の一つに準ずる行為。

(2)停学1ヶ月の対象となる行為

- ①解答用紙を交換する行為。
- ②許可されていないもの（カンニングペーパーおよびそれに類するもの）の持ち込み。
- ③書き込みを許可されていない持ち込み許可教材、机上、手掌等へ書き込みをしての受験、または、これに類似する行為。
- ④試験監督者または監督補助者からの注意に対する暴言。
- ⑤その他、前各号の一つに準ずる行為。

(3)無期停学の対象となる行為

- ①替玉受験。
- ②在学中における再度の不正行為。
- ③試験監督者または監督補助者からの注意に対する暴力行為。
- ④その他、極めて悪質な行為。

3. 処分に伴う措置

- (1)処分の種別にかかわらず、不正行為のあった試験科目の単位は、当該学期において認定しない。また、上記「2.(2)」および「2.(3)」の停学の対象となる行為については、当該学期の試験期間において実施される全ての試験科目の単位を認定しない。
- (2)停学期間は当該学部で処分を決定した日（教授会開催日）の翌日から算定する。
- (3)決定した処分内容については、不正行為者が所属する学部の学部長が、本人及び保証人と面接の上、通達する。
- (4)停学期間中は、不正行為者に対してその所属学部が教育的指導を行う。
- (5)「譴責の対象となる行為①および②」、「停学1ヶ月の対象となる行為①」、「無期停学の対象となる行為①」の不正行為は、その当事者すべてが上記(1)～(4)の措置の対象となる。

4. 不服申立て

不正行為の指摘を受けた学生は、不服申立てをすることができる。
(なお、上記不正行為に関する事項については改訂される場合もある)

2. 卒業再試験

卒業再試験の取り扱いは下記のとおりである。

(1)受験資格

以下の全ての条件を満たす場合、受験資格を有する。

- ①4年次8セメスタ以上の学生で卒業を希望する者。
- ②卒業要件に対して、不足単位数が3科目6単位以内である。

(2)対象科目

卒業再試験の対象となる科目は以下の全てに該当する科目とする。

- ①卒業当該学期に履修登録を行っている科目
- ②卒業単位充足者発表時に「D」評価を得た科目
- ③担当教員が卒業再試験を実施する科目

(3)対象除外科目

- ①演習、実習、実験、実技、ゼミナール関係科目
- ②卒業研究、卒業論文、卒業制作
- ③教職科目のうち、教職に関する科目
- ④不正行為等により無効となった科目
- ⑤通常の評価において「E」または「*（評価対象外）」と判定された科目
- ⑥科目の性質上、担当教員・学部長が協議し、卒業再試験にふさわしくないと判断した科目。ただし、その科目については履修登録以前に卒業再試験を実施しないことを明示した科目とする。

(4)受験手続

卒業当該学期の卒業単位充足者発表時において定められた時間内に面接を受け、所定の手続きを行うこと。

- ①再試験手続きを行わなかった場合は、自動的に受験する権利を失います。
- ②受験しようとする者は、卒業再試験対象科目であり、かつ卒業再試験を行う科目の中から、卒業に不足する単位数分の科目数のみ受験することができる。
- ③代理人による手続きは認めない。

(5)受験料

卒業再試験受験料は以下の通りとする。

1科目5,000円

(6)卒業再試験の評価

卒業再試験の評価は以下の通りとする。

- ①成績評価基準は、定期試験で実施した基準と同等とする。
- ②卒業再試験の結果、合格した科目の成績評価の上限は「C」評価となる。
- ③卒業再試験の結果、不合格が1科目でもあった場合は原級となり、全ての受験科目の成績評価は卒業再試験受験以前の「D」評価となる。

3. レポート

レポート提出方法、日時、提出先を授業時および掲示板で確認してください。

※朝霞事務課教務担当窓口では、レポート郵送先・教員の連絡先の照会に応じることはできません。

第5章 成績評価

1. 単位の認定

- (1)単位の認定は出席・試験またはレポートなどによって評価されます。
 (2)履修登録した科目についてのみ成績評価されます。

2. 成績の評価

成績の表示は次の通りです。

【東洋大学成績評価基準】

合否	成績表示	点数	基 準
合格	S	100～90	到達目標を充分に達成し、極めて優秀な成果を収めている。
	A	89～80	到達目標を充分に達成している。
	B	79～70	到達目標を達成している。
	C	69～60	到達目標を最低限達成している。
不合格	D	59～40	到達目標を達成していない項目がある。
	E	39以下	到達目標の項目の全てまたはほとんどを達成していない。
	*	評価対象外	出席・試験・レポート提出等の評価要件を欠格。

※評価対象外とは、授業期間を通じ出席不良、または不受験・レポート未提出のため成績評価の判断ができないものを指します。

※上表の他に、留学先大学での学修成果などを単位認定する場合、「T」を合格の評価として使用する場合があります。

[成績の通知]

- (1)学期毎に成績を通知します。成績発表の日程については授業時間割表ライフデザイン学部学年度の「朝霞キャンパスカレンダー」や学生生活ハンドブックの「ライフデザイン学部学年暦」、掲示等で確認してください。
- (2)成績表は定められた期間内であればToyoNet-Gにて出力が可能です。
- (3)履修登録し、受講・受験したにもかかわらず、成績表に評価が記載されていない場合や、*印が記載されていない場合は、「成績表」と「履修登録確認表」を持参のうえ、成績調査期間内に朝霞事務課教務担当窓口で確認してください。
- (4)年2回、保証人へ成績表を送付します（休学中を除く）。

[成績調査]

- (1)成績発表後、次の①～③に該当する場合については成績調査を行い、成績評価を確認することができます。
 - ①履修登録をしたが、成績評価の記載がない科目
 - ②履修登録をしていなかったが、成績評価が記載されている科目
 - ③履修登録し、シラバスにある成績評価基準を満たしているが、成績評価が間違っていると思われる十分な理由がある場合に、科目担当教員に成績評価に間違いかないか、確認を求めたい科目。

※③の場合については成績の再考を求めるものではないので、十分に注意すること。
- (2)成績調査の申請および確認方法については掲示板およびToyoNet-G等で確認してください。

[学習指導]

各セメスター終了時の成績の結果により、単位修得状況が思わしくない場合、専任教員による指導を行う場合があります。

3. GPA制度

GPA (Grade Point Average) 制度を導入しています。

GPAとは、授業科目ごとの成績に対して、4.0～0.0のグレード・ポイントを付与し、この1単位あたりの平均を算出したもので、学生の学習到達度をはかる指標として、国内外の大学で広く使われています。

[GPAの算出方法]

$$\text{GPA} = \frac{(S\text{の修得単位数} \times 4.0) + (A\text{の修得単位数} \times 3.0) + (B\text{の修得単位数} \times 2.0) + (C\text{の修得単位数} \times 1.0) + (D\text{の修得単位数} \times 0.0) + (E\text{の修得単位数} \times 0.0) + (*\text{の修得単位数} \times 0.0)}{\text{総履修登録単位数}}$$

※対象とする科目は、卒業要件の科目とし、卒業要件以外の資格科目・自由科目は対象となりません。

※対象とする評価は、「S, A, B, C, D, E, *」とし、認定の評価「T」は対象となりません。

※再履修で評価を受けた成績については、最新の成績が反映されます。

※GPAは計算結果の小数点第3位を四捨五入し、小数点第2位までを表示します。

GPAは、「成績表」に、直近と累積の値が記載され、海外留学の際の学力指標や、学内奨学金の採用基準となる他、成績優秀者の表彰や、学内の学習指導に利用されることがあります。

[履修取消について]

履修科目の取り消しを希望する場合は、定められた履修取消期間に朝霞事務課教務担当窓口で手続きしてください。

なお、履修科目の追加・変更はできません。

第6章 朝霞事務課 窓口取扱いおよび掲示板について

大学からの通知・連絡などは、すべて掲示により行います。必ず掲示板を確認してください（ToyoNet-Gを検索して確認することもできますが、すべての掲示がWeb上で確認できるわけではありません）。
※大学への問い合わせはすべて窓口で受付けます。電話およびメールによる授業・休講・試験などに関する問い合わせには一切応じません。

[窓口等取扱時間]

窓口等		場所	取扱時間(月～金)	取扱時間(土)
朝霞事務課	教務	研究管理棟1階	9:30～13:00 14:00～18:00	9:30～12:45
	総務		9:30～13:00	
	学生生活		14:00～16:45	
図書館カウンター		図書館2階	8:45～19:45	8:45～15:45
医務室		講義棟1階	9:30～17:45	9:30～12:45
学生相談室		大学院・研究棟2階	9:30～13:00 14:00～16:45	9:30～12:45
証明書発行機		研究管理棟1階朝霞事務課前	9:00～18:00	9:00～13:00
P C教室		情報実習棟2階	ホームページ・掲示を参照	
就職・キャリア支援室 教職支援室		研究管理棟1階	9:30～16:45	9:30～12:45

※夏季休暇・大学祭期間中・冬季休暇・春季休暇は、受付時間等が変更となる場合があります。掲示・ホームページで確認してください。

[掲示板]

	掲示内容	掲示場所
教務関係	休講	講義棟1階電子掲示板 およびToyoNet-G
	補講	講義棟1階補講掲示板 およびToyoNet-G
	教室変更・授業時間割	講義棟2階講209教室前掲示板
	試験・レポート・成績・学籍・ 学生呼出・資格	中央掲示板
総務関係	納付金・大学公示	
図書館関係	開室時間・貸出など	
学生生活関係	学生呼出・拾得物・奨学金・ イベント情報・学生相談室・ 医務室・セミナーハウス・ キャリア形成支援・就職活動支援	研究管理棟1階掲示板
	キャリア形成支援・就職活動支援・ ボランティア募集	

II. カリキュラムについて

- | | | |
|-----|----------------|-------------|
| 第1章 | 生活支援学科生活支援学専攻 | : P 29~P 38 |
| 第2章 | 生活支援学科子ども支援学専攻 | : P 41~P 47 |
| 第3章 | 健康スポーツ学科 | : P 51~P 57 |
| 第4章 | 人間環境デザイン学科 | : P 61~P 67 |

※入学年度のカリキュラムのみ適用されます。

第1章 生活支援学科生活支援学専攻

生活支援学科 生活支援学専攻

専攻長の挨拶

生活支援学専攻長
渡辺 裕美



生活支援

自らを育み誰かを支える

生活支援学専攻の学生の皆さん、大学教育を通して、自らを育みましょう。

生活支援学専攻には、社会福祉士・精神保健福祉士・介護福祉士のすべての福祉系国家資格に対応する「総合福祉」教育カリキュラムがあります。学生は、自分の興味関心に応じてカリキュラムを選択できます。

今日の社会では、たとえば介護に強い社会福祉士、家族支援が行える介護福祉士、アルコール依存と同時に低所得や住宅保障を行う精神保健福祉士など、複数の資格領域をまたぐ総合的な知識と援助技術を持つ福祉専門職が望まれています。生活支援学専攻の幅広い科目から、皆さんが興味関心ある分野の学びを積み上げ、社会が求める福祉専門職をめざしてください。

学びを積み上げ、自らの基盤を固めましょう。まず、足元、立ち位置を決める。そこから周りを見る。視野を外に広げていくと、その先が見えてきます。単に、与えられるのを待つ、教えられたことを憶える、のでは足りません。自ら学びとしていく姿勢が何よりも大切です。

福祉専門職の強みは、1. そばにいて、よりすること、2. 日常生活の実行場面に関与して、その人の力を引き出すこと・必要時補うこと、3. 福祉サービスや制度を知っていて、その人が必要な時に、うまく使えるように支援すること、にあります。

誰かのそばにいる、そんなことは簡単だと思われるかもしれません、実は難しいのです。誰かにそばにいてほしいと望んでいる人も、どのくらいの距離で、どんなつながりを望んでいるか、その時々で動きます。潜在ニーズがあるのに自分では気づいていない人もいます。声を挙げられない人もいます。

生活支援学専攻では、福祉専門職になるための、知識を体系的に学びます。効果的な教育カリキュラム、豊富な演習や実習、を通して、状況をどう読み解き、どんな支援をどう組み立てていくか、自分で判断し、行動していくことのできる力を育成します。

大学は、学問を修める場です。同時に、皆さん自身が自主的に自らを育む場でもあります。生活支援学専攻で学ぶ4年間が、皆さんの糧となるように、自らを育み、誰かを支えるために、精一杯学び、研鑽されることを希望しています。

生活支援学科生活支援学専攻の教育研究上の目的

1. 人材の養成に関する目的

生活支援学専攻では、社会福祉学を基礎とし、介護福祉、精神保健福祉、医療福祉などの関係分野に関する専門的知識や実践的技術を培い、高い見識をもって、相談やケアを必要とする人々の支援に携わり、国際的な動向にも強い関心を払い、やがてはそれぞれの分野において指導的立場を担える人材を養成することを目指している。

2. 学生に修得させるべき能力等の教育目標

生活支援学専攻では、ライフデザイン学という新しい学問体系の中で、さまざまな人々のそれぞれのライフステージにおいて見出される生活支援に関する課題の解決に向け、課題を個人、家庭、行政など異なる水準において系統的、論理的に整理し、自ら考え、対処の方向を見出し、関係者と連携して、行動することができる能力を培うことを教育上の目標とする。

3. その他の教育研究上の目的

ライフデザイン学部の他の2学科の教育とも相俟って、自らの専門領域にとどまらず、現代社会の諸事象を深く理解し、信念と社会の一員としての自覚をもって行動できる人材を養成する。

生活支援学科生活支援学専攻3つのポリシー

1. アドミッション・ポリシー（入学者受入れの方針）

生活支援学専攻では、社会福祉の専門性を習得し、社会福祉士となることに加え、介護福祉、精神保健福祉や医療福祉など、幅広い分野での社会貢献を目指す学生を養成することを目標としている。必要とされる支援についての基本的考え方を学び、習得した知識や技術をさまざまな福祉の現場で実践的に生かそうという強い意欲を持った学生を受け入れることを方針としている。

そのための基礎学力として、入学試験では、国語・英語・社会を重視し、学力試験の基本科目としている。また、学力と同時に、福祉分野に強い関心を抱き、誠実に職務を担うことができる人材を求めていていることから、面接や小論文でそうした能力や適性を評価する自己推薦や学校推薦による選抜も実施している。学生の受け入れ方針を定めるに際しては、高等学校との情報交換を密にし、学生のニーズを的確に把握することに努めている。

2. カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）

生活支援学専攻では、従来の一般教養科目に加え、社会福祉士の養成校として開講すべき科目を順次性に配慮して系統的に配置するとともに、介護福祉士並びに精神保健福祉士の養成校として必要とされる科目、さらには医療福祉の専門的知識を習得する科目についても順次性に配慮して系統的に配置し、社会福祉士関連科目とこれらのいずれかの科目を並行して習得できるように教育課程を編成する。入学後は、生活支援学演習を必修とし、特に1年次においては、文章による表現能力や対人場面におけるコミュニケーション能力を高めることに力を入れるほか、学内外で幅広い福祉現場で働く人々との交流の機会を設けるよう努めている。また、諸資格取得に際しては、必須とされる学外実習に加え、より幅広く、かつ深く福祉のさまざまな現場を経験できるようインターンシップなどを活用できる科目を開講する。さらに、企業や行政における貢献を希望する学生には語学教育を重視した総合的な人材育成が可能となるような科目を開講する。

3. ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）

生活支援学専攻では、従来の学際的な人材養成を踏まえ、社会福祉士として社会貢献できるに足る系統的な知識と技能を習得することを基盤とし、学生の進路に応じ介護福祉、精神保健福祉、あるいは医療福祉のいずれかに関しても、専門職として社会貢献できるに足る水準の知識と技能を習得することをもって学位を授与する。

1. 生活支援学科 生活支援学専攻 教育課程表

		第1学年	第2学年	第3学年	第4学年
基盤教育(16)	哲学・思想	哲学(2) 美術一般(2)	井上円了と東洋大学A(2) 音楽一般(2)	井上円了と東洋大学B(2)	人間と宗教(2)
	自然・環境・生命	生命と倫理(2) 生活と環境(2) 危機管理と救急法(2)	生死の社会学(2) 生活と栄養(2)	数学(2) ジェンダー論(2)	物理(2) 世代論(2)
	日本と世界の文化・歴史	英米の文化とことば(2) 文化人類学(2) 口頭表現法(2) プレゼンテーション技法(2)	ドイツの文化とことば(2) 児童文学(2) 文化論(2)	フランスの文化とことば(2) 国語表現法(2) 文章読解(2)	中国の文化とことば(2) 韓国の文化とことば(2) レポート・論文のまとめ方(2)
	現代・社会	社会学(2) 経済学(2) 生活と住居(2) 家族の社会学(2)	心理学(2) 経営学(2) まちづくり(2) 生活と家族(2)	法学(2) 基礎会計学(2) 地域研究法(2)	日本国憲法(2) 学校と地域(学校安全を含む)(2) 人権と生活(2)
	総合	総合Ⅰ(2) 全学総合Ⅰ A(2) 全学総合Ⅰ B(2)	総合Ⅱ(2) 全学総合Ⅱ A(2) 全学総合Ⅱ B(2)	総合Ⅲ(2)	総合Ⅳ A(2) 総合Ⅳ B(2)
	文化間コミュニケーション(4)	必修(4)	英語Ⅰ A(1) 英語Ⅰ B(1)	英語Ⅱ A(1) 英語Ⅱ B(1)	
		選択	英語Ⅲ A(1) 英語Ⅲ B(1) 韓国語Ⅰ(1) 韓国語Ⅱ(1)	ドイツ語Ⅰ(1) ドイツ語Ⅱ(1) TOEICⅠ A(1) TOEICⅠ B(1)	フランス語Ⅰ(1) フランス語Ⅱ(1) TOEICⅡ A(1) TOEICⅡ B(1)
	スポーツと健康	スポーツ健康科学実技Ⅰ A(1) スポーツ健康科学実技Ⅰ B(1)	スポーツ健康科学実技Ⅱ A(1) スポーツ健康科学実技Ⅱ B(1)	スポーツ健康科学実技Ⅲ A(1) スポーツ健康科学実技Ⅲ B(1)	
	社会人基礎科目	社会人基礎力入門講義(2) キャリアアドベロップメント論(2)	企業家論(2) 企業のしくみ(2)	公務員論(2) 社会貢献活動入門(2)	
	英語特別教育科目	English for Academic Purposes A Listening/Speaking(2) English for Academic Purposes B Reading/Writing(2)	Pre-Study Abroad College Study Skills(1) Pre-Study Abroad Basic Academic Writing(1) Pre-Study Abroad Academic Essay Writing(1)		
専門科目(74)	必修科目(8)	ライフデザイン学Ⅰ(2) ライフデザイン学Ⅱ(2) 情報リテラシーⅠ(2) 情報リテラシーⅡ(2)			
	選択科目	他学科開放科目から選択			
	必修科目(18)	生活支援学演習Ⅰ A(2) 生活支援学演習Ⅰ B(2) 社会福祉の基礎(2) 専門職論(2) 実習の基礎(2)		生活支援学演習Ⅲ A(2) 生活支援学演習Ⅲ B(2)	生活支援学演習Ⅳ A(2) 生活支援学演習Ⅳ B(2)
	選択科目(48)		生活支援学演習Ⅱ A(2) 生活支援学演習Ⅱ B(2) 社会調査の基礎(2)		卒業論文(4)
		社会福祉学原論Ⅰ(2) 社会福祉学原論Ⅱ(2) 社会福祉援助技術論Ⅰ(2) 児童福祉論Ⅰ(2) 医学一般(2) 社会福祉発達史(2)	社会福祉援助技術論Ⅱ(2) 社会福祉援助技術論Ⅲ(2) 社会福祉援助技術演習Ⅰ(2) 社会福祉援助技術演習Ⅱ(2) 社会福祉援助技術現場実習指導Ⅰ(1) 介護福祉援助技術の基礎(2) 福祉 реализацијон(2)	社会福祉援助技術論Ⅳ(2) 社会福祉援助技術演習Ⅲ(2) 社会福祉援助技術演習Ⅳ(2) 社会福祉援助技術現場実習(4) 社会福祉援助技術現場実習Ⅱ(1) 社会福祉援助技術現場実習指導Ⅲ(1)	社会福祉援助技術演習Ⅴ(2) 生活支援学専門実習A(2) 生活支援学専門実習B(2)
			高齢者福祉論(2) 障害者福祉論(2) 福祉サービス運営論(2) 権利擁護論(2) 低所得者福祉論(2) 更生保護論(2)	地域福祉論Ⅰ(2) 地域福祉論Ⅱ(2) 社会福祉運営論(2) 就労支援論(2) 社会保障論Ⅰ(2) 社会保障論Ⅱ(2)	
		精神保健Ⅰ(2) 精神保健Ⅱ(2) 精神保健福祉援助技術総論(2)	精神医学Ⅰ(2) 精神医学Ⅱ(2) 精神保健福祉論Ⅰ(2) 精神保健福祉論Ⅱ(2) 精神保健福祉援助技術各論Ⅰ(2) 精神保健福祉援助技術各論Ⅱ(2) 精神保健福祉援助技術演習Ⅰ(2) 精神保健福祉援助技術演習Ⅱ(2) 精神保健福祉援助技術実習指導Ⅰ(1)	精神保健福祉援助技術実習(4) 精神保健福祉援助技術実習指導Ⅰ(1) 精神保健福祉援助技術実習指導Ⅲ(1) 精神科リハビリテーション学Ⅰ(2) 精神科リハビリテーション学Ⅱ(2) 精神保健福祉論Ⅲ(2)	精神保健福祉専門実習A(2) 精神保健福祉専門実習B(2)
			医療福祉総論(2)	医療ソーシャルワーク論(2) 医療福祉演習Ⅰ(2) 医療福祉演習Ⅱ(2)	医療福祉専門実習A(2) 医療福祉専門実習B(2)
	学科専門科目(66)	子どもの権利論(2) 国際文化事情A(2)	子どもと文学(2) 国際文化事情B(2)	児童福祉論Ⅱ(2) 生活支援学特別講義A(2)	生活支援学特別講義B(2)
	介護福祉士コース科目	介護福祉援助概論Ⅰ(2) 介護福祉援助概論Ⅱ(2)	介護福祉援助概論Ⅲ(2)	介護福祉援助概論Ⅳ(2) 介護福祉援助概論V(2)	介護福祉援助概論VI(2)
		生活支援技術Ⅰ(1) 生活支援技術Ⅱ(1)	生活支援技術Ⅲ(1) 生活支援技術Ⅳ(1) 生活支援技術Ⅴ(1) 生活支援技術Ⅵ(1) 介護コミュニケーション技術Ⅰ(2) 介護コミュニケーション技術Ⅱ(2)	生活支援技術Ⅶ(1) 生活支援技術Ⅷ(1) 生活支援技術Ⅸ(1) 生活支援技術X(1) 医療的ケアⅠ(2) 医療的ケアⅡ(2)	医療的ケアⅢ(2)
		介護過程Ⅰ(1)	介護過程Ⅱ(1)	介護過程Ⅲ(1)	介護過程Ⅳ(1)
		介護総合演習Ⅰ(1)	介護総合演習Ⅱ(1) 介護総合演習Ⅲ(1)	介護総合演習Ⅳ(1)	介護福祉専門実習(2)
		介護福祉実習Ⅰ(2)	介護福祉実習Ⅱ(3)	介護福祉実習Ⅲ(3)	介護福祉実習Ⅳ(2)
		発達と老化の理解(2) 障害の理解(2)	認知症の理解Ⅰ(2) 認知症の理解Ⅱ(2)	ところとからだのしくみⅠ(2) ところとからだのしくみⅡ(2)	ところとからだのしくみⅢ(2)

2. 卒業要件

4年以上（8セメスタ以上）在学し、下記の条件を満たした学生のみ卒業することができます。
下記の条件をすべて満たさないと、卒業することができません。

授業科目区分			最低修得単位数
基盤教育	共通教養科目	哲学・思想	12
		自然・環境・生命	
		日本と世界の文化・歴史	
		現代・社会	
		総合	
	文化間コミュニケーション		4
	スポーツと健康		
	社会人基礎科目		
	留学支援科目		
	小計		16
専門科目	学部共通科目	必修科目	8
		選択科目	
	学科専門科目	必修科目	18
		選択科目	48
	小計		74
上記をすべて含んで、124単位以上修得			

3. 基盤教育

(1)共通教養科目

12単位以上を修得しなければなりません。

(2)文化間コミュニケーション

1年次に「英語ⅠA」「英語ⅠB」を、2年次に「英語ⅡA」「英語ⅡB」を修得しなければなりません。クラス分けがされていますので、指定されたクラスの授業を履修してください。

(3)スポーツと健康

①単位数の指定は特にありません。

②授業の適切な運営のため、履修登録の際に、人数調整をする場合があります。

科目の後ろに記載されているⅠ・Ⅱ・Ⅲ及びA・Bの順を追って履修する必要はありません。

4. 学部共通科目の履修方法

(1)必修科目

①8単位すべてを修得しなければなりません。

②「情報リテラシーⅠ」「情報リテラシーⅡ」はあらかじめクラス分けがされています。指定されたクラスの授業を履修してください。

(2)選択科目

単位数の指定は特にありません。次頁の「他学科開放科目」の中で、各自の履修計画や興味に沿って履修してください。

ただし演習・実習科目については、授業の適切な運営のため、履修登録の際に人数調整をする場合があります。詳細は「履修登録のしおり」を確認してください。

〈他学科開放科目〉

	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年
健康スポーツ学科	健康スポーツ学概論(2) 解剖学 I(2) 解剖学 II(2) 公衆衛生学 I(2) エアロビクス実習 A(1) 健康科学概論(2)	運動生理学 I(2) 運動生理学 II(2) コーチング概論(2) レクリエーション実習(1)	生涯スポーツ論(2)	
	健康教育学(2)	機能解剖学 I(2) 機能解剖学 II(2) スポーツ医学(2) トレーニング実習(1) スポーツ社会学(2) スポーツ人類学(2) スポーツ史 I(2) スポーツ史 II(2) 東洋の健康文化(2) 発育・発達・加齢論(2) レクリエーション論(2) 小児保健(含学校保健)(2) 運動あそび指導法演習(1) 高齢者健康スポーツ論(2) 障害者スポーツ論(2)	応用解剖学(2) スポーツと栄養(2) 運動処方(含運動負荷試験)(2) スポーツ心理学(2) トレーニングプログラミング演習(2) バイオメカニクス演習(1)	
			西洋の健康文化(2) ヨーロッパのスポーツ文化(2) 健康政策と行政(2)	
			地域スポーツクラブ論(2) スポーツ政策論(2)	
			身体文化論(2) アジアのスポーツ文化(2)	
			小児・思春期病態生理学(2) いのちの教育(2)	
			子どもレクリエーション実習(1) 音楽リズム指導法演習(1)	
			子ども健康スポーツ論(2)	
			高齢者・障害者と家族(2) 高齢者・障害者レクリエーション演習(1)	
			高齢者健康スポーツ指導法演習(1) 障害者スポーツ指導法演習(1)	
人間環境デザイン学科	健康スポーツ産業論(2) 国際健康スポーツ交流(2) スポーツ応急処置演習(2)	免疫と薬理(2) フィットネス概論(2)	エアロビクス実習 B(1) スポーツとコミュニケーション(2)	ボランティア活動(2)
		リハビリテーション論(2) 測定評価(2) エアロビクス指導法演習(1) アクアビクス指導法演習(1)	健康管理学(2) 公衆衛生学 II(2) 運動傷害と予防(2) トレーニング基礎論(2) トレーニングプログラミング論(2)	
			労働衛生 I(2) 労働衛生 II(2) 労働基準法(2)	労働安全衛生法 I(2) 労働安全衛生法 II(2) インターナシップ(2)
	人間工学(2)	マーケティング(2) 建築歴史意匠 B(2) 産業とプロダクトデザイン(2) 道具の歴史(2)	福祉住環境コーディネート論 A(2) 福祉住環境コーディネート論 B(2) 情報メディアデザイン(2) 安全工学(2) リハビリテーション工学(2)	医療福祉建築計画(2) 情報デザイン I(2)

5. 学科専門科目の履修方法

(1)必修科目

- ①18単位すべてを修得しなければなりません。
- ②生活支援学演習は、1年次は入学時に分野を問わずクラス分けがされています。2年次以降については別途説明会を行う予定です。

(2)選択科目

- ①48単位以上を修得しなければなりません。
- ②科目の後ろにⅠ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳと記載されている科目については、原則としてⅠを修得した後にⅡを、Ⅱを修得した後にⅢを、という順序で履修してください。個人的理由によって、やむを得ず途中からの履修を希望する場合には、必ず1回目の授業で担当教員に相談し、授業の履修が可能かどうか確認してから履修登録してください。なお、科目の後ろにA・Bと記載されている科目についてはこの限りではありません。
- ③卒業論文は8セメスター以降に履修できます。提出時期・方法については別途掲示します。
- ④「社会福祉援助技術現場実習」及び「精神保健福祉援助技術実習」はそれぞれ履修するための条件があります。P73・77「Ⅲ. 諸資格について」を参照してください。
- ⑤介護福祉士コース科目は、介護福祉士コースに所属する学生のみ履修することができます。
- ⑥「生活支援学演習ⅡA」(春学期)・「生活支援学演習ⅡB」(秋学期)の履修について

この科目は、生活支援学専攻2年次の、社会福祉士・精神保健福祉士・介護福祉士のいずれの資格も希望していない学生を対象に開講されるものです。これらの学生については、国家資格取得を目指す学生に比べ、2年次における社会福祉分野の基礎的な学修機会が少なく、それを補うためにこれを履修する必要があります。必修科目という位置づけではありませんが、3年次に「生活支援学演習ⅢA」・「生活支援学演習ⅢB」を履修するにあたっての基礎的な教育をする授業となります。これを履修しなければ3年次以降の学修に支障が生じることが予測されます。

下記のとおり履修登録を行い、単位を修得してください。

※開講セメスターの履修登録時までに、社会福祉士・精神保健福祉士・介護福祉士の資格取得を希望していない学生は、履修登録の際、大学で一括して事前に履修登録します。当該学生の履修登録画面には登録済みとなって表示されます。

なお、この科目の単位を修得していない学生については、3年次以降も演習担当教員から履修を継続して勧奨します。

(3)介護福祉士コースの履修単位

「介護福祉士コース」の学生は、1年次秋学期以降履修登録の上限を通常の24単位に加えて、4単位を余分に履修することができます。

(4)生活支援学科生活支援学専攻 学外実習スケジュール

P38を確認してください。

6. 4年次専門実習の履修について

生活支援学専攻では、卒業後、保健医療福祉の専門職として働く意志のある学生を対象にして、実践的な問題意識を深め、より高度な専門性を身につけるための専門実習課程を設けています。

〈専門実習科目〉

- ・生活支援学専門実習A・B
- ・医療福祉専門実習A・B
- ・精神保健福祉専門実習A・B

これらの専門実習科目は、自身の問題意識に応じて、すべての学生がいずれかの専門実習を履修することができます（ただし、科目によっては、3年次までの先行履修要件がありますので、注意してください）。

また、春学期開講の専門実習Aと秋学期開講の専門実習Bはそれぞれ独立した科目ですので、春学期開講のAのみ、もしくは秋学期開講のBのみ、さらにA・B両方を履修することもできます。春学期に「医療福祉専門実習A」、秋学期に「精神保健福祉専門実習B」を履修することも可能です。

特に、

- ・就職を希望している種別の施設で実習をしてみたい
- ・内定をもらった法人や施設でインターンシップをしたい
- ・就職活動にあたって自分の適正や力量を確認したい
- ・卒論の問題意識を体験的に検証したい

といった学生は、ぜひ履修登録をしてください。

1. 実習料について

実習料は学生の自己負担となります。金額は各実習施設の定めによります。

また、実習にあたっては交通費等の実費負担が発生します。

2. 保険加入について

専門実習に行く学生は、全員が対人・対物損害賠償保険（2014年度実積210円）に加入する必要があります。保険加入期間は、納入日から年度末（3月31日）となり、4年次に「精神保健福祉援助技術実習」、「介護福祉実習」、「教育実習」を行う予定があり、4年次の保険に加入する学生は新たに加入する必要はありません。

3. 実習施設の選択と契約について：

実習施設は、学生自身の自己開拓が原則です。学生の申し出により大学が契約を交わします。実習施設の選定には、適宜、担当教員が相談に応じる体制を取っています。

4. 実習時期や日数の設定について

実習の時期や日数は、学生と各実習施設が相談の上、決定します。

【生活支援学専門実習A・B】

社会福祉施設をはじめとする市民の生活支援に関わる福祉専門職を目指す学生のための専門実習課程です。実習は、社会福祉法に定められている社会福祉施設の他、NPO法人など、幅広い生活支援事業を行っている機関・施設での実習も可能です。（但し実習施設の選択は、教員と相談の上、行ってください）

例えば、認知症に特化した支援を学びたい、虐待対応について学びたいなど、3年次の実習よりも一歩進んだ課題に取り組みたいという学生はぜひ履修してください。また、3年次に社会福祉士等の実習を行っていない学生でも、介護サービス企業の内定者などがインターンシップとして、履修することも可能です。

【医療福祉専門実習A・B】

保健・医療分野のソーシャルワーカー（MSW=Medical Social Worker）を目指す学生のための専門実習課程です。特に生活支援学専攻では、地域医療現場からのより高度な医療福祉的専門性への要求に応えるべく、専門実習の他、学外研修を含めた独自の高度専門職養成課程を運営しています。

- ・対象となる学生：以下のすべての要件を満たす学生を対象とします。

- ①生活支援学専攻の4年生
 - ②社会福祉士もしくは精神保健福祉士の実習を修了していること
 - ③将来、保健医療福祉の相談援助職になることを希望していること
- ・受講要件：受講にあたっては、以下の要件が必要です。
- ①2年次に「医療福祉総論」の単位を取得していること
 - ②3年次に「医療福祉演習Ⅰ・Ⅱ」の単位を取得していること
 - ③卒業までに医療ソーシャルワーク論の単位を取得すること
- ・資格について：医療ソーシャルワーカー自体の資格はありません。医療ソーシャルワーカーは、社会福祉士、精神保健福祉士が就職のための資格要件となっています。ただし、社会福祉士の養成課程だけでは、医療に関する内容がほとんどないため、医療機関での実習や就職活動にあたっては、医療福祉専門実習の受講は不可欠です。

【精神保健福祉専門実習A・B】

精神障害者の保健福祉領域での福祉専門職を目指す学生のための専門実習課程です。

対象は、3年次に「社会福祉援助技術現場実習」「精神保健福祉援助技術実習」を終了し、卒業後の就職・進路希望がこの分野である学生です。

具体的には、精神保健福祉領域の医療機関や施設などにおいて4年次にさらなる実習を行い、専門的な知識や実践能力を身につけるもので、それに必要な事前・事後指導も行います。

- ・実習先は原則自己開拓となります。この実習でどのようなことを学びたいのかよく考え、担当教員と綿密な事前相談をするようにしてください。
- ・形態、期間についても受講生の希望をもとに、実習機関との相談のうえ確定します。その際、自分の将来計画と併せて考えるようにしてください。
- ・実習費、交通費、保険代は自己負担となります。

7. その他の科目

- (1)他学科の科目で、「4. 学部共通科目の履修方法」の「(2)選択科目」に記載されていない科目については、原則として、履修することも単位を修得することもできません。
- ただし、他学部他学科開放として指定された科目、学内留学プログラムSCINEについては4年間で上限12単位まで卒業要件として認められます（P168・169を参照）。詳細は「授業時間割表」および別途配布される資料等で確認してください。
- (2)教育職員免許状取得のための「教職に関する科目」「教科に関する科目」（P130・131を参照）で、自分の所属する学科・専攻の教育課程表にない科目は、教職の専門科目となります。単位を修得しても、卒業単位として計算することはできませんが、1セメスターの履修登録の上限24単位外の科目として履修登録することができます。

8. 履修モデル及び就職先



9. 生活支援学科生活支援学専攻 学外実習スケジュール

各資格には、法令に定められた学外実習が必要となります。以下に資格別の学外実習スケジュールを記載しておきます。

それぞれの実習には、必要な手続き、ガイダンス、参加条件等が定められていますので、履修要覧やガイダンス資料、掲示等をよく確認し、漏れのないようにしてください。なお、学外実習スケジュールは関連法令改正等の理由により変更となる場合があります。

		社会福祉士	精神保健福祉士	介護福祉士	高等学校教諭 (福祉)
1年次	春学期				
	秋学期			介護福祉実習 I 11月のうち計12日	
2年次	春学期				
	秋学期			介護福祉実習 II 11月連続18日間	
3年次	春学期	社会福祉 援助技術 現場実習 6～11月のうち 計24日間	精神保健福祉 援助技術実習 (※1) 6～11月のうち 計28日間	介護福祉実習 III 5月連続18日間	
	秋学期				
4年次	春学期	専門実習 ・生活支援学専門実習 ・医療福祉専門実習 ・精神保健福祉専門実習			介護福祉実習 IV 5月連続12日間
	秋学期				教育実習 II 5～7月 2週間

(※1) 社会福祉士と精神保健福祉士の両方の取得を希望する学生は、精神保健福祉援助技術実習を4年次に実施することになります。

第2章 生活支援学科子ども支援学専攻

子ども支援

生活支援学科 子ども支援学専攻

専攻長の挨拶

子ども支援学専攻長

中原 美恵



2005年4月、生活支援学科（Department of Human Care and Support）幼児教育・保育コースとしてスタートした本学部の保育士、幼稚園教諭養成課程は、2009年4月に子ども支援学専攻（Social Work and Child care Course）としての新たな歩みを始めました。それから6年が経ち、既に多くの卒業生が保育の現場を支える貴重な人材として活躍しています。

みなさんが入学される2015年は、幼児教育・保育をめぐる大きな節目の年です。4月には、子ども・子育て支援新制度が本格的にスタートします。この制度は、「すべての子どもたちが笑顔で成長していく」ように、また、「すべての家庭が安心して子育てでき、育てる喜びを感じられる」ように、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の場を、量的に十分整備するとともに、質的な向上を推進するものです。

少子化が進む中、社会全体で子育てを応援し、「すべての子どもの笑顔と幸せな育ちを守る」ためには、子どもの育ちや子育てをめぐるさまざまな課題を解決できる高い専門能力を持った「子ども支援」のプロフェッショナルの活躍が求められます。

子ども支援学専攻では、みなさんがそうした「子ども支援」の専門職として社会で活躍してくれることを目指しています。将来、保育士や幼稚園教諭として、また地方自治体や企業・団体などの職員として、子どもの成長と幸せを支える人材となってくれることを期待しています。

みなさんの中には、保育所の待機児童問題や子どもの貧困、児童虐待など、子どもに関わる今日的な問題に強い関心を持っている方もいるでしょう。その背景や要因は、複層的です。どうしたら子どもが幸せに育つ方向が見つかるのか、子育て家庭が育てる力を高められるのか、容易に答えは見えてきません。

子ども支援学専攻では、子どもに関わる今日的な問題について、広く、そして深く学ぶ専門科目が充実しています。さらに、保育・幼児教育の視点から、こうした社会的課題に取り組む実践力を高めるため、「子育て支援実践」に代表される体験型の学習プログラムも用意されています。保育、教育、福祉に関する専門知識をはじめ、子どもの心のケアや子育て家庭への支援など、子ども・子育てのソーシャルワーカー（Social Worker）としての援助方法を習得する科目もあります。

まず、1年次から4年次までの教育課程表をよく見てください。教員や先輩の話にも耳を傾けてください。保育士や幼稚園教諭資格取得のための必修科目に加え、社会福祉士（国家資格）の受験資格取得も可能なカリキュラムになっています。また、他学科の科目を選択することによって、レクリエーションや子どもの健康管理、遊具や障害児への支援機器など、保育・幼児教育に関する、幅広く多様な知識も学べるようになっています。

大学での学びのプロセスは多様です。みなさん一人ひとりがゴールに向かって、それぞれの学びのルートを開拓していくほしいと思います。講義やゼミでの活動、学内行事やサークル活動、学内外のボランティア活動など、学びのチャンスは、たくさんあります。かけがえのない仲間と出会えるチャンスもきっとあります。

私たち教員は、みなさんに学びのチャンスやヒントを投げかけつつ、みなさんの成長を支える力になりたいと思っています。いかに大学4年間のこの時期の成長が目覚ましいものであり、また意味のあるものであるかを日々実感しているからこそその思いです。

あなたの子ども支援学専攻での4年間が、充実した実りあるものになりますよう心から願っています。どうぞ健康管理に留意され、さまざまな自分磨きにチャレンジしてください！

生活支援学科子ども支援学専攻の教育研究上の目的

1. 人材の養成に関する目的

子ども支援学専攻では、社会福祉等を基礎とする社会に対する広い視野を持って、子どもに関わる興味関心を深め、「保育」、「乳幼児教育」と「児童福祉」の充実と発展に貢献できる人材を養成することを目的とする。

専門職の資格としては、保育士資格、幼稚園教諭1種免許状を得ることができる。希望者は、社会福祉士国家試験受験資格も得ることができる。

2. 学生に修得させるべき能力等の教育目標

子ども支援学専攻では、社会福祉、児童福祉、保育、乳幼児教育などの分野に関する高い専門的知識を学び、子どもを支援するために必要な具体的な技術の修得と関連づけていくことのできる能力を養うことを目指とする。そして、さまざまな分野において課題に直面した際に、自らで考えてそれらの課題を解決していく能力を培うことを教育の目標とする。

3. その他の教育研究上の目的

子ども支援学専攻で養成する人材は、その専門性から、子どものみならず、子育てをしている保護者を支援する力量も必要とされている。そのためには、さらに、社会的に広い知識と、人間への尊敬を基本とする深い思慮が必要であり、それらの育成も目的とする。

生活支援学科子ども支援学専攻3つのポリシー

1. アドミッション・ポリシー（入学者受入れの方針）

子ども支援学専攻では、児童虐待や保育所の待機児童、子どもの貧困問題など、少子化の中で直面する様々な課題に対して、問題状況の社会的背景や要因を深く学び、その課題解決のための実践力を高める。そのため保育、教育、福祉、心理に関する専門知識をはじめ、多様な子どもの育ちへの援助、子どもの心のケア、子育て家庭への支援など、子どもの育ちを支援する専門職としての様々な援助方法を習得し、地域社会から求められる課題解決に積極的に関われる人材の育成を目指す。

カリキュラムは、保育士や幼稚園教諭養成のための実践的な科目のほか、社会福祉領域の科目も設置しているため、社会福祉士（国家資格）の受験資格取得も可能であるが、何より大切なのは、技術や資格取得だけではなく、幅広い教養や豊かな人間性を備えた質の高い専門能力を身に付けることである。

いつの時代も「子どもの笑顔と幸せな育ちを守る」ことは、大人に託される大切な課題である。習得した専門知識や技術を活かし、保育や幼児教育などの実践的な場で力を発揮しようと考える強い意思を持った学生を受け入れたい。

2. カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）

子ども支援学専攻では、一般教養科目、生活支援の基本となる科目の履修を基礎とし、保育士、幼稚園教諭の養成に沿った科目を順次修得出来るように配置しているが、それだけでなく、子ども支援学として今日的な子どもの問題や家族の問題などを広く学び自らの研究課題を主体的にみつけていくようサポートする演習を1年次から配置している。また諸資格取得のための学外実習は各実習ごとに事前事後指導を徹底出来るよう、専攻の専門科目との連携も考慮している。さらに、社会福祉士の資格を選択することが可能なカリキュラムを組み、幼児教育、保育にとどまらず、ソーシャルワークの力量と保育の専門性を併せ持った人材の養成を行っている。

3. ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）

子ども支援学専攻では、従来の社会福祉を基盤とした学際的な人材養成を踏まえ、子ども支援に関する知識と技能の修得を目的とする。具体的には社会福祉や幼児教育の充分な基礎の上に、保育士、幼稚園教諭として地域子育て支援等社会貢献できるに足る知識と技能を修得し、人権を尊重する倫理観を身につけることをもって学位を授与する。

1. 生活支援学科 子ども支援学専攻 教育課程表

		第1学年	第2学年	第3学年	第4学年
共通教養科目(12)	哲学・思想	哲学(2) 美術一般(2)	井上円了と東洋大学A(2) 音楽一般(2)	井上円了と東洋大学B(2)	人間と宗教(2)
	自然・環境・生命	生命と倫理(2) 生活と環境(2) 危機管理と救急法(2)	生死の社会学(2) 生活と栄養(2)	数学(2) ジェンダー論(2)	物理(2) 世代論(2)
	日本と世界の文化・歴史	英米の文化とことば(2) 文化人類学(2) 口頭表現法(2) プレゼンテーション技法(2)	ドイツの文化とことば(2) 児童文学(2) 文化論(2)	フランスの文化とことば(2) 国語表現法(2) 文章読解(2)	中国の文化とことば(2) 韓国の文化とことば(2) レポート・論文のまとめ方(2)
	現代・社会	社会学(2) 経済学(2) 生活と住居(2) 家族の社会学(2)	心理学(2) 経営学(2) まちづくり(2) 生活と家族(2)	法学(2) 基礎会計学(2) 地域研究法(2)	日本国憲法(2) 学校と地域(学校安全を含む)(2) 人権と生活(2)
	総合	総合Ⅰ(2) 全学総合Ⅰ A(2) 全学総合Ⅰ B(2)	総合Ⅱ(2) 全学総合Ⅱ A(2) 全学総合Ⅱ B(2)	総合Ⅲ(2)	総合Ⅳ A(2) 総合Ⅳ B(2)
	文化間コミュニケーション(4)	必修(4)	英語Ⅰ A(1) 英語Ⅰ B(1)	英語Ⅱ A(1) 英語Ⅱ B(1)	
		選択	英語Ⅲ A(1) 英語Ⅲ B(1) 韓国語Ⅰ(1) 韓国語Ⅱ(1)	ドイツ語Ⅰ(1) ドイツ語Ⅱ(1) TOEICⅠ A(1) TOEICⅠ B(1)	フランス語Ⅰ(1) フランス語Ⅱ(1) TOEICⅡ A(1) TOEICⅡ B(1)
					中国語Ⅰ(1) 中国語Ⅱ(1)
	スポーツと健康	スポーツ健康科学実技Ⅰ A(1) スポーツ健康科学実技Ⅰ B(1)	スポーツ健康科学実技Ⅱ A(1) スポーツ健康科学実技Ⅱ B(1)	スポーツ健康科学実技Ⅲ A(1) スポーツ健康科学実技Ⅲ B(1)	
	社会人基礎科目	社会人基礎力入門講義(2) キャリアデベロップメント論(2)	企業家論(2) 企業のしくみ(2)	公務員論(2) 社会貢献活動入門(2)	
算数	英語特別教育科目	English for Academic Purposes A Listening/Speaking(2) English for Academic Purposes B Reading/Writing(2)	Pre-Study Abroad College Study Skills(1) Pre-Study Abroad Basic Academic Writing(1) Pre-Study Abroad Academic Essay Writing(1)		
専門科目(22)	必修科目(8)	ライフデザイン学Ⅰ(2) ライフデザイン学Ⅱ(2) 情報リテラシーⅠ(2) 情報リテラシーⅡ(2)			
		他学科開放科目から選択			
	必修科目(18)	社会福祉の基礎(2) 実習の基礎(2) 子ども支援学演習Ⅰ A(2) 子ども支援学演習Ⅰ B(2)	子ども支援学演習Ⅱ(2)	子ども支援学演習Ⅲ A(2) 子ども支援学演習Ⅲ B(2)	子ども支援学演習Ⅳ(2) 保育実践演習(2)
					卒業論文(4)
	選択科目(46)	保育原理Ⅰ(2) 児童福祉論Ⅰ(2) 社会福祉学原論Ⅰ(2) 教職概論(2)	社会福祉援助技術演習Ⅰ(2) 子どもの保健Ⅰ(2) 子どもの保健Ⅱ(2) 子どもの保健Ⅲ(1) 子どもの食と栄養(実習含む)(2) 社会的養護内容(1) 乳児保育Ⅰ(1) 乳児保育Ⅱ(1) 保育実習Ⅰ A(施設)(2) 保育実習指導Ⅰ A(施設)(1)	障害児保育Ⅰ(1) 障害児保育Ⅱ(1) 保育実習Ⅰ B(保育所)(2) 保育実習指導Ⅰ B(保育所)(1) 幼児理解と保育カウンセリング(2)	保育原理Ⅱ(2) 乳児の生活とあそび(2) 保育相談支援(1) 保育実習Ⅱ(保育所)(2) 保育実習Ⅲ(施設)(2) 保育実習指導Ⅱ(保育所)(1) 保育実習指導Ⅲ(施設)(1)
		社会的養護(2)	家庭支援論(2)		
			幼児教育論Ⅰ(2) 幼児教育論Ⅱ(2)	幼児教育方法(情報機器の活用を含む)(2)	教育実習Ⅲ(事前事後の指導を含む)(5) 教職実践演習(幼稚園)(2)
		教育法規(2)			
		幼児教育基礎論Ⅰ(2) 幼児教育基礎論Ⅱ(2) 保育表現技術(造形)(1) 保育表現技術Ⅰ(音楽)(1) 保育表現技術Ⅰ(体育)(1)	発達心理学(2) 教育心理学(1) 保育表現技術(言語)(1) 保育表現技術Ⅱ(音楽)(1) 保育表現技術Ⅱ(体育)(1) 保育内容演習(ことば)(1) 保育内容演習(環境)(1) 保育内容演習(人間関係)(1)	保育内容総論(1) 保育指導法(2) 保育教育課程論(2)	音楽あそびの実践(2) 体育あそびの実践(2) 造形あそびの実践(2)
		社会福祉学原論Ⅱ(2) 社会福祉援助技術論Ⅰ(2) 医学一般(2) 社会福祉発達史(2) 専門職論(2)	社会調査の基礎(2) 社会福祉援助技術論Ⅱ(2) 社会福祉援助技術論Ⅲ(2) 社会福祉援助技術演習Ⅱ(2) 社会福祉援助技術現場実習指導Ⅰ(1) 介護福祉援助技術の基礎(2) 福祉レクリエーション(2) 医療福祉総論(2)	社会福祉援助技術論Ⅳ(2) 社会福祉援助技術演習Ⅲ(2) 社会福祉援助技術演習Ⅳ(2) 社会福祉援助技術現場実習(4) 社会福祉援助技術現場実習指導Ⅱ(1) 社会福祉援助技術現場実習指導Ⅲ(1)	社会福祉援助技術演習Ⅴ(2)
			高齢者福祉論(2) 障害者福祉論(2) 福祉サービス運営論(2) 権利擁護論(2) 低所得者福祉論(2) 更生保護論(2)	地域福祉論Ⅰ(2) 地域福祉論Ⅱ(2) 社会福祉運営論(2) 就労支援論(2) 社会保障論Ⅰ(2) 社会保障論Ⅱ(2)	
		児童福祉論Ⅱ(2) 子育て支援実践(2)	子どもの権利論(2) 子どもと文学(2)	国際文化事情A(2) 国際文化事情B(2)	

2. 卒業要件

4年以上（8セメスタ以上）在学し、下記の条件を満たした学生のみ卒業することができます。
下記の条件をすべて満たさないと、卒業することができません。

授業科目区分		最低修得単位数
基盤教育	共通教養科目	哲学・思想
		自然・環境・生命
		日本と世界の文化・歴史
		現代・社会
		総合
	文化間コミュニケーション	
	スポーツと健康	
	社会人基礎科目	
	留学支援科目	
	小計	
専門科目	学部共通科目	8
		選択科目
	学科専門科目	必修科目
		選択科目
	小計	
上記をすべて含んで、124単位以上修得		

3. 基盤教育

(1)共通教養科目

12単位以上を修得しなければなりません。

(2)文化間コミュニケーション

1年次に「英語ⅠA」「英語ⅠB」を、2年次に「英語ⅡA」「英語ⅡB」を修得しなければなりません。クラス分けがされていますので、指定されたクラスの授業を履修してください。

(3)スポーツと健康

①単位数の指定は特にありません。

②授業の適切な運営のため、履修登録の際に、人数調整をする場合があります。

科目の後ろに記載されているⅠ・Ⅱ・Ⅲ及びA・Bの順を追って履修する必要はありません。

4. 学部共通科目の履修方法

(1)必修科目

①8単位すべてを修得しなければなりません。

②「情報リテラシーⅠ」「情報リテラシーⅡ」はあらかじめクラス分けがされています。指定されたクラスの授業を履修してください。

(2)選択科目

単位数の指定は特にありません。次頁の「他学科開放科目」の中で、各自の履修計画や興味に沿って履修してください。

ただし演習・実習科目については、授業の適切な運営のため、履修登録の際に人数調整をする場合があります。詳細は「履修登録のしおり」を確認してください。

〈他学科開放科目〉

	第 1 学 年	第 2 学 年	第 3 学 年	第 4 学 年
健康スポーツ学科	健康スポーツ学概論(2) 解剖学 I(2) 解剖学 II(2) 公衆衛生学 I(2) エアロビクス実習 A(1) 健康科学概論	運動生理学 I(2) 運動生理学 II(2) コーチング概論(2) レクリエーション実習(1)	生涯スポーツ論(2)	
	健康教育学(2)	機能解剖学 I(2) 機能解剖学 II(2) スポーツ医学(2) トレーニング実習(1) スポーツ社会学(2) スポーツ人類学(2) スポーツ史 I(2) スポーツ史 II(2) 東洋の健康文化(2) 発育・発達・加齢論(2) レクリエーション論(2) 小児保健（含学校保健）(2) 運動あそび指導法演習(1) 高齢者健康スポーツ論(2) 障害者スポーツ論(2)	応用解剖学(2) スポーツと栄養(2) 運動処方（含運動負荷試験）(2) スポーツ心理学(2) トレーニングプログラミング演習(2) バイオメカニクス演習(1) 西洋の健康文化(2) ヨーロッパのスポーツ文化(2) 健康政策と行政(2) 地域スポーツクラブ論(2) スポーツ政策論(2) 身体文化論(2) アジアのスポーツ文化(2) 小児・思春期病態生理学(2) いのちの教育(2) 子どもレクリエーション実習(1) 音楽リズム指導法演習(1) 子ども健康スポーツ論(2) 高齢者・障害者と家族(2) 高齢者・障害者レクリエーション演習(1) 高齢者健康スポーツ指導法演習(1) 障害者スポーツ指導法演習(1)	
	健康スポーツ産業論(2) 国際健康スポーツ交流(2) スポーツ応急処置演習(2)	免疫と薬理(2) フィットネス概論(2) エアロビクス実習 B(1)	ボランティア活動(2) スポーツとコミュニケーション(2)	
		リハビリテーション論(2) 測定評価(2) エアロビクス指導法演習(1) アクアビクス指導法演習(1)	健康管理学(2) 公衆衛生学 II(2) 運動傷害と予防(2) トレーニング基礎論(2) トレーニングプログラミング論(2)	
			労働衛生 I(2) 労働衛生 II(2) 労働基準法(2)	労働安全衛生法 I(2) 労働安全衛生法 II(2) インターンシップ(2)
	人間工学(2)	マーケティング(2) 建築歴史意匠 B(2) 産業とプロダクトデザイン(2) 道具の歴史(2)	福祉住環境コーディネート論 A(2) 福祉住環境コーディネート論 B(2) 情報メディアデザイン(2) 安全工学(2) リハビリテーション工学(2)	医療福祉建築計画(2) 情報デザイン I(2)

5. 学科専門科目の履修方法

(1)必修科目

- ①18単位すべてを修得しなければなりません。
- ②子ども支援学演習は、1年次は入学時に分野を問わずクラス分けがされています。2年次以降については別途説明会を行う予定です。

(2)選択科目

- ①46単位以上を修得しなければなりません。
- ②科目の後ろにⅠ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳと記載されている科目については、原則としてⅠを修得した後にⅡを、Ⅱを修得した後にⅢを、という順序で履修してください。個人的理由によって、やむを得ず途中からの履修を希望する場合には、必ず1回目の授業で担当教員に相談し、授業の履修が可能かどうか確認してから履修登録してください。
- ③卒業論文は8セメスター以降に履修できます。提出時期・方法については別途掲示します。
- ④「社会福祉援助技術現場実習」及び「保育実習ⅠA（施設）」「保育実習ⅠB（保育所）」「保育実習Ⅱ（保育所）」「保育実習Ⅲ（施設）」はそれぞれ履修するための条件があります。P73・87～89「Ⅲ. 諸資格について」を参照してください。

(3)生活支援学科子ども支援学専攻 学外実習スケジュール

P47を確認してください。

6. その他の科目

- (1)他学科の科目で、「4. 学部共通科目の履修方法」の「(2)選択科目」に記載されていない科目については、原則として、履修することも単位を修得することもできません。
ただし、他学部他学科開放として指定された科目、学内留学プログラムSCINEについては4年間で上限12単位まで卒業要件として認められます（P168・169を参照）。詳細は「授業時間割表」および別途配布される資料等で確認してください。

7. 生活支援学科子ども支援学専攻 学外実習スケジュール

各資格には、法令に定められた学外実習が必要となります。以下に資格別の学外実習スケジュールを記載しておきます。

それぞれの実習には、必要な手続き、ガイダンス、参加条件等が定められていますので、履修要覧やガイダンス資料、掲示等をよく確認し、漏れのないようにしてください。なお、学外実習スケジュールは関連法令改正等の理由により変更となる場合があります。

		社会福祉士	保育士	幼稚園教諭
1年次	春学期		保育所見学 (保育所) 8・9月(1日)	
	秋学期			
2年次	春学期			
	秋学期		保育実習ⅠA (施設) 2・3月 12日間	
3年次	春学期	社会福祉 援助技術 現場実習 6～11月のうち 計24日間	保育実習ⅠB (保育所) 8・9月 12日間	
	秋学期			
4年次	春学期		保育実習Ⅱ(保育所) 保育実習Ⅲ(施設) 8・9月 12日間 ※保育実習Ⅱ(保育所)及び保育実習Ⅲ(施設)はどちらかを選択	教育実習Ⅲ 5～7月 4週間
	秋学期			

第3章 健康スポーツ学科

健康スポーツ学科

学科長の挨拶

健康スポーツ学科長

齊藤 恭平



2020年、東京オリンピック・パラリンピックの開催が決定しました。これから、この大きな国家祭典の開催に向けて日本国内はスポーツに関する様々な動きが加速していきます。「参加することに意義がある」とは過去のオリンピック観を示すものとして死語となりつつあり、オリンピックはどうしてもメダルの数にこだわったしまう傾向にあります。日本人選手が数多くメダルを獲得するために、今後、優秀なトップアスリートを育成するための取り組みが積極的に行われていくことと思います。しかし、もう一つのオリンピック開催の価値は、オリンピックを通じて多くの国民のスポーツに対する関心を高め、スポーツに親しむ人口を増加させることもあります。このようなことから、今後、オリンピックを契機とした国を挙げてのスポーツ振興のムーブメントが展開されていくこととなります。

ここ数年間、皆さんの周りのスポーツ環境には追い風が吹き抜くことが予測されます。

一方でオリンピック後の日本は、団塊の世代が本格的な高齢者となり、世界のどの国も経験したことのない超高齢社会となります。人口も減少し、特に地方のコミュニティーの機能低下は避けることのない現実となります。さあ、皆さんはオリンピックという追い風に乗ったスポーツの様々なコンテンツを使って、オリンピック後の超高齢社会や人口減少を迎える地域社会をどのように創造していくでしょうか。

他方でグローバル化も日本の課題です。スポーツの世界では、サッカーや野球、テニス、ゴルフなど日本人選手が世界で活躍するようになり、トップアスリートの世界ではグローバル化が進んでいるといえるかもしれません。しかし健康スポーツ系の学生の海外に向ける興味はまだまだ低く、海外への留学や進学は低い状況にあります。昨年度、東洋大学は国からスーパーグローバル大学の指定をうけましたので、今後それに関する学習メニューが皆さんに提供されることと思われます。これらのメニューを利用しながら、将来のベクトルを海外に置き、グローバルな活躍をする自分をイメージすることも必要でしょう。

健康スポーツ学科は、人々の生活の質（QOL）の向上を目指し、身体活動やスポーツおよびその社会・文化的側面から健康づくりに貢献できる人材育成を理念としています。学科のカリキュラムには、そのための学習内容や環境が整えられていますので、学生の皆さんそれらを有効に活用していただき、4年間を充実した意味のある学生生活にしていただきたいと希望します。

東洋大学の創設者である井上円了は哲学的思考の重要性を説いています。

「健康を考察する」とは 私の好きな言葉ですが、学生の皆さんも健康スポーツを志向するものとして、この「健康を考察する」ことの哲学的実践をしてみてください。

健康スポーツ学科の教育研究上の目的

1. 人材の養成に関する目的

少子・高齢化社会および福祉社会といわれる今日にあっては、人々の健康や身体に関する教育に加え、福祉に関する幅広い教育を行うことをとおし、健康の維持・増進の支援ができる人材を育成することが必要である。このような認識に基づき、健康スポーツ学科では、現代人の生活の質（Quality of Life）の向上を目指し、身体活動やスポーツの機能的および社会・文化的側面に関する教育や研究の実践を理念として、それらの研究や教育をとおし、小児から高齢者、障害者の健康の維持・増進の支援に寄与できる人材の養成を目指している。

2. 学生に修得させるべき能力等の教育目標

学生に対し、以下に掲げる能力や素養を修得させることを目標とする。

- (1) 理論と実践を有機的に連動させ健康スポーツに関わる知見を総合的かつ系統的に教授することにより、子どもから高齢者さらには障害者の身体活動能力の確保や健康の維持増進を実現する能力やそれに関わる理論を修得することを目標とする。
- (2) さらに、健康に関わる幅広い理論的根拠に基づく実践的能力とともに、各種施設や地域社会において、健康づくりをマネジメント、プロモートする管理能力の修得を目指す。

健康スポーツ学科3つのポリシー

1. アドミッション・ポリシー（入学者受入れの方針）

健康スポーツ学科では、スポーツや運動の指導者養成に留まらず、子どもから高齢者、またアスリートや障害者といった枠を超えた、様々な人々の健康づくりを支援できる人材の育成を目的としている。具体的には、学校や職場、地域の健康増進施設や福祉施設、また広く地域社会において、スポーツや運動を通じた健康づくり事業を企画・運営し、健康に関する管理・指導ができるような能力を備えた人材の育成を目標としている。本学科では、スポーツを幅広く捉え、従来の体育・スポーツ系大学の教育内容を超えた多彩なカリキュラムと授業コンテンツをそろえている。それらを学ぶ本学科の学生が、時代のニーズに応えられる健康スポーツをプロモートするセンスと能力を確立していくことを望む。健康スポーツ学を通じて、現代人の豊かなライフ（Life：生命、生活、人生）の積極的創造に寄与したいという意欲を持った学生を求める。

2. カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）

健康スポーツ学科は、これまでの体育系大学とは異なり、現代に生きる人々の健康づくりにつながる健康関連の科目や実習・実技を重視するとともに、身体の構造やメカニズムを自然科学的に論究する科目や、スポーツ現象を人文・社会学的視座から学習する科目を開講し、理論と実践を有機的に連動させ健康スポーツに関わる知見を総合的かつ系統的に教授することを目標としている。

3. ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）

健康スポーツ学科では、現代人の生活の質（Quality of Life）の向上を目指し、身体活動やスポーツの機能的および社会・文化的側面に関する教育や研究の実践を理念として、それらの教育、研究をとおし、小児から高齢者、障害者の健康の維持・増進の支援に寄与できる人材の育成を目的としており、この基本方針に基づく学修者に学位を授与する。

1. 健康スポーツ学科 教育課程表

		第1学年	第2学年	第3学年	第4学年
共通教養科目(12)	哲学・思想	哲学(2) 美術一般(2)	井上円了と東洋大学A(2) 音楽一般(2)	井上円了と東洋大学B(2)	人間と宗教(2)
	自然・環境・生命	生命と倫理(2) 生活と環境(2) 危機管理と救急法(2)	生死の社会学(2) 生活と栄養(2)	数学(2) ジェンダー論(2)	物理(2) 世代論(2)
	日本と世界の文化・歴史	英米の文化とことば(2) 文化人類学(2) 口頭表現法(2) プレゼンテーション技法(2)	ドイツの文化とことば(2) 児童文学(2) 文化論(2)	フランスの文化とことば(2) 国語表現法(2) 文章読解(2)	中国の文化とことば(2) 韓国の文化とことば(2) レポート・論文のまとめ方(2)
	現代・社会	社会学(2) 経済学(2) 生活と住居(2) 家族の社会学(2)	心理学(2) 経営学(2) まちづくり(2) 生活と家族(2)	法学(2) 基礎会計学(2) 地域研究法(2)	日本憲法(2) 学校と地域(学校安全を含む)(2) 人権と生活(2)
	総合	総合 I(2) 全学総合 I A(2) 全学総合 I B(2)	総合 II(2) 全学総合 II A(2) 全学総合 II B(2)	総合 III(2)	総合 IV A(2) 総合 IV B(2)
	文化間コミュニケーション(8)	必修(8)	英語 I A(1) 英語 I B(1) 英語 I C(1) 英語 I D(1)	英語 II A(1) 英語 II B(1) 英語 II C(1) 英語 II D(1)	
		選択	英語 III A(1) 英語 III B(1) 韓国語 I(1) 韓国語 II(1)	ドイツ語 I(1) ドイツ語 II(1) TOEIC I A(1) TOEIC I B(1)	フランス語 I(1) フランス語 II(1) TOEIC II A(1) TOEIC II B(1)
					中国語 I(1) 中国語 II(1)
	スポーツと健康(2)	スポーツ健康科学実技 I A(1) スポーツ健康科学実技 I B(1)	スポーツ健康科学実技 II A(1) スポーツ健康科学実技 II B(1)	スポーツ健康科学実技 III A(1) スポーツ健康科学実技 III B(1)	
	社会人基礎科目	社会人基礎力入門講義(2) キャリアデベロップメント論(2)	企業家論(2) 企業のしくみ(2)	公務員論(2) 社会貢献活動入門(2)	
	英語特別教育科目	English for Academic Purposes A Listening/Speaking(2) English for Academic Purposes B Reading/Writing(2)	Pre-Study Abroad College Study Skills(1) Pre-Study Abroad Basic Academic Writing(1) Pre-Study Abroad Academic Essay Writing(1)		
	学部共通科目(8)	必修科目(8)	ライフケイズイング I(2) ライフケイズイング II(2) 情報リテラシー I(2) 情報リテラシー II(2)		
専門科目(8)	選択科目	他学科開放科目から選択			
	必修科目(38)	健康スポーツ学基礎演習 I(2)	健康スポーツ学基礎演習 II(2)	健康スポーツ学演習 I A(2) 健康スポーツ学演習 I B(2)	健康スポーツ学演習 II A(2) 健康スポーツ学演習 II B(2)
		健康スポーツ学概論(2) 健康科学概論(2) 解剖学 I(2) 解剖学 II(2) 生理・生化学 I(2) 生理・生化学 II(2) 公衆衛生学 I(2) エアロビクス実習 A(1)	運動生理学 I(2) 運動生理学 II(2) コーチング概論(2) レクリエーション実習(1)	生涯スポーツ論(2) 健康社会と福祉(2)	
		健康心理学(2) 健康教育学(2) 健康社会学(2)	解剖学実習(1) 生理・生化学実習(1) 運動生理学実習(1) 公衆衛生学実習(1) フィールドワーク実習(1)	2科目選択必修	
		選択必修科目 A(4)	フィットネス実習(1) レクリエーションスポーツ実習(1)	ゴルフ実習(1) エスニックスポーツ実習(1)	スノースポーツ実習(1) 野外活動実習(1)
		選択必修科目 B(1)			1科目選択必修
	学科専門科目(73)	トレーニング科学コース	機能解剖学 I(2) 機能解剖学 II(2) スポーツ医学(2) トレーニング実習(1)	応用解剖学(2) スポーツと栄養(2) 運動处方(含運動負荷試験)(2) スポーツ心理学(2)	トレーニングプログラミング演習(2) バイオメカニクス演習(1)
			スポーツ社会学(2) スポーツ人類学(2) スポーツ史 I(2) スポーツ史 II(2) 東洋の健康文化(2)	西洋の健康文化(2) ヨーロッパのスポーツ文化(2) 健康政策と行政(2) 地域スポーツクラブ論(2)	スポーツ政策論(2) 身体文化論(2) アジアのスポーツ文化(2)
		子ども健康科学コース	発育・発達・加齢論(2) レクリエーション論(2) 小児保健(含学校保健)(2) 運動あそび指導法演習(1)	小児・思春期病態生理学(2) いのちの教育(2) 子どもレクリエーション実習(1)	音楽リズム指導法演習(1) 子ども健康スポーツ論(2)
			高齢者健康スポーツ論(2) 障害者スポーツ論(2)	高齢者・障害者と家族(2) 高齢者・障害者レクリエーション演習(1)	高齢者健康スポーツ指導法演習(1) 障害者スポーツ指導法演習(1)
		ユニバーサルスポーツコース	健康スポーツ産業論(2) 医学一般(2) スポーツ応急処置演習(2)	免疫と薬理(2) 国際健康スポーツ交流(2) 国際文化事情A(2)	エアロビクス実習 B(1) フィットネス概論(2) 国際文化事情B(2)
			リハビリテーション論(2) 測定評価(2) エアロビクス指導法演習(1) アクアビクス指導法演習(1)	健康管理学(2) 舞蹈の文化論(2) 運動傷害と予防(2) トレーニングプログラミング論(2)	スポーツマネージメント(2) 公衆衛生学 II(2) トレーニング基礎論(2)
				労働衛生 I(2) 労働衛生 II(2) 労働基準法(2)	労働安全衛生法 I(2) 労働安全衛生法 II(2) インターナシップ(2)
					健康産業施設等現場実習(1)
教職科目	運動学(運動方法学を含む)(2) 養護概説(2) 看護学 I(2) 看護学 II(2) 看護学 III(2)				
		スポーツ実習・指導法(水泳)(1) スポーツ実習・指導法(ダンス)(1) スポーツ実習・指導法(柔道)(1) スポーツ実習・指導法(剣道)(1) スポーツ実習・指導法(サッカー)(1) スポーツ実習・指導法(バレーボール)(1) スポーツ実習・指導法(バスケットボール)(1) スポーツ実習・指導法(テニス)(1) スポーツ実習・指導法(バドミントン)(1)	スポーツ実習・指導法(陸上)(1) スポーツ実習・指導法(器械運動)(1) 看護学実習(2)		

2. 卒業要件

4年以上（8セメスタ以上）在学し、下記の条件を満たした学生のみ卒業することができます。
下記の条件をすべて満たさないと、卒業することができません。

授業科目区分		最低修得単位数
基盤教育	共通教養科目	哲学・思想
		自然・環境・生命
		日本と世界の文化・歴史
		現代・社会
		総合
	文化間コミュニケーション	12
		8
	スポーツと健康	2
	社会人基礎科目	
専門科目	留学支援科目	
	小計	
	学部共通科目	22
		8
	学科専門科目	必修科目
		選択科目
	選択必修科目 A	38
		4
		1
	選択必修科目 B	
	選択科目	
	小計	
上記をすべて含んで、124単位以上修得		

3. 基盤教育

(1)共通教養科目

12単位以上を修得しなければなりません。

(2)文化間コミュニケーション

1年次に「英語ⅠA」「英語ⅠB」「英語ⅠC」「英語ⅠD」を、2年次に「英語ⅡA」「英語ⅡB」「英語ⅡC」「英語ⅡD」を修得しなければなりません。クラス分けがされていますので、指定されたクラスの授業を履修してください。

(3)スポーツと健康

①2単位を修得しなければなりません。

②授業の適切な運営のため、履修登録の際に、人数調整をする場合があります。

またスポーツ健康科学実技は、できる限り、A・B各1単位以上を履修してください。

科目の後ろに記載されているⅠ・Ⅱ・Ⅲ及びA・Bの順を追って履修する必要はありません。

4. 学部共通科目の履修方法

(1)必修科目

- ① 8単位すべてを修得しなければなりません。
- ② 「情報リテラシーⅠ」「情報リテラシーⅡ」はあらかじめクラス分けがされています。指定されたクラスの授業を履修してください。

(2)選択科目

単位数の指定は特にありません。下記の「他学科開放科目」の中で、各自の履修計画や興味に沿って履修してください。

ただし「社会福祉援助技術演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ」「社会福祉援助技術現場実習指導Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」「社会福祉援助技術現場実習」及び「精神保健福祉援助技術演習Ⅰ・Ⅱ」「精神保健福祉援助技術実習指導Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」「精神保健福祉援助技術実習」については、社会福祉士及び精神保健福祉士の受験資格を得るためのガイダンスにすべて出席し、その後の登録・手続等をすべて不備なく行っていることが条件になります。

〈他学科開放科目〉

	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年
生活支援学科	社会福祉の基礎(2) 専門職論(2) 社会福祉学原論Ⅰ(2) 社会福祉学原論Ⅱ(2) 社会福祉援助技術論Ⅰ(2) 児童福祉論Ⅰ(2) 精神保健Ⅰ(2) 精神保健Ⅱ(2) 精神保健福祉援助技術総論(2)	社会調査の基礎(2) 社会福祉援助技術論Ⅱ(2) 社会福祉援助技術論Ⅲ(2) 社会福祉援助技術演習Ⅰ(2) 社会福祉援助技術演習Ⅱ(2) 社会福祉援助技術現場実習指導Ⅰ(1) 介護福祉援助技術の基礎(2) 医療福祉総論(2) 精神医学Ⅰ(2) 精神医学Ⅱ(2) 精神保健福祉論Ⅰ(2) 精神保健福祉論Ⅱ(2) 精神保健福祉援助技術各論Ⅰ(2) 精神保健福祉援助技術各論Ⅱ(2) 精神保健福祉援助技術演習Ⅰ(2) 精神保健福祉援助技術演習Ⅱ(2) 精神保健福祉援助技術実習指導Ⅰ(1)	社会福祉援助技術論Ⅳ(2) 社会福祉援助技術演習Ⅲ(2) 社会福祉援助技術演習Ⅳ(2) 社会福祉援助技術現場実習(4) 社会福祉援助技術現場実習指導Ⅱ(1) 社会福祉援助技術現場実習指導Ⅲ(1) 精神保健福祉援助技術実習(4) 精神保健福祉援助技術実習指導Ⅱ(1) 精神保健福祉援助技術実習指導Ⅲ(1) 精神科リハビリテーション学Ⅰ(2) 精神科リハビリテーション学Ⅱ(2) 医療ソーシャルワーク論(2) 精神保健福祉論Ⅲ(2)	社会福祉援助技術演習Ⅴ(2)
		高齢者福祉論(2) 障害者福祉論(2) 福祉サービス運営論(2) 権利擁護論(2) 低所得者福祉論(2) 更生保護論(2)	地域福祉論Ⅰ(2) 地域福祉論Ⅱ(2) 社会福祉運営論(2) 就労支援論(2) 社会保障論Ⅰ(2) 社会保障論Ⅱ(2)	
人間環境デザイン学科	児童福祉論Ⅱ(2)			
	人間工学(2)	マーケティング(2) 建築歴史意匠B(2) 産業とプロダクトデザイン(2) 道具の歴史(2)	福祉住環境コーディネート論A(2) 福祉住環境コーディネート論B(2) 情報メディアデザイン(2) 安全工学(2) 医療福祉建築計画(2) リハビリテーション工学(2) 情報デザインⅠ(2)	

5. 学科専門科目の履修方法

(1)必修科目

- ①38単位すべてを修得しなければなりません。
- ②「エアロビクス実習A」「レクリエーション実習」「健康スポーツ学演習」のクラス分けについては、別途ガイダンスにて周知します。

(2)選択必修科目

- ①1年次に「健康心理学」「健康教育学」「健康社会学」の3科目のうち、1科目を選択し、履修・修得しなければなりません。
- ②2年次に「解剖学実習」「生理・生化学実習」「運動生理学実習」「公衆衛生学実習」「フィールドワーク実習」の5科目のうち、2科目を選択し、履修・修得しなければなりません。科目の選択方法は、別途ガイダンスにて周知します。
- ③1～3年次に「フィットネス実習」「ゴルフ実習」「レクリエーションスポーツ実習」「スノースポーツ実習」「エスニックスポーツ実習」「野外活動実習」の6科目のうち、1科目を選択し、履修・修得しなければなりません。なお履修科目により、別途費用が発生します。

(3)選択科目

- ①30単位以上修得しなければなりません。
- ②2年次からのコースについては、別途ガイダンスにて説明します。
- ③「健康産業施設等現場実習」については、健康運動指導士の資格の取得を希望する学生を対象としていますので、それ以外の学生は履修を制限する場合があります。
- ④「卒業論文」は8セメスタ以降に履修できます。提出時期・方法については別途掲示します。

※演習・実習科目については、授業の適切な運営のため、履修登録の際に、人数調整をする場合があります。詳細は「履修登録のしおり」を確認してください。

※科目の後にI・II・III・IVと記載されている科目については、原則としてIを修得した後にIIを、IIを修得した後にIIIを、というように順を追って履修してください。個人的理由によって、やむを得ず途中からの履修を希望する場合には、必ず1回目の授業で担当教員に相談し、授業の履修が可能かどうかを確認してから履修登録してください。なお、科目の後にA・Bと記載されている科目についてはこの限りではありません。

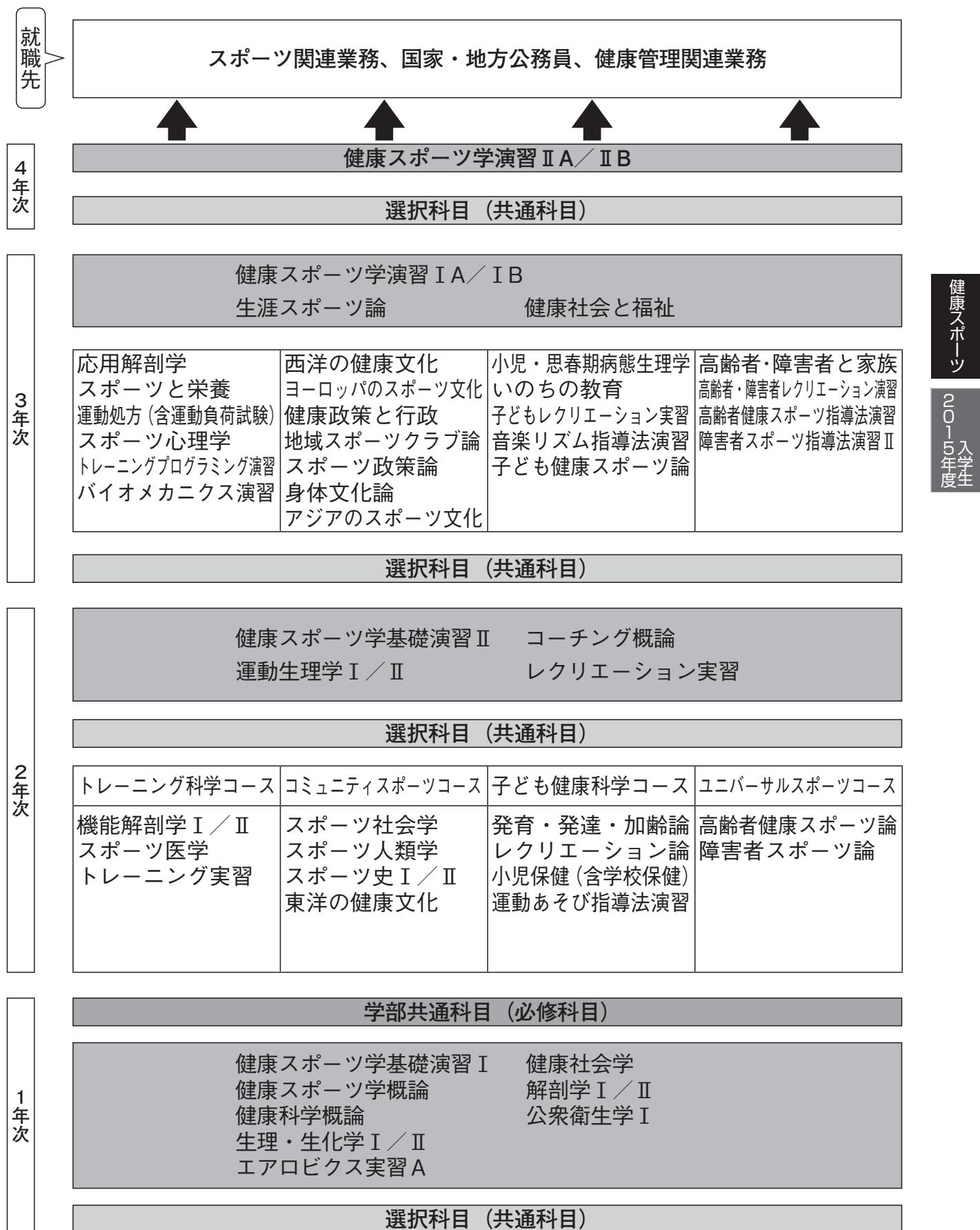
6. その他の科目

(1)他学科の科目で、「4. 学部共通科目の履修方法」の「(2)選択科目」に記載されていない科目については、原則として、履修することも単位を修得することもできません。

ただし、他学部他学科開放として指定された科目、学内留学プログラムSCINEについては4年間で上限12単位まで卒業要件として認められます（P168・169参照）。詳細は「授業時間割表」および別途配布される資料等で確認してください。

(2)教育職員免許状取得のための「教職に関する科目」「教科に関する科目」（P132～141を参照）で、自分の所属する学科の教育課程表にない科目は、教職の専門科目となります。単位を修得しても、卒業単位として計算することはできませんが、1セメスタの履修登録の上限24単位外の科目として履修登録することができます。

7. 履修モデル及び就職先



健康
ス
ポ
ーツ

2015
入学生

第4章 人間環境デザイン学科

人間環境デザイン

人間環境デザイン学科

学科長の挨拶

人間環境デザイン学科長

奥村 和正



皆さんは東洋大学ホームページに掲載されている人間環境デザイン学科の教育目標をご覧になつたことがありますか？

誰もが平等な社会生活を営むことができる、快適で質の高い生活空間を創り出すこと。そして、「つくり手」と「つかい手」を繋げていくこと。これらを実現する知識や技術、そして可能性を持った人材を育成します、という目標が書かれています。この目標を実現するために、当学科のカリキュラムは他に類のないユニークなものになっています。

まず総合的であることです。まちづくり、建築、生活支援デザイン、プロダクトデザイン等の専門分野にまたがる幅広い科目を揃え、さらにそれらを基礎演習科目のなかで融合する事をめざしています。幅広く学ぶことによって、皆さんに総合的に考え、人と人、物事と物事を結びつけることができる人材になってほしいという願いがあるのです。

環境問題、少子高齢化、産業のグローバル化など現在の社会の課題は大変複雑です。低成長の時代にあっては、様々な問題があちらを立てればこちらが立たないという二律背反の状況にあるため解決が簡単ではありません。これからは全体を総合的に考えて新しい目標を描かなければなりません。利用者の視点からどうあるべきかを問い合わせ直し、これまで別々の分野に存在してきた人と人、物事と物事を繋ぐことで解決の糸口が現れるのです。目標を描き、人や物事を繋ぐには人間と環境に関わる広い基礎知識が必要です。

また、こうした目標を描くにあたっては、どのような暮らしが理想なのか、また人間の多様性をどう考えるかといった哲学的な視点が必要です。皆さんのが社会に出て形作っていく環境や製品、サービスなどの利用者は子供、高齢者、障害のある方など多様です。皆さんのがその事をどのように受け止めてどういう選択をしていくのか、それはデザインする上での哲学と言って良いでしょう。東洋大学にデザインの学科が存在する理由はそこにあります。当学科の講義科目の多くは専門知識にとどまらず、こうしたデザインの哲学に関わる講義が多いことも特徴なのではないかと思います。

さらに演習科目があります。デザインの演習というと皆さんの創造性のみを試されていると感じてしまうかもしれません。アイデアが出ないから自分はデザインに向いていないのではないかと悩む学生もいますが、演習を通して身に着く「伝える力」は、専門職につかない人にとっても大きな武器になるものです。人と人、物事と物事を繋いでゆくには、言葉だけでなく、理想の姿を視覚的に見せることが説得力を発揮します。画を描いたり、模型を作ったり、自分のアイデアをわかりやすくプレゼンテーションすること等、演習の中で「伝える力」を鍛えることを全員に必修としている理由はここにあるのです。

皆さんのがこの学科で学ぶカリキュラムは、上記のように、皆さんの未来への大きな期待を背景に構成されています。即戦力育成よりは大器晩成を目指していると言っても良いと思います。勉強している皆さん自身にはまだその意味がよくわからないかもしれません。しかし、社会で仕事を経験し、やがて勉強したことの意味を深く納得していただけるのではないかと思うのです。皆さんにはぜひ、将来を楽しみに目の前にある学習に真剣に取り組んでいただきたいと願っています。

人間環境デザイン学科の教育研究上の目的

1. 人材の養成に関する目的

まちづくりからプロダクトデザインに至る幅広い分野の知識を持ったデザイナーと、その支援者或は理解者として社会的役割を担うことの出来る人材を養成することを目的とする。また、ユニバーサルデザイン、生活支援デザイン、これらの発想を基盤とする住空間デザイン等に携わる人材の養成を目指している。

2. 学生に修得させるべき能力等の教育目標

1～2年次はデザインに関する幅広い知識を修得する。スケッチ・モックアップ・模型・CAD・CG等を通して、デザイン及びそのプレゼンテーションに関わる基本技術を修得するに關わる基本的な技術の修得を目指す。

3～4年次はコース別カリキュラムに分かれて、それぞれの分野の専門知識・技術を修得する。

3. その他の教育研究上の目的

デザインに關わるあらゆる可能性を検討するため、インターンシップを活用した、より実践的実務的教育の実践をする。

ユニバーサルデザインの考え方を背景として、地域・関連分野の諸施設・他大学等との共同研究を積極的に進めると共に、まちづくり・建築・生活支援機器・住宅改善・プロダクト・インターラクション等に関する教育研究を通しての社会貢献を目的とする。

人間環境デザイン学科3つのポリシー

1. アドミッション・ポリシー（入学者受入れの方針）

人間環境デザイン学科は、文字通り、人間とそれを取り巻く環境をデザインという視点から考える学科である。一方、多くの高校生は、この分野を受験分野として真剣に考えたり、自らの職業として具体的にイメージした経験はほとんど無いと思われる。自らのデザイン能力を客觀化したりする機会もほとんど無かったはずである。私たちは、大多数の高校生が自らの能力のみならずデザインとそれに関わる世界の広がりを知らずに受験期を迎えていると考えている。

デザインに關わる分野は大変幅広く多様な人材がいろいろな形で参加している世界であり、人間環境デザイン学科ではあらゆる機会を通じて、皆さんにデザインに關わる多様な世界があること、一定の学力とその意志さえあれば、誰でもデザインの世界の中で活動できるということを伝え、可能な限り多様な入試方法を通して、できるだけ幅広く、可能性のある人材を集めたいと考えている。

2. カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）

4年8セメスタを半分に分け、前半の4セメスタはデザインに関する幅広い知識と基本的な技術を学ぶ期間です。演習では平面・立体・空間・人間の四つの切口から基礎的な技術を、講義では多様な授業を通してデザインに関する幅広い知識を身につける。後半の4セメスタでは、より専門的な知識と実践的な技術を学ぶために、それぞれの希望を背景に、建築やまちづくりを中心に学ぶコース、福祉機器や住宅改善を中心に学ぶコース、プロダクトやインターフェイスを中心に学ぶコースの3コースの中から1コースを選択し、それぞれの分野に特化した授業と演習に取組む。6セメスタ以降は研究室配属を行い、8セメスタでは4年間の成果をまとめるために、自ら選択したテーマの下で卒業研究に取組み、作品あるいは論文を提出することになる。

3. ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）

人間環境デザイン学科では、まちづくりからプロダクトデザインまでの分野を対象に、市場社会から福祉社会までを視野に入れ、第一線で活躍すべきデザイナーあるいはデザインという世界の広がりと可能性に対して深い理解と造詣を持ち、デザインと社会とを繋ぐ役割を担うべき社会人を育成し、この方針に基づく学修者に学位を授与する。

1. 人間環境デザイン学科 教育課程表

		第1学年	第2学年	第3学年	第4学年
共通教養科目(12)	哲学・思想	哲学(2) 美術一般(2)	井上円了と東洋大学A(2) 音楽一般(2)	井上円了と東洋大学B(2)	人間と宗教(2)
		生命と倫理(2) 生活と環境(2) 危機管理と救急法(2)	生死の社会学(2) 生活と栄養(2)	数学(2) ジェンダー論(2)	物理(2) 世代論(2)
	日本と世界の文化・歴史	英米の文化とことば(2) 文化人類学(2) 口頭表現法(2) プレゼンテーション技法(2)	ドイツの文化とことば(2) 児童文学(2) 文化論(2)	フランスの文化とことば(2) 国語表現法(2) 文章読解(2)	中国の文化とことば(2) 韓国の文化とことば(2) レポート・論文のまとめ方(2)
		社会学(2) 経済学(2) 生活と住居(2) 家族の社会学(2)	心理学(2) 経営学(2) まちづくり(2) 生活と家族(2)	法学(2) 基礎会計学(2) 地域研究法(2)	日本国憲法(2) 学校と地域(学校安全を含む)(2) 人権と生活(2)
	現代・社会	総合I(2) 全学総合IA(2) 全学総合IB(2)	総合II(2) 全学総合IIA(2) 全学総合IIB(2)	総合III(2)	総合IVA(2) 総合IVB(2)
		英語I A(1) 英語I B(1) 英語I C(1) 英語I D(1)	英語II A(1) 英語II B(1)		
	文化間コミュニケーション(6)	英語III A(1) 英語III B(1) 韓国語I(1) 韓国語II(1)	ドイツ語I(1) ドイツ語II(1) TOEIC IA(1) TOEIC IB(1)	フランス語I(1) フランス語II(1) TOEIC II A(1) TOEIC II B(1)	中国語I(1) 中国語II(1)
		スポーツと健康	スポーツ健康科学実技IA(1) スポーツ健康科学実技IB(1)	スポーツ健康科学実技IIA(1) スポーツ健康科学実技IIB(1)	スポーツ健康科学実技III A(1) スポーツ健康科学実技III B(1)
	社会人基礎科目		社会人基礎力入門講義(2) キャリアデベロップメント論(2)	企業家論(2) 企業のしくみ(2)	公務員論(2) 社会貢献活動入門(2)
留学生支援科目	英語特別教育科目		English for Academic Purposes A Listening/Speaking(2) English for Academic Purposes B Reading/Writing(2) Pre-Study Abroad Academic Essay Writing(1)	Pre-Study Abroad College Study Skills(1) Pre-Study Abroad Basic Academic Writing(1) Pre-Study Abroad Academic Essay Writing(1)	
	必修科目(8)	ライフデザイン学I(2) ライフデザイン学II(2) 情報リテラシーI(2) 情報リテラシーII(2)			
専門科目(77)		選択科目	他学科開放科目から選択		
必修科目(14)	人間環境デザイン基礎演習I(2) 人間環境デザイン基礎演習II(2) 人間環境デザイン学概論(2) ユニバーサルデザイン概論(2)	人間環境デザイン基礎演習III(3) 人間環境デザイン総合演習(3)			
				空間デザインコース	
コース別必修科目(10)			空間デザイン演習IA(3) 空間デザイン演習IB(3)	空間デザイン演習IIA(2) 空間デザイン演習IIB(2)	
			生活環境デザインコース		
			生活環境デザイン演習IA(3) 生活環境デザイン演習IB(3)	生活環境デザイン演習IIA(2) 生活環境デザイン演習IIB(2)	
選択必修科目(2)			プロダクトデザインコース		
			プロダクトデザイン演習IA(3) プロダクトデザイン演習IB(3)	プロダクトデザイン演習IIA(2) プロダクトデザイン演習IIB(2)	
選択科目(43)				卒業研究(2) } 卒業制作(2) } 1科目選択・必修	
	ユニバーサルデザイン各論A(2) 人間工学(2) CAD演習I(2) 建築歴史意匠A(2) プロダクトデザイン基礎(2) 発達と障害(2) 生活支援デザイン概論(2) 材料・素材一般(2) 建築生産(2) 色彩論(2)	マーケティング(2) CAD演習II(2) 住民参加(2) 住居計画(2) 建築・都市法規(2) 建築歴史意匠B(2) 生活空間計画(2) コンピュータ・グラフィックス(2) 産業とプロダクトデザイン(2) 生活支援機器デザイン概論(2) 構造力学(2) 都市・まちのデザイン(2) 道具の歴史(2) デザイン工学基礎(2) デザイン工学応用(2) ユニバーサルデザイン各論B(2) ヒューマンインターフェース(2) インテリアデザイン(2) 環境計画(2) デザイン思考法(2)	認知科学(2) デザイン特別講義(2) インターネットシップA(2) インターネットシップB(2) インターネットシップC(2)	ランドスケープデザイン(2) 安全工学(2) 調査分析のデザイン(2) ユニバーサルデザイン各論C(2) 情報メディアデザイン(2)	
国際文化事情A(2)		国際文化事情B(2)		空間デザインコース系科目	
教職科目				建築空間構成論(2) 設備計画(2) 構法計画(2) 構法計画演習A(1) 構法計画演習B(1)	
				建築設計論(2) 材料力学(2) 木造住宅設計論(2) 都市計画論(2)	
				生活環境デザインコース系科目	
				生活支援機器デザイン各論(2) 医療福祉建築計画(2) 支援技術とデザイン(2)	
				リハビリテーション工学(2) 福祉住環境コーディネート論A(2) 福祉住環境コーディネート論B(2)	
				プロダクトデザインコース系科目	
				情報デザインI(2) 情報デザインII(2) グラフィックデザイン論(2) 表現演習(2)	
				プロダクトデザインI(2) プロダクトデザインII(2) メカトロニクス・デザイン(2)	

2. 卒業要件

4年以上（8セメスタ以上）在学し、下記の条件を満たした学生のみ卒業することができます。
下記の条件をすべて満たさないと、卒業することができません。

授業科目区分		最低修得単位数	
基盤教育	共通教養科目	哲学・思想	12
		自然・環境・生命	
		日本と世界の文化・歴史	
		現代・社会	
		総合	
	社会人基礎科目	文化間コミュニケーション	6
		スポーツと健康	
		留学支援科目	
		小計	18
専門科目	学部共通科目	必修科目	8
		選択科目	
	学科専門科目	必修科目	14
		コース別必修科目	10
		選択必修科目	2
		選択科目	43
	小計		77
上記をすべて含んで、124単位以上修得			

3. 基盤教育

(1)共通教養科目

12単位以上を修得しなければなりません。

(2)文化間コミュニケーション

1年次に「英語ⅠA」「英語ⅠB」「英語ⅠC」「英語ⅠD」を、2年次に「英語ⅡA」「英語ⅡB」を修得しなければなりません。クラス分けがされていますので、指定されたクラスの授業を履修してください。

(3)スポーツと健康

①単位数の指定は特にありません。

②授業の適切な運営のため、履修登録の際に、人数調整をする場合があります。

科目の後ろに記載されているⅠ・Ⅱ・Ⅲ及びA・Bの順を追って履修する必要はありません。

4. 学部共通科目の履修方法

(1)必修科目

①8単位すべてを修得しなければなりません。

②「情報リテラシーⅠ」「情報リテラシーⅡ」はあらかじめクラス分けがされていますので、指定されたクラスの授業を履修してください。

(2)選択科目

単位数の指定は特にありません。以下の「他学科開放科目」の中で、各自の履修計画や興味に沿って履修してください。

〈他学科開放科目〉

	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年
生活支援学科	社会福祉の基礎(2) 社会福祉援助技術論Ⅰ(2) 児童福祉論Ⅰ(2)	社会調査の基礎(2) 社会福祉援助技術論Ⅱ(2)		
		高齢者福祉論(2) 障害者福祉論(2)	社会保障論Ⅰ(2) 社会保障論Ⅱ(2)	
	児童福祉論Ⅱ(2)			
健康スポーツ学科	解剖学Ⅰ(2) 解剖学Ⅱ(2)	運動生理学Ⅱ(2) 運動生理学Ⅰ(2)	生涯スポーツ論(2)	
		スポーツ社会学(2) 発育・発達・加齢論(2) 高齢者健康スポーツ論(2) 障害者スポーツ論(2)		
	健康スポーツ産業論(2)	医学一般(2) リハビリテーション論(2)		

5. 学科専門科目の履修方法

(1)必修科目

14単位すべてを修得しなければなりません。

(2)選択必修科目・選択科目

- ①選択必修科目として、4年次8セメスターに「卒業研究」と「卒業制作」のどちらか1科目を選択し、履修しなければなりません（両方を修得することはできません）。
- ②選択科目は43単位以上を修得しなければなりません。
- ③3・4年次に所属するコースの、コース別必修科目は10単位を修得しなければなりません。他コースの科目は、コース別必修科目を除き、「学科専門科目」の「選択科目」として履修することができます。
- ④4年次の選択必修科目・コース別必修科目は、次頁の条件を満たしていないと、履修することができません。従って条件を満たせなかった段階で、卒業も延期になりますので注意してください。

〈4年次の選択必修・コース別必修科目の履修条件〉

対象科目	時期	条件
・「空間デザイン演習ⅡA」 ・「生活環境デザイン演習ⅡA」 ・「プロダクトデザイン演習ⅡA」	3年6セメスター終了時まで	下記1)と2)の両方の条件を満たすこと。 1) 1・2年次の必修科目で「ライフデザインⅠ」「ライフデザインⅡ」「情報リテラシーⅠ」「情報リテラシーⅡ」「人間環境デザイン学概論」「ユニバーサルデザイン概論」「人間環境デザイン基礎演習Ⅰ」「人間環境デザイン基礎演習Ⅱ」「人間環境デザイン基礎演習Ⅲ」「人間環境デザイン総合演習」の10科目の単位をすべて修得していること。 2) 卒業要件の科目を100単位以上修得していること。
・「空間デザイン演習ⅡB」	4年7セメスター終了時まで	「空間デザイン演習ⅡA」を修得していること。
・「生活環境デザイン演習ⅡB」		「生活環境デザイン演習ⅡA」を修得していること。
・「プロダクトデザイン演習ⅡB」		「プロダクトデザイン演習ⅡA」を修得していること。
・「卒業研究」 ・「卒業制作」		「空間デザイン演習ⅡA」「生活環境デザイン演習ⅡA」「プロダクトデザイン演習ⅡA」のいずれかを修得していること。

6. 3・4年次コース分けと各コースの特徴について

人間環境デザイン学科では、より高度な知識・技術の修得を目指した専門教育・職業人養成を行うために、3・4年次は「空間デザインコース」「生活環境デザインコース」「プロダクトデザインコース」の3つのコースに分かれて教育を行います。コース分けは本人希望を原則としますが、各コースの定数を超える場合は成績を加味してコース分けを行います。各コースの定数及びコース分けのガイダンスについては2年次の秋学期を予定しています。

各コースの内容は下記のとおりです。

(1)空間デザインコース

人間環境としての空間を如何に計画しデザインしていくかについて、都市と建築、まちづくりと設計、新築と改修といった多様な視点から学びます。

(2)生活環境デザインコース

乳幼児から高齢者まで、人の暮らしを支える生活環境はどうあるべきかについて、まち、住まい、道具、遊具、福祉用具などのデザイン、それらを活用するシステムについて学びます。

(3)プロダクトデザインコース

あらゆる人々が平等に豊かに暮らしていくける環境を実現するため、「モノ」だけでなく「モノゴト」の観点から、製品・サービス・情報・メカトロニクスのデザインまで幅広く学びます。

7. その他の科目

(1)他学科の科目で、「4. 学部共通科目の履修方法」の「(2)選択科目」に記載されていない科目については、原則として、履修することも単位を修得することもできません。

ただし、他学部他学科開放として指定された科目、学内留学プログラムSCINEについては4年間で上限12単位まで卒業要件として認められます（P168・169参照）。詳細は「授業時間割表」および別途配布される資料等で確認してください。

(2)教育職員免許状取得のための「教職に関する科目」「教科に関する科目」（P142～145を参照）で、自分の所属する学科の教育課程表にない科目は、教職の専門科目となります。単位修得しても、卒業単位として計算することはできませんが、1セメスターの履修登録の上限24単位外の科目として履修登録することができます。

8. 履修モデル及び就職先

卒業後の進路・資格

1・2級建築士 建築家 まちづくりコンサルタント インテリアデザイナー 設計事務所 住宅メーカー 建設会社 研究 教育 行政 など	福祉用具デザイナー 福祉住環境コーディネーター 医療機器デザイナー メーカー(医療・福祉・住宅機器など) 研究 教育 行政 2級建築士 など	プロダクトデザイナー ヒューマンインターフェースデザイナー ／Webデザイナー デザイン事務所 メーカー(家電・家具・自動車・ 玩具・医療機器・精密機器など) 教育 行政 2級建築士など
--	---	--

4年次



空間デザイン演習ⅡA／ⅡB
卒業制作・研究

生活環境デザイン演習ⅡA／ⅡB
卒業制作・研究

プロダクトデザイン演習ⅡA／ⅡB
卒業制作・研究

空間デザイン演習ⅠA／ⅠB

生活環境デザイン演習ⅠA／ⅠB

プロダクトデザイン演習ⅠA／ⅠB

3年次／4年次の選択科目

建築空間構成論 設備計画 構法計画 構法計画演習A／B 建築設計論 材料力学 木造住宅設計論 都市計画論	生活支援機器デザイン各論 医療福祉建築計画 支援技術とデザイン リハビリテーション工学 福祉住環境コーディネート論A／B	情報デザインⅠ／Ⅱ グラフィックデザイン論 表現演習 プロダクトデザインⅠ／Ⅱ メカトロニクス・デザイン
--	--	--

■空間デザインコース

■生活環境デザインコース

■プロダクトデザインコース

3年次／4年次の選択科目

認知科学 安全工学 ユニバーサルデザイン各論C 情報メディアデザイン

2年次



人間環境デザイン基礎演習Ⅲ 人間環境デザイン総合演習

マーケティング CAD演習Ⅱ 住民参加 住居計画 建築・都市法規 建築歴史意匠B 生活空間計画 コンピュータ・グラフィックス 産業とプロダクトデザイン 生活支援機器デザイン概論 構造力学 都市・まちのデザイン 道具の歴史 デザイン工学基礎 デザイン工学応用 ユニバーサル各論B ヒューマンインターフェース インテリアデザイン 環境計画 デザイン思考法
--

1年次



人間環境デザイン学概論 人間環境デザイン基礎演習Ⅰ／Ⅱ ユニバーサルデザイン概論
情報リテラシーⅠ／Ⅱ ライフデザイン学Ⅰ／Ⅱ

ユニバーサルデザイン各論A 人間工学 CAD 演習I 建築歴史意匠A プロダクトデザイン基礎 発達と障害 生活支援デザイン概論 材料・素材一般 建築生産 色彩論

III. 諸資格について

ライフデザイン学部で取得できる資格

ライフデザイン学部では、下記の表に記載されている資格を取得（または資格の受験資格を取得）することができます。資格の取得に関しては資格登録（※）、所定の手続、指定された科目的単位修得等、条件を満たすことが必須です。この履修要覧をよく確認してください。また、必要な科目的履修については、科目履修が可能な学年で、早めに履修し、一度で単位を修得してください。再履修が難しくなり、4年間で資格取得できない可能性があります。不明な点は朝霞事務課教務担当窓口に相談してください。※資格取得希望者は、ToyoNet-Gにて資格登録が必須です。詳細は学期初めに配布される「履修登録のしおり・授業時間割表」で確認してください。

	生活支援学科 生活支援学専攻	生活支援学科 子ども支援学専攻	健康スポーツ 学科	人間環境デザイン 学科	ページ
社会福祉士	受験資格取得	受験資格取得	受験資格取得	－	P 72
精神保健福祉士	受験資格取得	－	受験資格取得	－	P 76
介護福祉士※ 1	受験資格取得	－	－	－	P 80
保育士	－	資格取得	－	－	P 86
A.D.I.	受験資格取得	受験資格取得	受験資格取得	－	P 92
健康運動指導士	－	－	受験資格取得	－	P 94
健康運動実践指導者	受験資格取得	受験資格取得	受験資格取得	－	P 98
障がい者スポーツ指導員	資格取得	資格取得	資格取得	－	P 100
レクリエーション・ インストラクター	資格取得	資格取得	資格取得	－	P 102
第一種衛生管理者	－	－	資格取得	－	P 104
公認スポーツ指導者	－	－	資格取得	－	P 106
一級建築士	－	－	－	受験資格取得	P 108
二級建築士	－	－	－	受験資格取得	
木造建築士	－	－	－	受験資格取得	
社会福祉主事	任用資格取得	任用資格取得	任用資格取得	任用資格取得	P 111

※ 1 生活支援学科生活支援学専攻介護福祉士コース所属学生のみ取得可能（P 80～84参照）

1. 社会福祉士（生活支援学科・健康スポーツ学科）

現在、わが国では、少子化と高齢化が急速に進んでいます。介護を必要とする高齢者や障害者のケア、生活に関わる相談、子育てに関わる相談、児童虐待などの人権問題に関わる相談などに対応できる人材の必要性が高まっています。このような社会的な要請に対応して、1987年「社会福祉士及び介護福祉士法」により、問題解決の必要性に応じて相談、助言、指導のできる専門職である社会福祉士が国家資格として定めされました。

(1)業務

社会福祉士は、身体上もしくは精神上の障害のある人や、環境上の理由により日常生活を営む上で支障のある人を対象に、社会福祉に関する専門的な知識と技術をもって相談に応じ、助言や指導、支援を行うことが法律（社会福祉士及び介護福祉士法）で定められています。

(2)資格

社会福祉士の資格は、国家試験に合格し、所定の登録をすることによって得られます。国家試験を受験するためには、国家試験受験資格を取得しなければなりません。本学では、次頁(4)社会福祉士指定科目を修得し、かつ、卒業見込みとなった場合、受験資格を得ることができます。

—社会福祉士国家試験について—

社会福祉士国家試験は、毎年1回、1月下旬の日曜日に実施され、3月に合格者発表が行われます。

試験科目は、社会福祉士国家試験の独自科目である「社会調査の基礎」、「相談援助の基盤と専門職」、「相談援助の理論と方法」、「福祉サービスの組織と経営」、「高齢者に対する支援と介護保険制度」、「児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度」、「就労支援サービス」、「更生保護制度」、および精神保健福祉士国家試験と共通科目である「障害者に対する支援と障害者自立支援制度」、「人体の構造と機能及び疾病」、「心理学理論と心理的支援」、「社会理論と社会システム」、「現代社会と福祉」、「地域福祉の理論と方法」、「福祉行財政と福祉計画」、「社会保障」、「低所得者に対する支援と生活保護制度」、「保健医療サービス」、「権利擁護と成年後見制度」です。

(3)科目履修スケジュール

① 1年次10月初旬：社会福祉士受験資格取得希望登録票の提出

社会福祉士の資格取得を希望する者は、「社会福祉士受験資格取得希望登録票」を実習指導室に提出し、登録する必要があります。この登録により、「社会福祉援助技術演習Ⅰ・Ⅱ」のクラス分けを行います。また、登録を行わないと3年次「社会福祉援助技術現場実習」を履修できません。「社会福祉援助技術現場実習」は、社会福祉士国家試験の受験資格要件の1つで、社会福祉施設・機関において、180時間（24日）以上の現場実習を行います。

② 2年次：実習配属先の決定

※なお、教育職員免許状を取得する場合、実習先は介護系施設に限定されます。

③ 3年次：社会福祉援助技術現場実習の実施

(4)社会福祉士指定科目

下記の本学開講科目すべてを修得済みまたは履修中でなければ、社会福祉士の受験資格は得られません。入学年度ごとに指定科目や実習参加条件が異なります。

〈実習参加条件〉

3年次に社会福祉援助技術現場実習を履修するには、下記の条件を満たさなければなりません。

●社会福祉援助技術現場実習指導Ⅰ（2年次秋学期開講）を2年次秋学期終了までに修得していること。

●社会福祉援助技術現場実習指導Ⅰ（2年次秋学期開講）の履修条件として、2年次春学期終了までに下表「実習参加条件科目」の必要科目5科目をすべて修得していること。

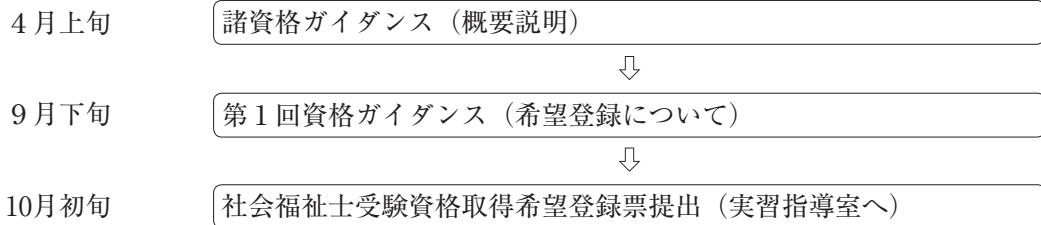
※社会福祉援助技術現場実習を4年次に履修することはできません。

指定科目	本学開講科目	実習参加条件科目 2年次春学期まで 5科目	配当学年	単位数
人体の構造と機能及び疾病	医学一般		1年	2
心理学理論と心理的支援	心理学	※1科目選択	1~4年	2
社会理論と社会システム	社会学		1~4年	2
現代社会と福祉	社会福祉学原論Ⅰ	必	1年	2
	社会福祉学原論Ⅱ		1年	2
社会調査の基礎	社会調査の基礎		2年	2
相談援助の基盤と専門職	社会福祉の基礎		1年	2
	専門職論	必	1年	2
	社会福祉援助技術論Ⅰ	必	1年	2
相談援助の理論と方法	社会福祉援助技術論Ⅱ	必	2年	2
	社会福祉援助技術論Ⅲ		2年	2
	社会福祉援助技術論Ⅳ		3年	2
地域福祉の理論と方法	地域福祉論Ⅰ		2・3年	2
	地域福祉論Ⅱ		2・3年	2
福祉行財政と福祉計画	社会福祉運営論		2・3年	2
福祉サービスの組織と経営	福祉サービス運営論		2・3年	2
社会保障	社会保障論Ⅰ		2・3年	2
	社会保障論Ⅱ		2・3年	2
高齢者に対する支援と介護保険制度	高齢者福祉論		2・3年	2
	介護福祉援助技術の基礎		2年	2
障害者に対する支援と障害者自立支援制度	障害者福祉論		2・3年	2
児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度	児童福祉論Ⅰ		1年	2
低所得者に対する支援と生活保護制度	低所得者福祉論		2・3年	2
保健医療サービス	医療福祉総論		2年	2
就労支援サービス	就労支援論		2・3年	2
権利擁護と成年後見制度	権利擁護論	※1科目選択	2・3年	2
更生保護制度	更生保護論		2・3年	2
相談援助演習	社会福祉援助技術演習Ⅰ	必	2年	2
	社会福祉援助技術演習Ⅱ		2年	2
	社会福祉援助技術演習Ⅲ		3年	2
	社会福祉援助技術演習Ⅳ		3年	2
	社会福祉援助技術演習Ⅴ		4年	2
相談援助実習指導	社会福祉援助技術現場実習指導Ⅰ		2年	1
	社会福祉援助技術現場実習指導Ⅱ		3年	1
	社会福祉援助技術現場実習指導Ⅲ		3年	1
相談援助実習	社会福祉援助技術現場実習		3年	4
	本学における必要単位数合計			63

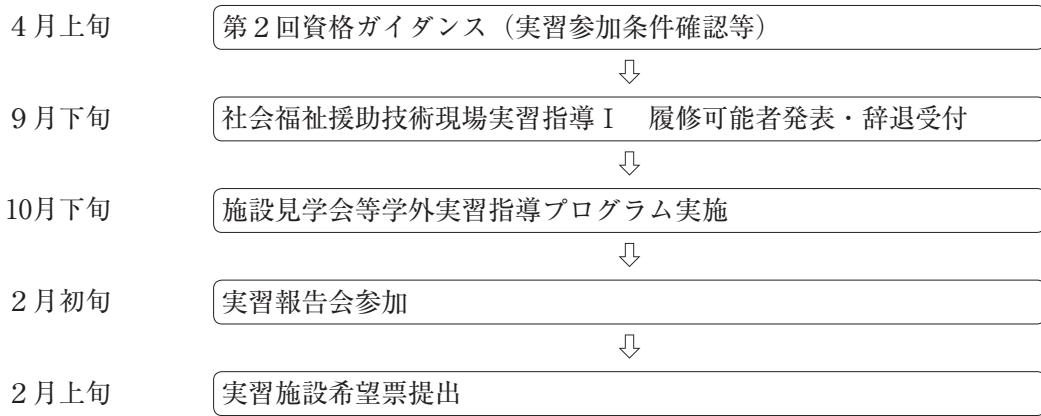
(5)社会福祉士受験資格取得スケジュール

下記のスケジュールはあくまでも予定であり、日程が前後することがあります。詳細は掲示や授業時の指示に従ってください。

<1年次>



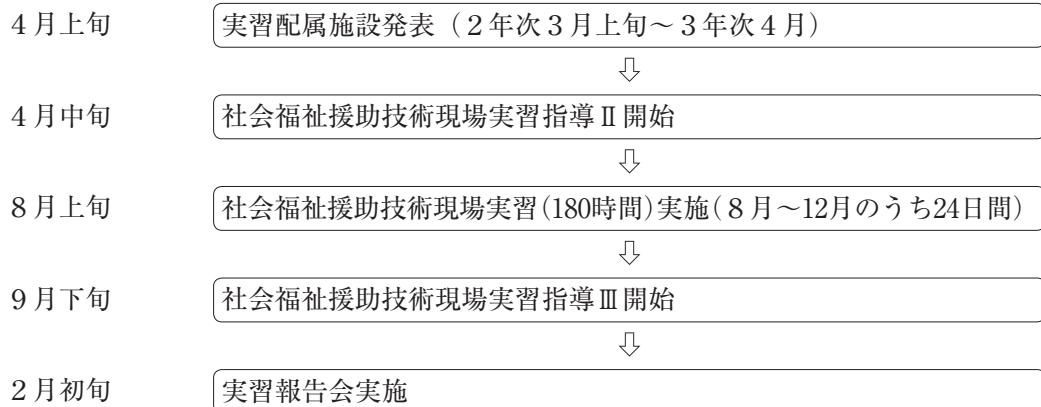
<2年次>



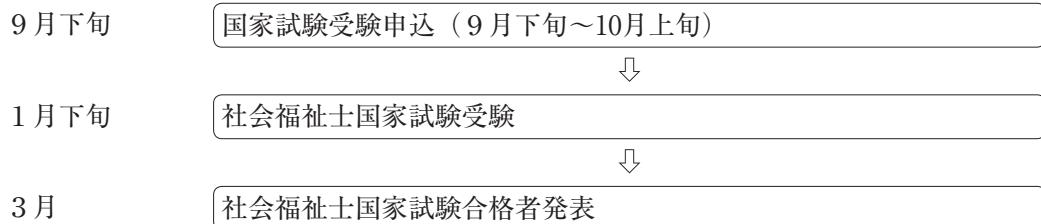
諸資格

社会
福祉
士

<3年次>



<4年次>



2. 精神保健福祉士（生活支援学科生活支援学専攻・健康スポーツ学科）

高ストレス社会といわれる現代において、こころの健康に関する関心が高まっています。特に、わが国では欧米諸国に比べ、精神疾患に罹患し、生活に困難を抱えた人々に対する社会復帰や社会参加の取り組みが著しく立ち遅れた状況が続いてきました。こうした状況を改革するための関係法整備の一環として、1997年「精神保健福祉士法」により従来精神科ソーシャルワーカー（Psychiatric Social Worker : PSW）という名称で知られてきた精神保健福祉領域のソーシャルワーカーの国家資格として精神保健福祉士が誕生しました。精神保健福祉士は、精神障害者が直面する生活問題や社会問題の解決に向けた援助や、社会参加に向けた支援活動を行う専門職として、多方面での活躍が期待されています。

(1)業務

精神保健福祉士の業務として、精神科医療機関や保健所、その他行政機関、精神保健福祉施設などで、社会復帰に関する相談、助言、指導、日常生活への適応訓練、その他の援助を行うことが、法律（精神保健福祉士法）で定められています。

(2)資格

精神保健福祉士の資格は、国家試験に合格し、所定の登録をすることによって得られます。国家試験を受験するためには、国家試験受験資格を取得しなければなりません。本学では、次頁(4)精神保健福祉士指定科目を修得し、かつ、卒業見込みとなった場合に受験資格を得ることができます。

一精神保健福祉士国家試験について

精神保健福祉士国家試験は、毎年1回、1月下旬の土曜日と日曜日に実施され、3月に合格者発表が行われます。

試験科目は、精神保健福祉士の独自科目である「精神疾患とその治療」、「精神保健の課題と支援」、「精神保健福祉相談援助の基盤」、「精神保健福祉の理論と相談援助の展開」、「精神保健福祉士に関する制度とサービス」、「精神障害者の生活支援システム」、および社会福祉士国家試験と共通科目である「障害者に対する支援と障害者自立支援制度」、「人体の構造と機能及び疾病」、「心理学理論と心理的支援」、「社会理論と社会システム」、「現代社会と福祉」、「地域福祉の理論と方法」、「福祉行財政と福祉計画」、「社会保障」、「低所得者に対する支援と生活保護制度」、「保健医療サービス」、「権利擁護と成年後見制度」です。

(3)科目履修スケジュール

① 1年次 9月下旬～10月上旬：精神保健福祉士受験資格取得希望登録票の提出

精神保健福祉士の資格取得を希望する者は、「精神保健福祉士受験資格取得希望登録票」を実習指導室に提出し、登録する必要があります。登録を行わないと「精神保健福祉援助技術実習」を履修できません。「精神保健福祉援助技術実習」は、精神保健福祉士国家試験の受験資格要件の1つで、原則として3年次（社会福祉の受験資格取得も希望する者は4年次）に、精神科病院、保健所、精神保健福祉施設等において、28日間の現場実習を行います。

② 2年次：実習配属先の決定

③ 3年次：精神保健福祉援助技術実習の実施

(4)精神保健福祉士指定科目

下記の本学開講科目すべてを修得済みまたは履修中でなければ、精神保健福祉士の受験資格は得られません。入学年度ごとに指定科目や実習参加条件が異なります。

〈実習参加条件〉

3年次に精神保健福祉援助技術実習を履修するには、下記の条件を満たさなければなりません。

●精神保健福祉援助技術実習（3年次春学期開講）の履修条件として、2年次秋学期終了までに下表「実習参加条件科目（ア）～（ウ）」の必要科目をすべて修得していること。

なお、（イ）は3科目の中から1科目、（ウ）は11科目の中から6科目、選択必修となります。

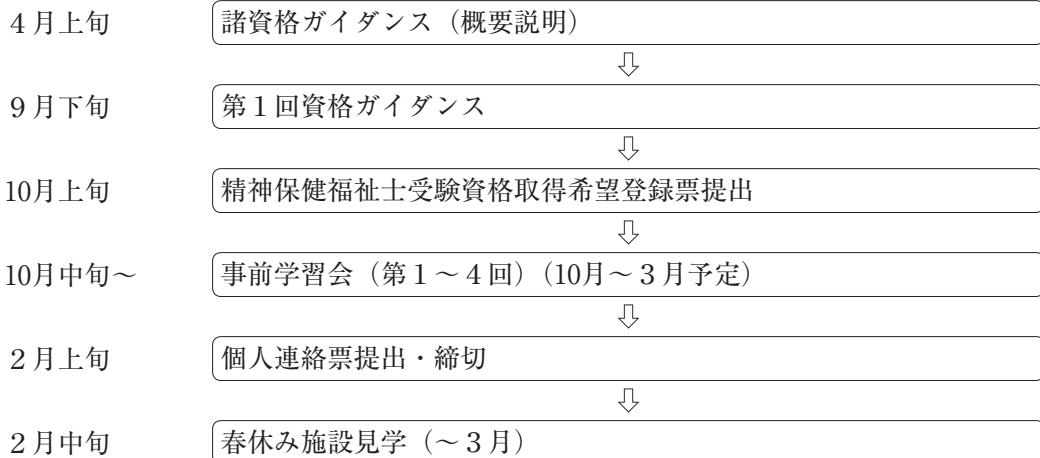
指定科目	本学開講科目	実習参加条件科目 2年次秋学期まで※1			配当学年	単位数
		(ア)	(イ)	(ウ)		
		12科目	1科目	6科目		
人体の構造と機能及び疾病 心理学理論と心理的支援 社会理論と社会システム	医学一般		選必		1年	2
	心理学	※1科目選択	選必		1～4年	2
	社会学		選必		1～4年	2
現代社会と福祉	社会福祉学原論Ⅰ	必			1年	2
	社会福祉学原論Ⅱ	必			1年	2
地域福祉の理論と方法	地域福祉論Ⅰ			選必	2・3年	2
	地域福祉論Ⅱ			選必	2・3年	2
社会保障	社会保障論Ⅰ			選必	2・3年	2
	社会保障論Ⅱ			選必	2・3年	2
低所得者に対する支援と生活保護制度	低所得者福祉論			選必	2・3年	2
福祉行政財政と福祉計画	社会福祉運営論				2・3年	2
保健医療サービス	医療福祉総論			選必	2年	2
権利擁護と成年後見制度	権利擁護論				2・3年	2
障害者に対する支援と障害者自立支援制度	障害者福祉論			選必	2・3年	2
精神疾患とその治療	精神医学Ⅰ	必			2年	2
	精神医学Ⅱ			選必	2年	2
精神保健の課題と支援	精神保健Ⅰ	必			1年	2
	精神保健Ⅱ	必			1年	2
精神保健福祉相談援助の基盤（基礎）	社会福祉援助技術論Ⅰ	必			1年	2
精神保健福祉相談援助の基盤（専門）	精神保健福祉援助技術総論	必			1年	2
精神保健福祉の理論と相談援助の展開	精神保健福祉援助技術各論Ⅰ	必			2年	2
	精神保健福祉援助技術各論Ⅱ			選必	2年	2
	精神科リハビリテーション学Ⅰ				3年	2
	精神科リハビリテーション学Ⅱ				3年	2
精神保健福祉に関する制度とサービス	精神保健福祉論Ⅰ	必			2年	2
	精神保健福祉論Ⅱ			選必	2年	2
精神障害者の生活支援システム	精神保健福祉論Ⅲ				3年	2
精神保健福祉援助演習（基礎）	社会福祉援助技術演習Ⅰ	必			2年	2
精神保健福祉援助演習（専門）	精神保健福祉援助技術演習Ⅰ	必			2年	2
精神保健福祉援助実習指導	精神保健福祉援助技術演習Ⅱ			選必	2年	2
	精神保健福祉援助技術実習指導Ⅰ				2年	1
	精神保健福祉援助技術実習指導Ⅱ				3年	1
精神保健福祉援助実習	精神保健福祉援助技術実習指導Ⅲ				3年	1
	精神保健福祉援助技術実習				3年	4
－	専門職論 ※1	必			1年	2
本学における必要単位数合計					65	

※1 「専門職論」は、精神保健福祉士の指定科目外となりますが、実習参加条件のため、修得が必要です。

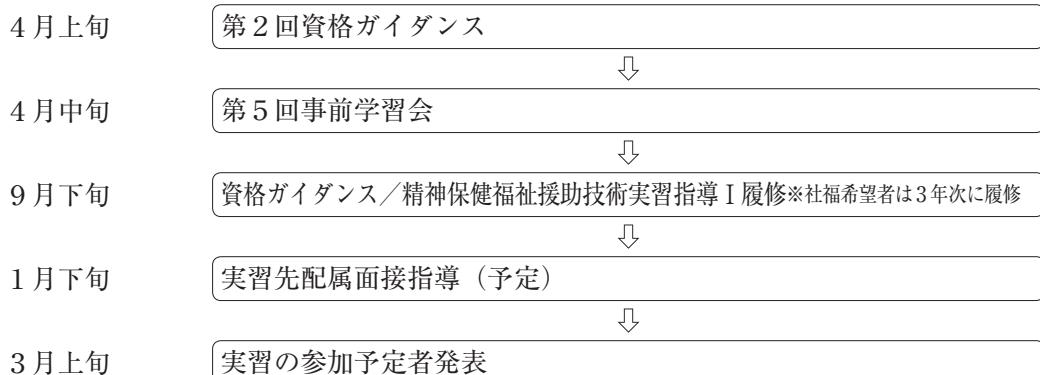
(5)精神保健福祉士受験資格取得スケジュール

下記のスケジュールはあくまでも予定であり、日程が前後することがあります。詳細は掲示や授業時の指示に従ってください。

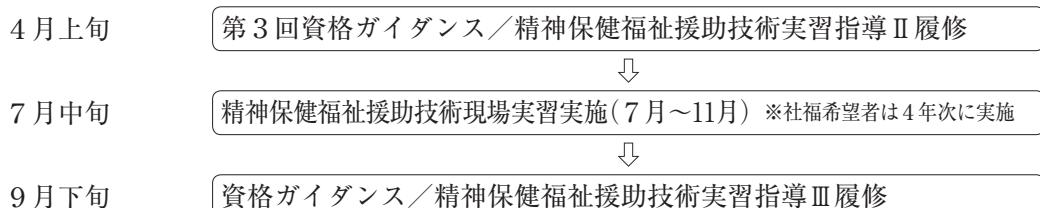
<1年次>



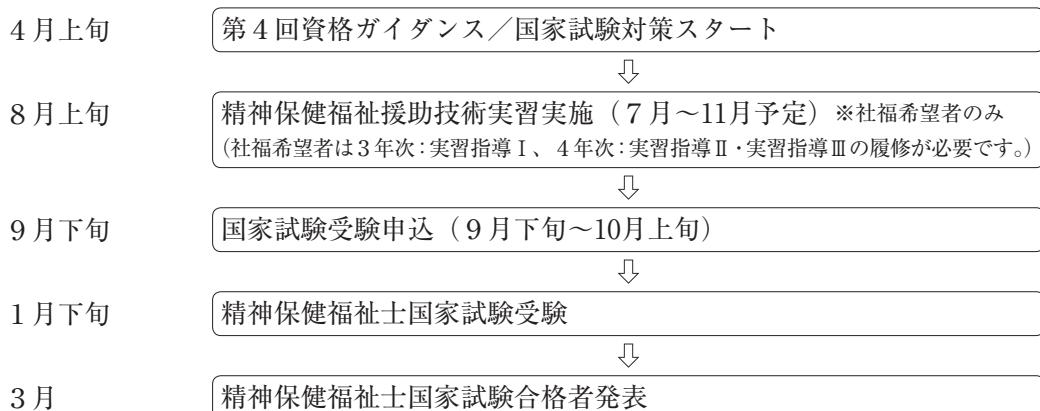
<2年次>



<3年次>



<4年次>



3. 介護福祉士（生活支援学科生活支援学専攻 ※介護福祉士コース所属学生のみ）

介護福祉士は、名称独占の国家資格です。1987年5月「社会福祉士及び介護福祉士法」制定、1988年4月施行によって誕生しました。介護福祉士とは、「身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき、心身の状況に応じた介護（喀痰吸引その他のその者が日常生活を営むのに必要な行為であって医師の指示の下に行われるもの（厚生労働省令で定めるものに限る：以下略））を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行うことを業とする者」（社会福祉士及び介護福祉士法）をいいます。

(1)はじめに

本学では、「総合職としての介護福祉士（介護総合職）」の育成をめざしています。1対1の支援ができるだけではなく、利用者に適した福祉用具のアドバイスや住みやすい生活環境を整えることのできる総合的な能力を持つ介護福祉士が求められています。利用者のできることに着目し、できないことを支援しつつ、背景となる要因を読み解くことで、利用者に合わせた個別の介護を組み立てる「考える力と実践力」が必要になります。

本学の介護福祉士コースの特徴は、1年次から4年次まで毎年積み上げていく介護福祉実習です。小規模多機能・デイサービス・グループホーム・高齢者施設・障害者施設・訪問介護などの多様な実習施設で実習を行います。実習で担当する「受け持ち事例」を学内で検討し、個別の支援計画を作成し、実践する教育を重視しています。卒業5年後の活躍する人物像としては、①介護現場のリーダー、②介護関連企業での企画提案、③ケアマネジャー、④介護福祉学の教員や研究者をめざした大学院進学など、社会が必要としている介護福祉士です。

(2)資格

ライフデザイン学部生活支援学科生活支援学専攻介護福祉士コースに所属し、指定された科目の単位を修得して、卒業した者は介護福祉士国家試験の受験資格を取得できます。その上で、国家試験を受験し、合格することで国家資格が取得できます。厚生労働大臣の定める資格登録の手続きを行う必要があります。

(3)所属

①介護福祉士コースについて

これまで介護福祉士は短期大学・専門学校などの2年課程で多く養成されてきました。しかし、本学では4年課程で介護福祉士を養成します。この背景には、今、自立支援や個人の権利の尊重など社会福祉の基礎的な理念をベースとした介護福祉支援を展開できる介護福祉士が必要とされているためです。また、介護福祉支援も高齢者や障害者の特別な疾患に合わせた専門性が要求される時代になりました。それらの要望に応えるために本学では4年課程で介護福祉士を養成しています。したがって、本学介護福祉士コースでは社会福祉の理念や技術を基礎にした介護総合職としての介護福祉士養成を目指しています。社会福祉実践現場で利用者の生活や権利を最後まで守るという強い意識を持ち続ける介護福祉士を養成したいと考えています。

②コース選択時の注意事項

介護福祉士コース履修学生はライフデザイン学部生活支援学科としての卒業要件（124単位）を満たすだけではなく、介護福祉士養成課程の資格要件の科目も併せて履修が必要です。そのため、通常の卒業単位より30単位以上多くの科目を履修し、また学外実習も、介護実習だけでも450時間以上実施することになります。

社会福祉士と精神保健福祉士の両方の受験資格を取得することを希望している学生が、介護福祉士コースに所属して介護福祉士の受験資格取得を目指することは、時間割編成上きわめて困難です。複数の資格取得を希望する場合、十分検討してください。

介護福祉士は福祉現場の最前線で直接利用者と関わります。人と接すること、人を援助することに情熱と使命が必要な仕事もあります。将来、このような職場で働きたいという学生がコースを選択することを望みます。

介護福祉士コース履修者の決定は毎年入学初年度に行われます。入学初年度以降はコースの履修が認められないので、十分に考慮してコースを選択してください。

③コース選抜方法

1年次に、下記の条件を満たしていることを前提として学内で選抜を行います。詳細は4月の入学時に行われる説明会にて確認してください。

1. 新入生ガイダンス時の介護福祉士コース説明会への参加
2. 介護福祉士相談会への参加
3. 介護福祉士コース希望登録票の提出
4. 面接による選考
5. コース選抜結果発表

選抜にあたっては、上記の内容及び学業の状況を総合的に評価し、専任教員による判定会議で行うものとします。

対象となるのは生活支援学科生活支援学専攻の1年生のみとし、その他の学生は選抜対象にはなりません。

④履修上の注意

「介護福祉士コース」の学生は、コース確定後は、履修登録単位数の上限（1セメスタあたり）が28単位（通常の24単位に4単位を加算できる）となります。

また、介護福祉実習Ⅰ～Ⅳは、それぞれ別途履修するための条件があります。

(4)介護福祉実習

介護福祉士国家試験の受験資格を取得するためには、1年次から4年次まで、社会福祉施設・事業所における450時間以上の実習が必要になります。科目的履修にあたっては、下記の履修条件を満たさなければなりません。

科目名	時期	日数	履修条件
介護福祉実習Ⅰ	1年次秋学期	12日間	なし
介護福祉実習Ⅱ	2年次秋学期	18日間	介護福祉実習Ⅰを修得していること
介護福祉実習Ⅲ	3年次春学期	18日間	介護福祉実習Ⅱを修得していること
介護福祉実習Ⅳ	4年次春学期	12日間	介護福祉実習Ⅲを修得していること

(5)介護福祉士指定科目

介護福祉士国家試験の受験資格を取得するためには、①②の条件をすべて満たさなければなりません。

①下記の科目16単位をすべて修得しなければなりません。

科目区分	科目名	教育内容	左に対応して開設されている教科目	配当学年	単位数
人間と社会	人間の理解	人間の尊厳と自立	社会福祉学原論Ⅰ	1年	2
		人間関係とコミュニケーション	生活支援学演習ⅠB	1年	2
	社会の理解	社会の理解	社会福祉の基礎	1年	2
			社会福祉学原論Ⅱ	1年	2
その他	その他		社会学	1～4年	2
			心理学	1～4年	2
			社会保障論Ⅰ	2・3年	2
			社会保障論Ⅱ	2・3年	2
		本学における必要単位数合計			16

②下記の科目をすべて修得しなければなりません。

科目区分	教育内容	左に対応して開設されている教科目	配当学年	単位数
介 護	介護の基本	介護福祉援助概論Ⅰ	1年	2
		介護福祉援助概論Ⅱ	1年	2
		介護福祉援助概論Ⅲ	2年	2
		介護福祉援助概論Ⅳ	3年	2
		介護福祉援助概論Ⅴ	3年	2
		介護福祉援助概論Ⅵ	4年	2
	コミュニケーション技術	介護コミュニケーション技術Ⅰ	2年	2
		介護コミュニケーション技術Ⅱ	2年	2
	生活支援技術	生活支援技術Ⅰ	1年	1
		生活支援技術Ⅱ	1年	1
		生活支援技術Ⅲ	2年	1
		生活支援技術Ⅳ	2年	1
		生活支援技術Ⅴ	2年	1
		生活支援技術Ⅵ	2年	1
		生活支援技術Ⅶ	3年	1
		生活支援技術Ⅷ	3年	1
		生活支援技術Ⅸ	3年	1
		生活支援技術Ⅹ	3年	1
こころとからだのしくみ	介護過程	実習の基礎	1年	2
		介護過程Ⅰ	1年	1
		介護過程Ⅱ	2年	1
		介護過程Ⅲ	3年	1
		介護過程Ⅳ	4年	1
	介護総合演習	介護総合演習Ⅰ	1年	1
		介護総合演習Ⅱ	2年	1
		介護総合演習Ⅲ	2年	1
		介護総合演習Ⅳ	3年	1
	介護実習	介護福祉実習Ⅰ	1年	2
		介護福祉実習Ⅱ	2年	3
		介護福祉実習Ⅲ	3年	3
		介護福祉実習Ⅳ	4年	2
医療的ケア	発達と老化の理解	高齢者福祉論	2・3年	2
		発達と老化の理解	1～4年	2
	認知症の理解	認知症の理解Ⅰ	1～4年	2
		認知症の理解Ⅱ	1～4年	2
	障害の理解	障害者福祉論	2・3年	2
		障害の理解	1～4年	2
	こころとからだのしくみ	こころとからだのしくみⅠ	1～4年	2
		こころとからだのしくみⅡ	1～4年	2
		こころとからだのしくみⅢ	1～4年	2
		医学一般	1年	2
	医療的ケア	医療的ケアⅠ	3年	2
		医療的ケアⅡ	3年	2
		医療的ケアⅢ	4年	2
本学における必要単位数合計				72

(6)介護福祉士スケジュール

下記のスケジュールはあくまでも予定であり、日程が前後することがあります。詳細は掲示や授業時の指示に従ってください。

<1年次>

4月上旬	介護福祉士コース説明会
4月中旬	介護福祉士コース選抜（相談会・コース希望登録票提出・面接）
9月下旬	介護総合演習Ⅰ：介護福祉実習Ⅰ実習事前指導
10～11月	介護過程Ⅰ：介護福祉実習Ⅰの実習前・実習中・事後指導
12月	介護福祉実習Ⅰ：10月中に2日間+11月中に10日間（合計12日間）
	実習報告会

<2年次>

4月上旬	介護総合演習Ⅱ：介護福祉実習Ⅱの実習事前指導
9月下旬	介護過程Ⅱ：介護福祉実習Ⅱの実習前・実習中・事後指導 介護総合演習Ⅲ：介護福祉実習Ⅲの実習事前指導
11～12月	介護福祉実習Ⅱ：18日間
12月	実習報告会

<3年次>

4月上旬	介護過程Ⅲ：介護福祉実習Ⅲの実習前・実習中・事後指導
5～6月	介護福祉実習Ⅲ：18日間
9月下旬	介護総合演習Ⅳ：介護福祉実習Ⅳの実習事前指導
12月	実習報告会
2月第3水曜日	卒業時共通試験

<4年次>

4月下旬	介護過程Ⅳ：介護福祉実習Ⅳの実習前・実習中・事後指導
5～6月	介護福祉実習Ⅳ：12日間
9月下旬(予定)	介護福祉士国家試験受験申し込み
12月	実習報告会
1月(予定)	介護福祉士国家試験受験
3月(予定)	介護福祉士国家試験合格者発表

4. 保育士（生活支援学科子ども支援学専攻）

保育士は、児童福祉施設において児童の保育に従事するものとされてきました。

しかし、少子化や核家族化の進行、女性の社会進出の本格化、就業形態の多様化、地域の子育て機能の低下など、近年の児童を取りまく家庭や地域の環境は、著しく変化しています。これに伴い、専門性が高く、かつ、多様なサービスに対応することのできる資質の高い保育士が求められるようになりました。

地域の子育て支援の中核を担う専門職としての保育士の重要性を踏まえて、2001年、保育士資格は法定化され、保育士でない者が保育士の名称を使用することはできなくなりました。また、守秘義務や信用失墜行為の禁止などの規定が盛り込まれました。保育士が働く児童福祉施設は、0歳から18歳までの児童を扱い、その種類も多岐にわたります。

保育士資格を取得するためには、厚生労働大臣の指定する保育士養成施設で指定の単位を修得し卒業すること、あるいは保育士試験に合格することが必要です。生活支援学科子ども支援学専攻は、保育士養成施設として、厚生労働省から指定されています。保育士資格を取得した後に、登録することによってはじめて保育士の名称を用いて働くことができます。

(1)業務

保育士は、専門的知識及び技術をもって、児童の保育及びその保護者に対する保育に関する指導を行う専門職として法律（児童福祉法）で定められています。保育士の業務は、子どもの「保育」と、「児童の保護者に対する指導」すなわち「保育指導」の2つということになります。保育指導は、保育所をはじめとする児童福祉施設内の子どもの保護者だけでなく、保育所に通っていない地域社会の子どもの保護者への指導等も含まれます。

(2)資格

ライフデザイン学部生活支援学科子ども支援学専攻に所属し、児童福祉法施行規則により指定された必修科目、選択必修科目、一般教養科目的単位を修得して卒業した者は、保育士資格を取得できます。保育士となるには、次に掲げるそれぞれの資格要件を有する者が、都道府県の備える保育士登録簿に氏名、生年月日その他厚生労働省令で定める事項の登録をしなければなりません。

登録の申請は、申請書に戸籍抄本、住民票、申請手数料4,200円（平成26年度現在）を添えて、都道府県に提出します。登録が完了すると、卒業後に保育士証が交付されます。

(3)保育実習

保育実習は、児童福祉法施行規則により指定された必修科目、選択必修科目の中に含まれています。修得した教科全体の知識、技能を基礎とし、これらを総合的に実践する応用能力を養うため、児童に対する理解を通じて保育の理論と実践の関係について習熟することが目的です。

保育士国家資格取得のためには、2年次に12日間（保育実習（施設）、3年次に12日間（保育実習（保育所）、4年次に12日間（保育実習（保育所）と保育実習（施設）のどちらか選択）の実習が必要になります。科目の履修にあたっては、下記の条件（法改正のため入学年度により異なります）を満たさなければなりません。なお、学外実習スケジュールは関連法令改正等の理由により変更となる場合があります。

科目名	実習先	時期	日数	履修条件	
保育実習ⅠA(施設)	児童福祉施設等	2年次春季休暇	12日間	保育原理Ⅰの単位を修得済みであること。	
保育実習ⅠB(保育所)	保育所	3年次夏季休暇	12日間		
選択 (どちらか を選択)	保育実習Ⅱ (保育所)	保育所	4年次夏季休暇	12日間	保育実習ⅠA(施設)・ 保育実習ⅠB(保育所)、 保育実習指導ⅠA(施設)・ 保育実習指導ⅠB(保育所) の単位を修得済である こと。
	保育実習Ⅲ (施設)	児童厚生施設又は知的障害児通園施設その他社会福祉関係諸法令の規定に基づき設置されている施設、児童福祉施設等	4年次夏季休暇	12日間	

(4)保育士指定科目

保育士資格を取得するためには、下記の①②③の条件をすべて満たさなければなりません。

①必修科目

下記別表第1の科目56単位をすべて修得しなければなりません。

(別表第1)

省令		本学開講科目		
系列	教科目	左に対応して開設されている教科目	配当学年	単位数
保育の本質・目的に関する科目	社会福祉	社会福祉学原論Ⅰ	1年	2
	相談援助	社会福祉援助技術演習Ⅰ	2年	2
	児童家庭福祉	児童福祉論Ⅰ	1年	2
	保育原理	保育原理Ⅰ	1年	2
	社会的養護	社会的養護	1・2年	2
	教育原理	幼児教育基礎論Ⅰ	1年	2
	保育者論	教職概論	1年	2
保育の対象の理解に関する科目	保育の心理学Ⅰ	発達心理学	2年	2
	保育の心理学Ⅱ	教育心理学	2年	1
	子どもの保健Ⅰ	子どもの保健Ⅰ	2年	2
		子どもの保健Ⅱ	2年	2
	子どもの保健Ⅱ	子どもの保健Ⅲ	2年	1
	子どもの食と栄養	子どもの食と栄養(実習含む)	2年	2
	家庭支援論	家庭支援論	1・2年	2
保育の内容・方法に関する科目	保育課程論	保育教育課程論	3年	2
		保育内容演習(ことば)	2年	1
		保育内容演習(環境)	2年	1
	保育内容演習	保育内容演習(健康)	3年	1
		保育内容演習(人間関係)	2年	1
		保育内容演習(音楽表現)	3年	1
		保育内容演習(造形表現)	3年	1
		保育内容演習(身体表現)	3年	1
	保育内容総論	保育内容総論	3年	1
	乳児保育	乳児保育Ⅰ	2年	1
		乳児保育Ⅱ	2年	1
	障害児保育	障害児保育Ⅰ	3年	1
		障害児保育Ⅱ	3年	1
	社会的養護内容	社会的養護内容	2年	1
	保育相談支援	保育相談支援	4年	1
保育の表現技術	保育の表現技術	保育表現技術(造形)	1年	1
		保育表現技術(言語)	2年	1
		保育表現技術Ⅰ(音楽)	1年	1
		保育表現技術Ⅱ(音楽)	2年	1
		保育表現技術Ⅰ(体育)	1年	1
		保育表現技術Ⅱ(体育)	2年	1
保育実習	保育実習Ⅰ	保育実習ⅠA(施設)	2年	2
		保育実習ⅠB(保育所)	3年	2
	保育実習指導Ⅰ	保育実習指導ⅠA(施設)	2年	1
		保育実習指導ⅠB(保育所)	3年	1
総合演習	保育実践演習	保育実践演習	4年	2
本学における必要単位数合計			56	

(2)選択科目

下記別表第2から、「保育実習」3単位を含み、9単位を修得しなければなりません。

(別表第2 選択必修科目)

省令		本学開講科目			
系列	教科目	左に対応して開設されている教科目	配当学年	単位数	備考
保育の本質・目的に関する科目	幼児教育基礎論Ⅱ	1年	2		
	児童福祉論Ⅱ	1～4年	2		
	保育原理Ⅱ	4年	2		
	子どもの権利論	1～4年	2		
保育の対象の理解に関する科目		—	—	—	
保育の内容・方法に関する科目	保育指導法	3年	2		
	乳児の生活とあそび	4年	2		
	幼児理解と保育カウンセリング	3年	2		
	子育て支援実践	1～4年	2		
保育の表現技術	音楽あそびの実践	4年	2		
	体育あそびの実践	4年	2		
	造形あそびの実践	4年	2		
保育実習	※ 保育実習Ⅱ	保育実習Ⅱ（保育所）	4年	2	※どちらか選択必修
	保育実習指導Ⅱ	保育実習指導Ⅱ（保育所）	4年	1	
	※ 保育実習Ⅲ	保育実習Ⅲ（施設）	4年	2	
	保育実習指導Ⅲ	保育実習指導Ⅲ（施設）	4年	1	
本学における必要単位数合計				9	

(3)一般教養的科目

別表第1、別表第2の他に、下記の表に従って単位を修得しなければなりません。

省令		本学開講科目			
系列	教科目	左に対応して開設されている教科目	配当学年	単位数	備考
教養科目	外国語、体育以外の科目	児童文学	1～4年	2	左の科目から6単位必修
		文章読解	1～4年	2	
		国語表現法	1～4年	2	
		口頭表現法	1～4年	2	
		レポート・論文のまとめ方	1～4年	2	
		音楽一般	1～4年	2	
		美術一般	1～4年	2	
		哲学	1～4年	2	
		世代論	1～4年	2	
		心理学	1～4年	2	
		日本国憲法	1～4年	2	
	外国語	社会学	1～4年	2	左の科目から2単位必修
		学校と地域（学校安全を含む）	1～4年	2	
		英語ⅠA	1年	1	
		英語ⅠB	1年	1	
	体育に関する実技	英語ⅡA	2年	1	左の科目から1単位必修
		英語ⅡB	2年	1	
		スポーツ健康科学実技ⅠA	1～4年	1	
		スポーツ健康科学実技ⅠB	1～4年	1	
		スポーツ健康科学実技ⅡA	1～4年	1	
		スポーツ健康科学実技ⅡB	1～4年	1	
	体育に関する講義	スポーツ健康科学実技ⅢA	1～4年	1	左の科目から2単位必修
		スポーツ健康科学実技ⅢB	1～4年	1	
		危機管理と救急法	1～4年	2	
本学における必要単位数合計				11	

※1 「健康教育学」・「生涯スポーツ論」は健康スポーツ学科の他学科開放科目となります。

(5)保育士資格取得スケジュール

下記のスケジュールはあくまでも予定のため前後する場合もあります。詳細は授業時や掲示等の指示に従ってください。

<1年次>

4月	1年次 資格ガイダンス／個人票提出
6月	保育所見学ガイダンス（1年ゼミにて実施）
9月	保育所見学（1年ゼミにて実施）
10月	保育所見学振り返り（1年ゼミにて実施）

<2年次>

4月	2年次 資格ガイダンス
2月	保育実習ⅠA（施設）12日間（2月～3月予定）

<3年次>

4月上旬	3年次 資格ガイダンス
5月	保育実習Ⅱ（保育所）・保育実習Ⅲ（施設）選択アンケート
9月下旬	保育実習ⅠB（保育所）12日間（8月～9月予定）

<4年次>

4月上旬	4年次 資格ガイダンス
8月中旬	保育実習Ⅱ（保育所）又は保育実習Ⅲ（施設）12日間（8月～9月予定）
11月上旬	保育士一括登録説明会／一括登録手続き

保育士証の受取（5月下旬～6月下旬予定）
※登録事務処理センターより発送されます。

5. A.D.I. (エアロビックダンスエクササイズインストラクター) (生活支援学科・健康スポーツ学科)

(1)資格の内容

A.D.I. 資格認定試験は、厚生労働省認可の公益法人である JAFA=公益社団法人日本フィットネス協会が、エアロビックダンス（エアロビクス）の指導者の資質向上のため、1988年8月に開始したものです。資格認定試験は、筆記試験と実技試験で構成されており、筆記試験で指導者として知つておいてほしい理論を、実技試験で実際プログラムを作り指導する力を確認します。

この資格を取得していると、理論的な知識（解剖学や生理学、栄養学、運動処方など）や実技指導能力を備えていることの証明になり、スポーツクラブや病院、福祉施設などで資格を生かすことが可能です。スポーツクラブなどでは、管理職を目指すベテランのインストラクターが受験する資格ですが、本学では下記の条件を満たすことで受験資格を取得することができます。A.D.I. 受験用の実技（5分間）ばかりではなく、現場で通用する実技能力を日々磨くように心がけてください。

(2)科目一覧

下記の科目19単位すべて修得しなければなりません。

A.D.I. ガイドライン	本学開講科目	配当学年	単位数
フィットネス概論	フィットネス概論	1～4年	2
機能解剖学	解剖学Ⅰ	1年	2
運動生理学（含む臨床生理学）	運動生理学Ⅰ	2年	2
体力学	測定評価	2～4年	2
運動処方	運動処方（含運動負荷試験）	3・4年	2
運動障害	運動傷害と予防	2～4年	2
トレーニング法	トレーニング基礎論	2～4年	2
栄養学（基礎栄養学・運動栄養学）	スポーツと栄養	3・4年	2
エクササイズ概論（エアロビックダンス）（アクア）	フィットネス概論	1～4年	-
プログラム構成実習	エアロビクス実習A	1年	1
指導実習／本人の実技技術実習	エアロビクス実習B	1～4年	1
	エアロビクス指導法演習	2～4年	1
本学における必要単位数合計			19

(3)資格の取得方法

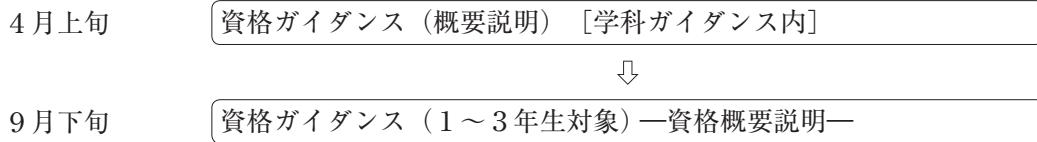
公益社団法人日本フィットネス協会の評価担当者により行われる本検定（学内実技検定）（3年次または4年次）に合格し、上記の単位をすべて修得することで、A.D.I. 資格認定試験の実技試験が免除され、筆記試験受験資格（1年間有効）が得られます（受験料10,300円）。実技・筆記試験合格者には、A.D.I. の登録資格が与えられ（登録料10,800円）、A.D.I. 資格認定インストラクターの名称使用を許可されます。

なお、本検定（学内実技検定）を受験するためには、上記の単位をすべて修得（または履修中）し、養成講座を受講していることが必須となります。詳細は、資格ガイダンス時に確認してください。

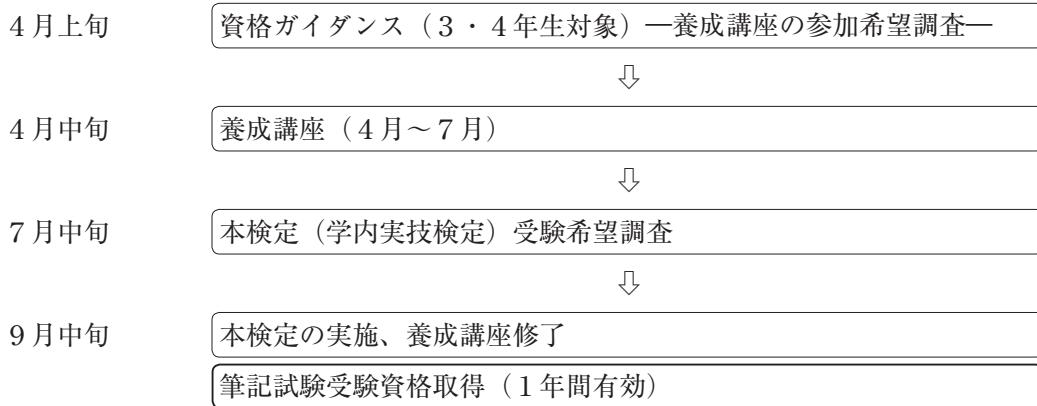
(4) A. D. I. 資格取得スケジュール

下記のスケジュールは、資格取得スケジュールの参考となります。
ガイダンス・諸手続きについては、隨時中央掲示板およびToyoNet-Gで掲示します。

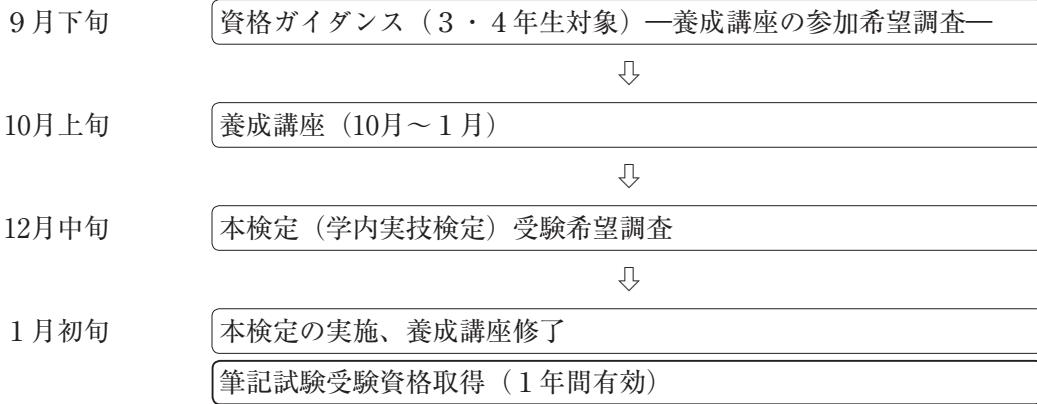
<1～3年次>



<3・4年次 春学期>



<3・4年次 秋学期>



3・4年次の春学期と秋学期については、同一サイクルのスケジュールとなります。
筆記試験受験資格の取得の機会は、年に2回あります。

6. 健康運動指導士（健康スポーツ学科）

(1)資格の内容

健康運動指導士の役割は、あらゆる人々への安全で効果的な運動プログラムの作成と指導であり、指導中心の健康運動実践指導者と連携した健康づくりのための運動支援です。今日では、メタボリックシンドロームの予防、生活習慣病ハイリスク者への運動指導、少子高齢社会を踏まえた介護予防の運動指導の専門家として必要性が増しており、メディカルスタッフと連携した健康運動指導士への期待が高まっています。

現在、健康運動指導士の約6割は、フィットネスクラブ、医療機関、老人福祉施設、健康増進施設等に就業し、健康づくり関連の業務に従事しています。

(2)科目一覧

下記の本学開講科目をすべて修得しなければなりません。

入学年度により本学における必要単位数が異なります。

科目名	本学開講科目	配当学年	単位数
1. 健康づくり施策概論	健康科学概論	1年	2
2. 健康管理概論	医学一般 スポーツ医学	1～4年 2年	2 2
3. 生活習慣病（成人病）	医学一般 スポーツ医学	1～4年 2年	— —
4. 運動生理学	運動生理学Ⅰ 運動生理学Ⅱ	2年 2年	2 2
5. 機能解剖とバイオメカニクス（運動・動作の力源）	解剖学Ⅰ 機能解剖学Ⅱ バイオメカニクス演習	1年 2年 3・4年	2 2 1
6. 健康づくり運動の理論	フィットネス概論 トレーニング基礎論 発育・発達・加齢論	1～4年 2～4年 2年	2 2 2
7. 運動障害と予防	スポーツ医学	2年	—
8. 体力測定と評価	測定評価	2～4年	2
9. 健康づくり運動の実際	トレーニング実習 エアロビクス実習A エアロビクス指導法演習 アクアビクス指導法演習 高齢者健康スポーツ指導法演習 健康産業施設等現場実習	2年 1年 2～4年 2～4年 3・4年 4年	1 1 1 1 1 1
	スポーツ医学	2年	—
	フィットネス概論 運動処方（含運動負荷試験）	1～4年 3・4年	— 2
	運動処方（含運動負荷試験）	3・4年	—
	コーチング概論	2年	2
	コーチング概論	2年	—
15. 栄養摂取と運動	スポーツと栄養	3・4年	2
本学における必要単位数合計			35

(3)関連科目的紹介～履修推奨科目～

健康運動指導士の受験資格を目指す学生に対し、下記の関連科目の履修を推奨しています。

関連科目の修得の有無は受験資格の取得の可否に影響はありませんが、受験資格取得を目指す学生は積極的に履修するよう心がけてください。

No.	科目名	配当学年	単位数
1	運動傷害と予防	2～4年	2
2	トレーニングプログラミング演習	3・4年	2
3	危機管理と救急法	1～4年	2

(4)健康産業施設等現場実習

スポーツクラブや自治体所有の運動施設など、運動指導の現場（健康産業施設等）において7日間の実習を行う必要があります。実習では、運動プログラムの作成と指導について学ぶとともに健康産業施設等における業務全般を体験します。

(5)資格の取得方法

(2)に示した本学開講科目をすべて修得し、かつ卒業見込みがある場合、「健康運動指導士認定試験」の受験資格を得られます。認定試験に合格し、公益財団法人健康・体力づくり事業財団に登録を行うことにより「健康運動指導士」の資格が取得できます。

(6)テキスト購入

健康運動指導士の受験を目指す学生は、以下のテキストを購入してください（任意）。

テキストは一般書店での取扱いがないため、大学で予約販売期間を設けて一括購入します。

全学年の学生が購入できますので、当該資格取得希望者は検討してみてください。詳細は掲示板およびToyoNet-Gにて掲示します。

（参考）テキスト名：健康運動指導士養成講習会（養成校）テキスト

テキスト販売：毎年5月頃（予定）

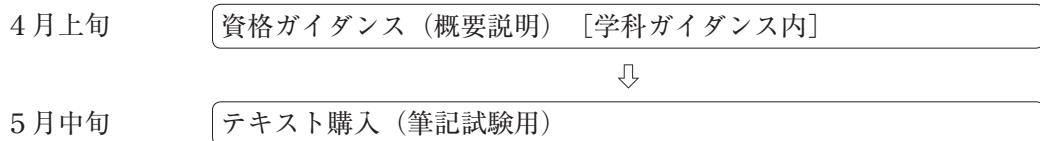
テキスト代：1セット16,500円（2014年度参考）

※テキストの内容は年度によって改訂されることがあります。

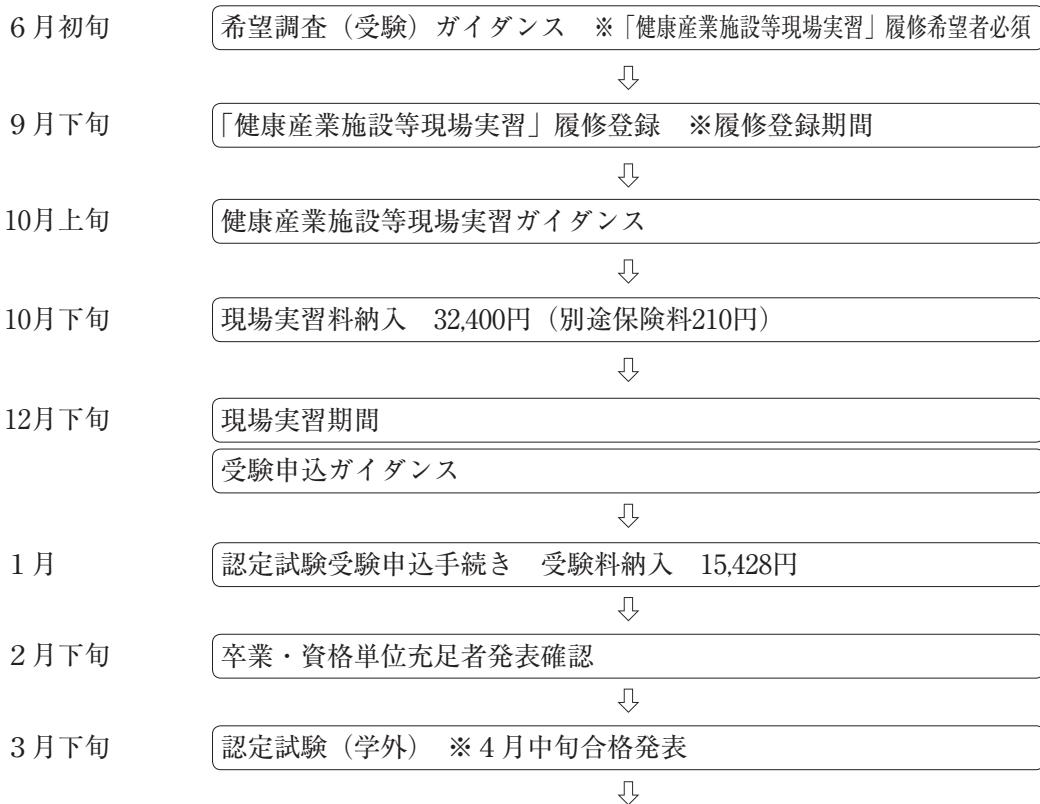
(7)健康運動指導士 資格取得スケジュール

下記のスケジュールは、資格取得スケジュールの参考となります。
ガイダンス・諸手続きについては、隨時中央掲示板およびToyoNet-Gで掲示します。

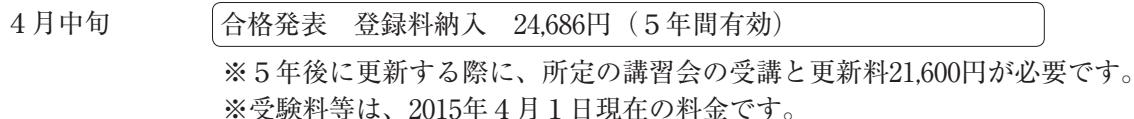
<1年次～3年次>



<4年次>



<卒業後>



7. 健康運動実践指導者（生活支援学科・健康スポーツ学科）

(1)資格の内容

健康運動実践指導者は、健康づくりのための運動指導者に与えられる資格の一つです。医学的基礎知識、運動生理学の知識、健康づくりのための運動指導の知識・技能等をもち、健康づくりを目的として作成された運動プログラムに基づき、ジョギング、エアロビックダンス、水泳および水中運動等のエアロビック・エクササイズ、ストレッチング、筋力、筋持久力トレーニング等の補強運動の実践指導を行うことが出来ると認められた者に与えられます。

この健康運動実践指導者として登録している人達の主な職場は健康増進センター・保健所・保健センター、病院・老人福祉施設・介護保健施設、アスレチッククラブ・フィットネスクラブなどとなります。この資格を有することにより、健康づくりを目指した運動実践のスペシャリストとして認められ、地方自治体、企業での健康づくりの専門家、福祉施設、病院、アスレチッククラブ等での健康づくりの専門家として就職することが考えられます。

(2)科目一覧

下記の本学開講科目を受験年度の春学期までにすべて修得しなければなりません。

科目名	本学開講科目	配当学年	単位数
1. 健康づくり施策概論	健康科学概論	1年	2
	医学一般	1～4年	2
2. 運動生理学	運動生理学 I	2年	2
3. 機能的解剖とバイオメカニクス	解剖学 I	1年	2
	フィットネス概論	1～4年	2
4. 栄養摂取と運動	スポーツと栄養	3・4年	2
5-1. 体力測定と評価（講義）	測定評価	2～4年	2
5-2. 体力測定と評価（実習）	測定評価	2～4年	-
6. 健康づくりと運動プログラム	運動処方（含運動負荷試験）	3・4年	2
7. 運動指導の心理学的基礎	コーチング概論	2年	2
8-1. 健康づくり運動の実際 ウォーキング	エアロビクス指導法演習	2～4年	1
8-2. 健康づくり運動の実際 ジョギング	エアロビクス指導法演習	2～4年	-
8-3. 健康づくり運動の実際 エアロビックダンス	エアロビクス実習 A	1年	1
8-4. 健康づくり運動の実際 水泳・水中運動	アクアビクス指導法演習	2～4年	1
8-5. 健康づくり運動の実際 レジスタンスエクササイズ	トレーニング実習	2年	1
8-6. 健康づくり運動の実際 ストレッチング	トレーニング実習	2年	-
8-7. 健康づくり運動の実際 ウォーミングアップとクーリング ダウン、体操	トレーニング実習	2年	-
9-1. 運動障害と予防・救急処置	スポーツ医学	2年	2
9-2. 運動障害と予防・救急処置	スポーツ医学	2年	-
本学における必要単位数合計			24

(3)資格の取得方法

(2)に示した単位をすべて修得することにより「健康運動実践指導者認定試験」の受験資格が得られます（在学中のみ有効）。在学中に全ての単位を修得しなければ、養成校において受験資格を得たと認められません。認定試験に合格し、公益財団法人日本健康・体力づくり事業財団に登録を行うことで「健康運動実践指導者」の資格を取得できます。なお、認定試験は3年生以上で必要科目を修得していれば受験することができます。

(4)テキスト購入

健康運動実践指導者の受験を目指す学生は、以下のテキストの購入してください（任意）。

テキストは一般書店での取扱いがないため、大学で予約販売期間を設けて一括購入します。

全学年の学生が購入できますので、当該資格取得希望者は検討してみてください。詳細は掲示板およびToyoNet-Gにて掲示します。

（参考）テキスト名：健康運動実践指導者用テキスト

テキスト販売：毎年5月頃（予定）

テキスト代：1冊 4,900円（2014年度参考）

※テキストの内容は年度によって改訂されることがあります。

(5)健康運動実践指導者 資格取得スケジュール

下記のスケジュールは、資格取得スケジュールの参考となります。

詳細は、隨時中央掲示板およびToyoNet-Gで掲示します。

<1～3年次>

4月上旬 資格ガイド（概要説明）[学科ガイド内]



9月下旬 資格ガイド 1～3年対象

<3・4年次>

4月下旬 認定試験受験ガイド1（受験希望調査）

5月中旬 テキスト購入



7月中旬 認定試験受験ガイド2（受験申込）



9月中旬 認定試験対策講習会実施（学内）



9月下旬 認定試験受験料納入



11月下旬 認定試験 実技試験（学外）



1月下旬 認定試験 答記試験（学外）

8. 障がい者スポーツ指導員（生活支援学科・健康スポーツ学科）

(1)資格の内容

この資格は、障がい者のスポーツ振興と競技力向上に当たる指導者の資質と指導力の向上を図り、指導活動の促進と指導体制を確立するために、昭和60年に「財団法人日本障害者スポーツ協会」により制定されました。障がい者スポーツ指導員の種類には、スポーツ指導員（初級・中級・上級）とスポーツコーチが設けられていますが、ライフデザイン学部では初級障がい者スポーツ指導員の資格を取得することができます。初級障がい者スポーツ指導員の役割は、「高度なスポーツ技術の指導よりも、障がい者の障害内容に基づいた健康や安全管理を重視し、スポーツの喜びや楽しさを理解させることを重点とする」とされています。

障がい者または障がい児の生活習慣病予防、さらには生きがいやQOL（Quality of Life：人生の質）を考えたときレクリエーションやスポーツ活動は彼らにとって非常に重要な活動となります。しかしながら、障がい児・者のための施設などは医療や介護の専門家が中心となって構成されていることが多く、スポーツの指導員が不足しているのが現状です。今後、我が国が真の福祉国家を目指して行く際、広く求められる資格の一つであると考えられています。

(2)科目一覧

下記の科目 7 単位すべて修得しなければなりません。

指定科目	本学開講科目	配当学年	単位数
障がいの理解とスポーツ	障害者スポーツ論	2年	2
ボランティア論			
障がい者スポーツの意義と理念			
全国障がい者スポーツ大会の概要			
障がい者スポーツ指導者制度について			
安全管理	スポーツ医学	2年	2
障がい者福祉施策と障がい者スポーツ	障害者福祉論	2・3年	2
障がいに応じたスポーツの工夫・実施	障害者スポーツ指導法演習	3・4年	1
障がい者との交流	別途指導	-	
本学における必要単位数合計			7

(3)障がい者との交流

障がい者との交流とは、スポーツ活動現場に出かけ障がい者とのふれあいを体験することを目的としており、授業時間外に2時間以上行います。

具体的な内容や方法、注意事項等は「障がい者スポーツ指導員」関連科目の授業にて指示します。

(4)資格の取得方法

初級スポーツ指導員の資格取得のためには(2)に示した7単位を修得することが必要となります。申請には所定の資格取得申請書の提出および認定・申請手続料9,300円（2014年度参考）が必要です。詳細は、資格ガイド時に確認してください。

(5)障がい者スポーツ指導員 資格取得スケジュール

下記のスケジュールは、資格取得スケジュールの参考となります。
詳細は、隨時中央掲示板およびToyoNet-Gで掲示します。

<1年次>

4月上旬	資格ガイダンス（概要説明）[学科ガイダンス内]
------	-------------------------

<4年次>

9月下旬	資格登録手續ガイダンス ※希望者参加必須
------	----------------------



1月中旬	申請書提出・申請料納入
------	-------------



2月下旬	卒業単位充足者発表（資格取得条件充足の確認）
------	------------------------



3月下旬	卒業式時 資格証授与（申込者のみ）
------	-------------------

諸
資
格

ス
ポ
ー
ツ
障
害
者

9. レクリエーション・インストラクター（生活支援学科・健康スポーツ学科）

(1)資格の内容

レクリエーション・インストラクターの資格は、公益財団法人日本レクリエーション協会公認指導者資格制度として昭和58年にスタートしました。この資格は、(財)日本レクリエーション協会が「課程認定校制度」のなかで公認指導者養成カリキュラムの単位を修得することにより与えられます。レクリエーション・インストラクターは、対象者に合わせた多様なレクリエーション活動を支援する人材として、幼児教育施設、各種スポーツ施設、福祉や医療機関等の様々な領域に有効な資格です。

レクリエーション・インストラクターの資格を取得することにより、自身が生活を楽しむと同時に卒業後の進路において幅広い分野で「レクリエーションの心」、「多くの人の交流」が役に立ちます。

(2)科目一覧

下記の表に従って、6単位を修得しなければなりません。

また、6単位に加えて、単位対象外の現場実習（事業参加）が必須になります。

必要科目		本学開講科目	配当学年	単位数	備考
理論科目	レクリエーション理論	レクリエーション論	2年	2	必修
	レクリエーション実技	レクリエーション実習	2年	1	左の科目から 2単位 選択必修
		高齢者・障害者レクリエーション演習	3・4年	1	
		福祉レクリエーション	2年	2	
実習科目	現場実習 (学外実習)	ボランティア活動	1～4年	2	左の科目から 2単位 選択必修
		インターンシップ	3・4年	2	
		健康産業施設等現場実習	4年	1	
		社会福祉援助技術現場実習	3年	4	
		精神保健福祉援助技術実習	3年	4	
		介護福祉実習Ⅰ	1年	2	
		保育実習ⅠA（施設）	2年次	2	
		保育実習ⅠB（保育所）	3年次	2	
		教育実習Ⅰ（事前・事後指導を含む）	4年	5	
		教育実習Ⅱ（事前・事後指導を含む）	4年	3	
		教育実習Ⅲ（事前・事後指導を含む）	4年	5	
		養護実習（事前・事後指導を含む）	4年	5	
	現場実習 (事業参加)	各都道府県レクリエーション協会主催事業及び本学指定事業の2回の参加（うち1回は協会主催事業必須）	—	—	参加記録カードを持参し実習に参加すること (※P103参照)
本学における必要単位数合計				6	

(3)現場実習（事業参加）

現場実習は、「理論」と「実技」の学習を踏まえて、実際にそれらがどのように使われているのかということを体験的に学習するために行われます。また、「事業参加」は、学外の行事やイベントに参加し、より実践力を身につけることを目的としたものです。

「事業参加」の具体的な内容や方法、注意事項等は「レクリエーション論」または「レクリエーション実習」「福祉レクリエーション」の授業にて指示します。

事業参加の際には、「現場実習」事業参加記録カードを持参し、主催者より認印をもらう必要があります。参加前に朝霞事務課教務担当窓口で受取りを行ってください。

(4)資格の取得方法

レクリエーション・インストラクターの資格取得のためには(2)に示した6単位の修得および現場実習（事業参加）への参加が必要となります。

申請には所定の資格取得申請書、「現場実習」事業参加記録カードの提出および認定・申請手数料16,450円（2014年度参考）が必要です。詳細は、資格ガイダンス時に確認してください。

(5)レクリエーション・インストラクター 資格取得スケジュール

下記のスケジュールは、資格取得スケジュールの参考となります。

詳細は、隨時中央掲示板およびToyoNet-Gで掲示します。

<1～3年次>

4月下旬

資格ガイダンス（概要説明） [学科ガイダンス内]

<4年次>

9月下旬

資格登録手続ガイダンス ※希望者参加必須



1月上旬

申請書・「現場実習」事業参加記録カード提出・申請料納入



2月下旬

卒業単位充足者発表（資格取得条件充足の確認）



3月下旬

卒業式時 資格証授与（申込者のみ）

10. 第一種衛生管理者（健康スポーツ学科）

(1) 資格の内容

衛生管理者制度は、医師だけで事業場の衛生管理を行うことは困難であり、保健指導員を行うことができる専門職が必要であるとの考え方から、昭和22年の労働基準法の制定によって創設されたものです。衛生管理者は、常時50人以上200人以下の労働者を使用する事業場では1人、同様に200人を超える500人以下の労働者を抱える事業場では2人の有資格者を置かなければならぬと義務づけられています。

第一種衛生管理者の主な職務は、職場における労働衛生の管理、職場における作業環境の管理（有害物質の管理や換気、照明等の日常点検等）、作業管理（労働者の疲労やストレスの把握等）、健康管理（職場における健康診断や健康づくり活動への協力）、労働衛生教育などで、「労働条件、労働環境の衛生的改善と疾病の予防処置等を担当し、事業場の衛生全般の管理をする者」と位置づけられています。第一種衛生管理者は厚生労働省認定の国家資格であり、免許状取得に際しては、在住する都道府県の労働基準局から授与されます。

(2) 科目一覧

下記の表に従って、32単位すべてを修得しなければなりません。

分野	本学開講科目	配当学年	単位数
労働衛生	労働衛生Ⅰ	3・4年	2
	労働衛生Ⅱ	3・4年	2
	公衆衛生学Ⅰ	1年	2
	公衆衛生学Ⅱ	2~4年	2
	健康科学概論	1年	2
	健康政策と行政	3・4年	2
	スポーツ医学	2年	2
労働生理	運動生理学Ⅰ	2年	2
	運動生理学Ⅱ	2年	2
	解剖学Ⅰ	1年	2
	解剖学Ⅱ	1年	2
	生理・生化学Ⅰ	1年	2
	生理・生化学Ⅱ	1年	2
関係法令	労働基準法	3・4年	2
	労働安全衛生法Ⅰ	3・4年	2
	労働安全衛生法Ⅱ	3・4年	2
本学における必要単位数合計			32

(3) 資格の取得方法

本学ライフデザイン学部健康スポーツ学科を卒業することと、当該資格取得のための科目のすべてを履修し、その単位修得をすることが必要となります。その上で、所定の手続きを経て、卒業後在住する都道府県の労働基準局にて申請、授与されます。

(4)第一種衛生管理者 資格取得スケジュール

下記のスケジュールは、資格取得スケジュールの参考となります。
詳細は、隨時中央掲示板およびToyoNet-Gで掲示します。

<1～3年次>

4月上旬

資格ガイダンス（概要説明）〔学科ガイダンス内〕

<4年次>

9月下旬

資格登録手続ガイダンス ※希望者参加必須



2月下旬

卒業単位充足者発表（資格取得条件充足の確認）

「単位修得証明証（第一種衛生管理者用）」の申込（300円）



3月下旬

卒業式時 単位修得証明書授与（申込者のみ）



卒業後、各自で住民票のある都道府県の労働基準局に申請してください。

諸
資
格

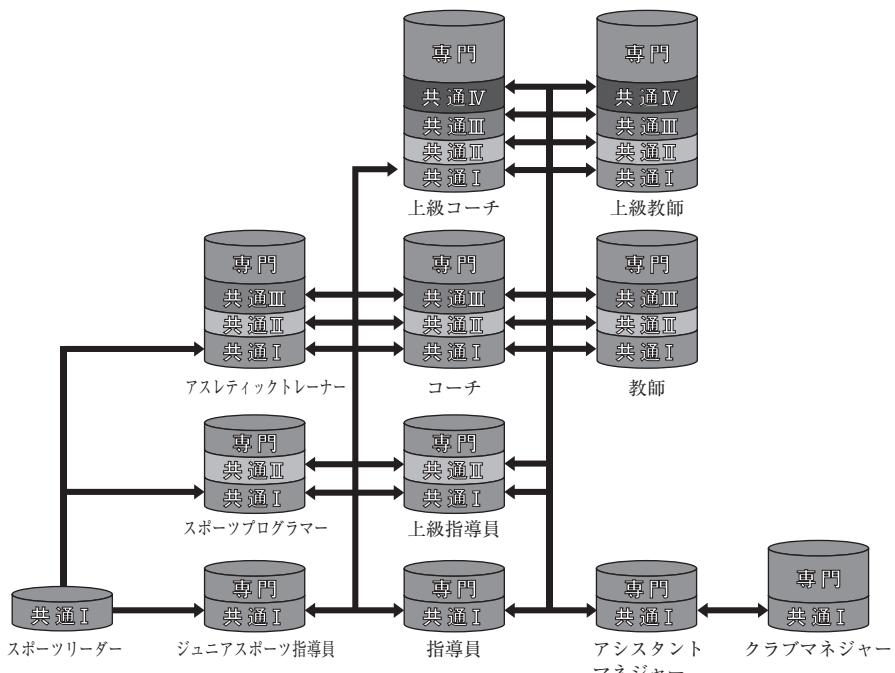
衛生
管理
第一
種

11. 公認スポーツ指導者（健康スポーツ学科）

(1) 資格の内容

公益財団法人日本体育協会が認定している「公認スポーツ指導者制度」では、指導対象者の違いや環境によって各種の資格が存在します。

具体的には、地域におけるスポーツ指導の資格として「スポーツリーダー」、地域スポーツクラブや学校、商業施設等で競技別の専門的な指導資格として「指導員（上級指導員）—コーチ（上級コーチ）—教師（上級教師）」、地域スポーツクラブや公共施設、民間の商業施設等で身体づくりの実技指導資格として「ジュニアスポーツ指導員—スポーツプログラマー」、スポーツ医科学の知識をもとに健康管理や競技能力向上の援助等の資格として「アスレティックトレーナー」、総合型地域スポーツクラブなどでマネジメントを担当する資格として「アシスタントマネジャー・クラブマネジャー」などがあります。



(2) 資格の取得について

上記の各資格については共通して学ぶべき内容としての「共通科目Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」と各資格特性に応じた「専門講習」に分けられています。各資格取得方法については、通常、日本体育協会主催の共通科目、専門講習を受講しなければなりませんが、本学では、「共通科目Ⅰ・Ⅱ」の受講が免除されるため、健康スポーツ学科の学生は4年次に修了証明書の発行手続きを行うことで、卒業と同時に「スポーツリーダー」の資格を取得できます。

なお、スポーツリーダー以外の資格取得を希望する学生は、上記の表のとおり各資格に必要な講習を受講し、検定試験を受け合格し、登録することによって資格認定されます。

(3)公認スポーツ指導者 資格取得スケジュール

下記のスケジュールは、資格取得スケジュールの参考となります。
詳細は、隨時、中央掲示板およびToyoNet-Gで掲示します。

<1年次>

4月上旬

資格ガイダンス（概要説明） [学科ガイダンス内]

<4年次>

9月下旬

資格登録手続ガイダンス ※希望者参加必須



1月下旬

修了証明書発行料6,480円（2014年度参考）支払



3月下旬

卒業式 資格証授与（申込者のみ）

諸資格

公認
スボ
ツ

12. 建築士（一級・二級・木造）（人間環境デザイン学科）

(1)資格

一級建築士および二級・木造建築士の資格は、以下の指定科目の単位を修得し、卒業した者が、受験資格を得られます。

①一級建築士

一級建築士は、国土交通大臣管轄の国家資格で、建築物の設計・工事監理をはじめ、建築物の調査鑑定、建築の申請、建築工事の指導監査、法に基づく手続きの代行など、その業務は建築全般に関する広範囲にわたります。一級建築士は建築用途、規模に関わらず設計や工事監理を行うことができます。

②二級建築士

二級建築士は、国土交通大臣管轄の国家資格で、延べ面積500平方メートル以下の建築物の設計、工事監理などの業務を行う建築技術者として認められます。住宅メーカーや建築関連企業などに所属して、住宅や街づくりに関するアイデアを提案・実行できます。

③木造建築士

木造建築士は、各都道府県知事が認定する国家資格で、1～2階建てで延べ面積300平方メートル以下の木造建築物の設計・工事監理を行う専門家を認定する資格です。

(2)分野ごとの必要単位数および建築実務経験年数

指定科目	一級建築士			二級・木造建築士		
建築設計製図	7 単位			5 単位		
建築計画	7 単位					
建築環境工学	2 単位					7 単位
建築設備	2 単位					
構造力学	4 単位					
建築一般構造	3 単位					6 単位
建築材料	2 単位					
建築生産	2 単位					1 単位
建築法規	1 単位					1 単位
(a)指定科目の最低必要単位数	30単位			20単位		
(b)「(a)指定科目の最低必要単位数」を超えた単位数	適宜			適宜		
(a)+(b)=本学における必要単位数	60単位	50単位	40単位	40単位	30単位	20単位
建築実務の経験年数 ※	2 年	3 年	4 年	0 年	1 年	2 年

※修得単位数によって、受験資格取得に必要な建築実務経験年数が異なります。

(3)科目一覧

下記の表に従って、必要単位を修得してください。

指定科目的分類	本学開講科目	配当学年	単位数
建築設計製図	人間環境デザイン基礎演習Ⅲ	2年	3
	人間環境デザイン総合演習	2年	3
	CAD 演習Ⅱ	2年	2
	空間デザイン演習Ⅰ A	3年	3
	空間デザイン演習Ⅰ B	3年	3
	空間デザイン演習Ⅱ A	4年	2
建築計画	建築歴史意匠A	1年	2
	建築歴史意匠B	2年	2
	住居計画	2年	2
	生活空間計画	2年	2
	建築設計論	3・4年	2
	都市計画論	3・4年	2
	建築空間構成論	3・4年	2
	医療福祉建築計画	3・4年	2
	福祉住環境コーディネート論A	3・4年	2
建築環境工学	環境計画	2年	2
建築設備	設備計画	3・4年	2
構造力学	構造力学	2年	2
	材料力学	3・4年	2
建築一般構造	構法計画	3・4年	2
	構法計画演習A	3・4年	1
	構法計画演習B	3・4年	1
建築材料	材料・素材一般	1年	2
建築生産	建築生産	1年	2
建築法規	建築・都市法規	2年	2
その他	人間環境デザイン基礎演習Ⅰ	1年	2
	人間環境デザイン基礎演習Ⅱ	1年	2
	ユニバーサルデザイン概論	1年	2
	CAD 演習Ⅰ	1年	2
	都市・まちのデザイン	2年	2
	空間デザイン演習Ⅱ B	4年	2
	ランドスケープデザイン	3・4年	2
	まちづくり	1～4年	2
本学における必要単位数合計			※

※ 修得単位数によって、受験資格取得に必要な建築実務経験年数が異なります。

詳細は(2)の「分野ごとの必要単位数および建築実務経験年数」を参照してください。

13. 人間環境デザイン学科で推奨する資格

人間環境デザイン学科では財団法人建築技術教育普及センターによるインテリアプランナー、社団法人インテリア産業協会によるインテリアコーディネーター、東京商工会議所が認定している福祉住環境コーディネーター、カラーコーディネーター、その他、関連する各種団体が認定しているさまざまな資格取得を推奨しています。

これら資格制度は、毎年少しづつその実施要領が変わっていきますので、受験時における各種試験実施団体・機関の広報に十分注意してください。

1. インテリアプランナー

インテリアプランナーは、財団法人建築技術教育普及センター主催による認定資格で、インテリアの企画・設計から工事監理まで、インテリアデザイン全般に関する業務をトータルに実践する専門家を認定する資格です。受験資格は、卒業後インテリアに関する一定の実務経験を有する者とされています。

2. インテリアコーディネーター

インテリアコーディネーターは、社団法人インテリア産業協会主催による認定資格で、住宅をより美しく暮らしやすい生活の場とするため、家具や住宅設備などのインテリアを選択し、空間のコーディネートを行う専門家です。受験資格は、年齢・性別・学歴・職業・経験を問いませんので、本学在学中より受験可能な資格です。また、夏期休暇中に学内で有料の対策講座を実施しています。

3. 福祉住環境コーディネーター

福祉住環境コーディネーターは、東京商工会議所が主催している検定試験で、住宅のバリアフリー化、福祉用具、介護用品、家具などの商品開発や販売などに関わる技術をもつ資格です。目的は、高齢者や障害者が安心して自立した生活を送れる住環境の整備充実と改善ですが、あらゆる環境に関する知識が問われる所以、幅広い知識が必要となります。資格は1～3級まであり、3級は福祉と住環境および関連分野の基礎知識、2級は各専門職と連携して具体的な解決策を提案できる能力が必要とされています。1級は、新築や住宅改修の具体的なプランニングができ、安全で快適なまちづくりへの参画など、広い範囲で活動できる能力が問われます。受験資格は特にありませんが、1級は受験時に2級の資格を取得していることが条件です。

4. カラーコーディネーター

カラーコーディネーターは、東京商工会議所が主催している色彩関連の検定試験で、1～3級があり、3級と2級の検定試験では色彩の物理学や生理学、心理学、測色学といった総合的な知識を問われ、1級は色彩学の応用知識、ファッション色彩、商品色彩、環境色彩の中から一つを選択することになっています。受験資格は特にありません。

5. 福祉情報技術コーディネーター

福祉情報技術コーディネーターは、障害者や高齢者のためのパソコン環境整備と技術指導ができる指導者の能力を認定する試験で、(財)全日本情報学習振興協会が主催しています。資格は1級・2級・3級の3ランクに分かれています。受験資格は18才以上とされています。

14. 社会福祉主事（全学科）

(1) 資格の内容

社会福祉主事は、福祉事務所の相談業務を担当する職員の資格ですが、下記の「社会福祉主事の資格に関する指定科目」のうちから「3科目以上を修得」した者に任用資格が認められています。しかし、地方公務員として採用されなければ、この資格を生かすことはできません。なお、この資格を基礎とし、実務経験を経れば、児童福祉司等に任用されます。また最近では、民間福祉施設の職員採用条件として、社会福祉主事任用資格が求められることが多くなっています。

(2) 資格の取得方法

大学において、社会福祉主事に関する科目を修めて卒業することで得られます。

(3) 修得すべき科目

下記の社会福祉主事の資格に関する指定科目のうちから3科目以上を修得する必要があります。
本学開講科目のうち、いずれか1科目修得することで指定科目を1科目修得したと見なされます。
ただし、※の指定科目については、本学開講科目のすべてを修得しなければなりません。

〈社会福祉主事の資格に関する科目〉

指定科目	本学開講科目
社会福祉概論※	社会福祉学原論 I
	社会福祉学原論 II
社会福祉援助技術論※	社会福祉援助技術論 I
	社会福祉援助技術論 II
社会保障論※	社会保障論 I
	社会保障論 II
児童福祉論※	児童福祉論 I
	児童福祉論 II
家庭福祉論	家庭支援論
保育理論	保育原理 I
	保育原理 II
身体障害者福祉論	障害者福祉論
精神障害者保健福祉論※	精神保健福祉論 I
	精神保健福祉論 II
老人福祉論	高齢者福祉論
地域福祉論※	地域福祉論 I
	地域福祉論 II

指定科目	本学開講科目
法学	法学
経済学	経済学
心理学	心理学
社会学	社会学
教育学	教育基礎論 I
	教育基礎論 II
公衆衛生学	公衆衛生学 I
	公衆衛生学 II
医学一般	医学一般
リハビリテーション論	リハビリテーション論
看護学	看護学 I
	看護学 II
	看護学 III
介護概論※	介護福祉援助概論 I
	介護福祉援助概論 II
栄養学	生活と栄養

IV. 教職課程

ライフデザイン学部で取得できる教育職員免許状

ライフデザイン学部では、下記の表に記載されている教育職員免許状を取得することができます。教育職員免許状の取得に関しては、資格登録（※）、所定の手続、指定された科目の単位修得等、条件を満たすことが必須です。手続きに1つでも不備があったり、教育職員免許状取得に必要な科目が1科目でも不足していると、免許状は授与されません。また、必要な科目は、科目履修が可能な学年で早めに履修してください。一度で単位を修得しないと再履修が難しくなり、4年間で免許状を取得できない可能性があります。不明な点がある場合は、自己判断はせず朝霞事務課教務担当窓口に相談してください。※免許状取得希望者は、ToyoNet-Gにて資格登録が必須です。詳細は学期初めに配布される「履修登録のしおり・授業時間割表」で確認してください。

	生活支援学科 生活支援学専攻	生活支援学科 子ども支援学専攻	健康スポーツ 学科	人間環境デザイン 学科	備考	ページ
1. 教育職員免許状						P 116
2. 介護等体験について						P 121
3. 教育実習について						P 123
4. 教育職員免許状取得までの流れ						P 124
5. 教育職員免許状の必要科目（全免許共通）						P 126
5-①「免許法施行規則第66条の6に定める科目」（全免許共通）						P 127
② 教職に関する科目	幼稚園教諭 1種免許状	-	○	-	-	P 128
	高等学校教諭 1種免許状（福祉）	○	-	-	-	※ 1 P 130
③ 教科に関する科目	中学校教諭 1種免許状（保健）	-	-	○	-	※ 2 P 132
	高等学校教諭 1種免許状（保健）	-	-	○	-	P 134
④ 教科または教職に関する科目	中学校教諭 1種免許状（保健体育）	-	-	○	-	※ 2 P 136
	高等学校教諭 1種免許状（保健体育）	-	-	○	-	P 138
⑤ 教職に関する科目	養護教諭 1種	-	-	○	-	P 140
	高等学校教諭 1種免許状（工業）	-	-		○	P 142
⑥ 教科または教職に関する科目	高等学校教諭 1種免許状（工芸）	-	-	-	○	P 144

※ 1 社会福祉士受験資格取得希望者のみ取得可能です。

※ 2 介護等体験への参加が必須（P 121参照）です。

1. 教育職員免許状

～教職課程を学ぶにあたって～

東洋大学教職課程運営委員長

本学の学祖井上円了は哲学館の創設にあたり「諸学の基礎は哲学にあり」の理念の下、「先入観や偏見にとらわれず、物事の本質に迫る仕方で、論理的・体系的に深く考える人間」「社会の課題に自主的・主体的に取組み、よき人間関係を築いていける人間」の育成をめざしました。そして特に「教育家と宗教家」の養成に力を入れました。このように本学は創設以来、教員養成を重視し、この分野の伝統と実績を有する大学であり、多くの卒業生が教員として全国の学校で活躍しています。

これから教職課程を履修し、教員免許状を取得して教員になろうと志す学生はまずこれをしっかりと自覚してください。

言うまでもなく、教員になるためには教員免許状の取得が必要です。免許状の取得に関する諸事項は教育職員免許法に定められており、本学もこれに基づいて教職課程教育を実施しています。教職課程に属する科目の多くは、各学科の卒業に必要な科目とは別に履修し単位を修得しなければなりません。従って、教職課程を履修する学生は、他の学生よりも多くの科目を履修しなければならず、学修に費やす時間もそれだけ多くなります。1年次からの計画的な履修と学修が求められます。その詳細については、教職課程ガイドに参加して説明を聞くとともに、この「履修要覧」を熟読してください。教員になるためには、担当する教科に関する知識を豊富に持つことが必要となることは言うまでもありません。しかしそれだけでは教員として十分とは言えません。教員は成長・発達の途上にある児童・生徒を指導し、ともに学ぶ存在です。教員の言動は、時として、子どもの将来を大きく左右することもあります。その意味で教員というのは恐ろしい職業です。しかし同時に、教員は子どもの成長を直接目にし、それを助け、ともに喜び合えるやりがいのある職業であります。

ある教育学者が次のようなことを問っています。「あなた（教員）は何の権利があって他人の子どもを教育するなどという大それたことができるのか」。この問い合わせに答えることは簡単ではありません。しかし「他人の子ども」を教育するという「大それた事」を職業とすることを、子どもから、保護者から、そして社会から、許されるだけの準備を大学生活のなかでしておくことが、教員をめざす学生の最低限の義務です。

教員をめざす学生には、大学の授業で学ぶことはもちろん、サークル活動、ボランティア活動、趣味、アルバイトなど、さまざまな経験をしながら、自分自身を成長させることを期待します。豊かな人間性を持った信頼に足る教員をめざしてください。

(1) 教育職員免許状について

大学卒業後、中学校・高等学校の教員になるためには教育職員免許状を取得しなければなりません。本学部の各学科において取得できる教育職員免許状は次のとおりです。

免許の種類／学科専攻	生活支援学科 生活支援学専攻	生活支援学科 子ども支援学専攻	健康スポーツ学科	人間環境デザイン学科
幼稚園教諭 1種		○		
中学校教諭 1種			○ (保健・保健体育)	
高等学校教諭 1種	○ (福祉)		○ (保健・保健体育)	○ (工業・工芸)
養護教諭 1種			○	

①幼稚園教諭1種免許状

幼稚園とは学校教育法に「幼児を保育し、適当な環境を与えて、その心身の発達を助長すること」を目的と定められている教育機関です。幼稚園教諭は、幼児との信頼関係を十分に築き、幼児と共によりよい教育環境を創造するように努めなければなりません。家族との連携を図りながら、幼稚園生活を通して生きる力の基礎を育成するように努め、健康、人間関係、言葉、表現、環境の5つの領域に関わる活動を通して、幼児の保育をつかさどるのが幼稚園教諭の仕事となります。また近年では、子どもの保護者や地域の子育て支援にも従事します。

②高等学校教諭1種免許状（福祉）

日本における福祉ニーズの高まりと人間性豊かな教育の必要性から、2003年度実施の高等学校学習指導要領において、専門教科「福祉」が創設されました。福祉科の目標は、「社会福祉に関する基礎的・基本的な知識と技術を総合的、体験的に習得させ、社会福祉の理念と意義を理解させるとともに、社会福祉に関する諸課題を主体的に解決し、社会福祉の増進に寄与する創造的能力と実践的な態度を育てる。」こととされており、高等学校教諭1種免許状（福祉）はこれに伴って設けられた新しい免許です。

③中学校教諭1種免許状（保健）、高等学校教諭1種免許状（保健）

保健の教育は、「個人生活における健康・安全に関する理解を通して、生涯を通じて自らの健康を適切に管理し、改善していく資質や能力を育てる」ことを目的としています。しかし実際の中学校・高等学校での学習は「保健体育」として保健体育の教諭が担当していることが多く、体育実技を中心としたスポーツ教育がなされており、保健の教育が十分になされていない傾向があるのが現状です。今後、その必要性が増加すると考えられる健康問題解決のための保健学習や健康指導の面からの教育が重大な使命を持っており、「保健」教育が重要視されなければならないことは明らかです。「保健」の教員は保健学習および健康指導における健康教育の専門家として中学校・高等学校で中心的役割を担うことになります。

④中学校教諭1種免許状（保健体育）、高等学校教諭1種免許状（保健体育）

保健体育の教育は「心と身体を一体として捉え、運動や健康・安全についての理解と運動の合理的な実践を通して、積極的に運動に親しむ資質や能力を育てるとともに、健康の保持増進のための実践力の育成と体力の向上を図り、明るく豊かな生活を営む態度を育てる」ことが目的とされています。保健体育の教員はすべての生徒に対して、「身体運動を親しむ資質や能力を育て、健康の保持増進をはかり、明るく豊かな生活を営む態度を育てる」ことが、その職務の中心です。

⑤養護教諭1種免許状

養護教諭とは小学校・中学校・高等学校に勤務する、いわゆる「保健室」の先生です。法改正で保健科の教科教育をも担当できるようになりましたが、現場の学校教育では教科教育を担任することは少ないですが、養護教諭はこの他に「性の逸脱行動」、「虐待」、「薬物乱用」、「感染症」などに対する取り組みを含む幅広い健康相談活動を通して、児童・生徒に「生涯を通じて心身共に健康で生きる力」を育むための教育を行います。すなわち、学校保健に関わって中心となる教員です。

⑥高等学校教諭1種免許状（工業）

「工業」という教科は、「工業の各分野に関する基礎的・基本的な知識と技術を習得させ、現代社会における工業の意義や役割を理解させるとともに、環境に配慮しつつ、工業技術の諸問題を主体的に解決し、社会の発展を図る創造的な能力と実践的な態度を育てる」ことを目的とされています。工業高校で教員となるために必要となります。

⑦高等学校教諭1種免許状（工芸）

「工芸」という教科は芸術分野に属し、生徒の個性を活かした創造的な活動を行い、生涯にわたって芸術を愛好する心情を育てるために設置されています。具体的には小学校・中学校から連綿と続く図画工作・美術の授業の延長線上において、作品を制作することで自己表現をする素晴らしさや、作品を鑑賞することで長い人類の歴史の中ではぐくまれてきた美意識や伝統・文化について指導します。

(2)教育職員免許状の取得条件について

教育職員免許状を取得するためには、基礎資格として「学士の学位を有すること」（卒業に必要な単位を修得すること）が要求されます。したがって、教育職員免許状取得のための単位は修得できたものの卒業ができなかつたということにならないよう、4年間の履修計画を立ててください。本学では「教育職員免許法」に基づいて、教育職員免許状取得に必要な単位が修得できるよう科目を開設しています。

○近年、教員採用試験等で中学校教諭・高等学校教諭両方の教育職員免許状を取得（見込）していることが採用試験受験の条件、または有利になる傾向があります。したがって、できる限り中学校教諭・高等学校教諭両方の教育職員免許状を取得することが望ましいと考えられます。

○教育職員免許状を取得するのに必要な科目は、4年間で履修かつ修得できるよう配置されているため、4年間の履修計画を入念に立て、1年次から必要な科目を履修かつ修得してください。

※2年次ないし3年次から新たに教育職員免許状取得を希望する、または教科を追加する場合は4年次終了（卒業）までに教育職員免許状を取得することが難しいことを理解してください。

(3)教職課程登録料について

本学では、通学課程の学部学生及び大学院生が教職課程の履修を希望する場合、教職課程登録料が必要となります。1年次秋学期、所定の期日までに指定された方法で納入してください（P124・125参照）。なお、登録料の区分、徴収対象、徴収額および有効期間は以下の通りとなります。

区分	徴収対象	徴収額	有効期間
教職課程登録料	在籍生登録料 東洋大学教職課程の履修を希望する通学課程の学部生及び大学院生	30,000円	<ul style="list-style-type: none"> ・学部生は、納入時から卒業年度の3月31日（秋学期卒業生を含む。ただし、春学期卒業生は9月30日）まで。 ・大学院生は、納入時から修了年度の3月31日（秋学期修了生を含む。ただし、春学期修了生は9月30日）まで。
	卒業生等登録料 東洋大学の卒業生及び大学院修了生（ただし、退学者及び除籍者を含む。）で、教職支援室の利用等（教職に関するセミナー等への参加を含む。）を希望する者	5,000円 (ただし、秋学期からの場合は当該年度のみ2,500円とする。)	納入年度の3月31日まで。

※ライフデザイン学部生活支援学科子ども支援学専攻の学生は、在籍生登録料を納入する必要はありません。

※再入学した学生は、在籍時に教職課程登録料を納入している場合は、再度の納入は必要ありません。

※登録料納入後、教職課程を辞退した場合、一度納入された登録料は一切返金できません。

【教職課程登録料納入と教職科目履修の関係について】

教職課程登録料を納入しない場合、以下のような履修制限が生じます。

①2年次以降配当の「教職に関する科目」を履修することができません。

※ただし、所属学科の学科教育課程に設置されている科目は、履修することができます。

②ライフデザイン学部生活支援学科子ども支援学専攻を除く各学科専攻所属の学生は、介護等体験及び教育実習に参加することができません。

(4)教育実習に関する手続き・掲示について

教育実習に参加する学生は、学内掲示板・ToyoNet-Gに掲示される要領に従い、不備のないよう手続きをしなければなりません。詳細は「教育職員免許状取得までの流れ」(P124・125)を確認してください。

(5)教職実践演習について

教育職員免許状取得のためには4年次秋学期の必修科目として「教職実践演習」の履修が必要とされています。この科目は、全学年を通じた教職に関する「学びの軌跡の集大成」と言えるものであり、学生が身に付けた資質・能力が有機的に統合され、教員として最低限必要な資質・能力が形成されたかを確認することを目的としています。しかし、この確認は4年次秋学期になってはじめて行うのではなく、1年次から継続的に自らの教職への意志や適性を問いつづけることで成り立っています。従って、教員をめざす学生は1年次から意識的・意欲的に教職課程の学びを継続し、学修の成果と課題を記録しておくことが求められています。本学では「教職パスポート」を用意してその一助としています。なお、教職実践演習は教育実習を修得済または履修中であることが履修の条件となります。

(6)教職パスポート

教職課程を履修する学生は4年間の継続的、系統的な学びの流れを目に見える形にした『教職パスポート』を大切に保管・活用することが求められます。1年次秋学期に教職課程登録料納入者に配布する『教職パスポート』は4年間にわたる教職課程の学びを記録し、課題を遂行するために活用するためのものです。紛失や破損の無いように、4年間自己管理を徹底してください。教職関連の各種行事や授業等で記録・活用することになります。この管理と活用が「教職実践演習」履修の条件の一つとなります。なお、2年次終了時点で「教職パスポート」の中間点検を行い、必要に応じて指導・助言を行います。教職への適性が疑われる場合には進路の変更を促すこともあります。そのためしっかりと自覚をもって学修に取り組んでください。

※教職パスポートを紛失した場合、再発行はできませんので、各自責任を持って管理してください。

(7)教育職員免許状一括申請

所定の単位を修得し、所定の手続きを行った学生には、卒業と同時に教育職員免許状が授与されます。本来免許状は各人が大学を卒業後に、その居住する都道府県の教育委員会へ申請をして授与されるものです。しかし卒業と同時に教職に就く学生の便宜を図るため、大学ごとに取りまとめて一括して免許状の申請手続きをすることになっています。4年次に、一括申請手続きについてガイドを行いますので、必ず参加してください。

(8)教員免許状更新制について

教員免許状取得後10年ごとに更新講習を受け修了認定されることにより、有効期間が更新される教員免許更新制が平成21年に施行されました。文部科学省では、教員の資質向上のための教員免許制度の抜本的な見直し（教員養成課程の充実や専門免許状制度の導入の検討を含む）に着手し、その過程において現行制度の効果等を検証することとなりました。新たな教員免許制度の内容及び移行方針を具体化する中で、現在の教員免許更新制の在り方について結論を得ることが示されています。日頃から教育関連のニュースによく目を通しておくとともに、教職課程の履修に際しては、自分自身の教職に対する意思を再確認してください。

(9)休学および留学等で長期間大学へ通学することができない場合について

在学中に休学および留学等で長期間大学へ通学することができない場合は、教育実習・介護等体験等の実施時期や教育職員免許状の取得時期が通常の学生より1~2年遅くなることがあるので、必ず事前に朝霞事務課教務担当窓口まで相談に来てください。

(10)教職に関する就職支援について

教職支援室において以下の様な支援を行います。

- ・採用試験対策講座
- ・模擬試験関連情報提供・模擬面接
- ・専門スタッフによる教育職員希望者への就職指導

※各講座の開催・申請時期等については掲示等を確認してください。

※開室時間は中央掲示板で確認してください。

(11)教員採用試験について

教育職員免許状を取得した者が教員になるためには、まずは教員採用試験に合格する必要があります。

出願期間・受験条件・試験日程・試験方法は教育委員会・学校によって異なるので、教員採用試験の実施要綱の取り寄せと応募は各自で行ってください。実施要綱が大学に届いた場合は、中央掲示板にて随時周知します。

教員採用試験（第1次・第2次）に合格した場合は必ず朝霞事務課教務担当窓口に届け出てください。

①公立学校の教員採用

公立学校の教員になるためには、まずは各都道府県または市の教育委員会が実施する採用試験に合格し、採用候補者の名簿に登録される必要があります。名簿の中からその年度の欠員状況、教員組織の状況などを考慮して選定され、採用が決定します。

②私立学校の教員採用

各都道府県の私学協会等が実施する「私立学校教員適性検査」を基に採用を行う場合と公募制による採用があります。「私立学校教員適性検査」は採用試験ではなく、適性検査を受けた受検者の氏名と評価等が記載された名簿を基にして、教員の採用を行っていくものです。ただし、検査を実施する都道府県にある私立学校全てが「私立学校教員適性検査」の結果を基に教員募集を行っているとは限りません。

(12)科目等履修生制度について

将来、教員を目指す学生で、学部卒業までに教育職員免許状を取得するために必要な単位を修得できなかった場合や、すでに教育職員免許状を取得していて、卒業後、新たに別教科の教育職員免許状を取得したい場合は、科目等履修生として必要な単位を修得し教育職員免許状を取得することができます。

希望者は、必ず当該年度の各募集要項を確認のうえ出願してください。なお、本学で取得可能な教育職員免許状に必要な科目がすべて科目等履修生に開講しているとは限らないので注意してください。

科目等履修生に関するスケジュール（詳細は当該年度の募集要項で確認してください）

2月上旬～中旬 科目等履修生募集要項配布・ダウンロード開始

2月上旬～ 履修科目の相談（朝霞事務課教務担当窓口）

3月上旬～中旬 出願（朝霞事務課教務担当窓口）

3月下旬 試験・合格発表

4月上旬 就学手続

※募集要項は、インターネットでも閲覧・出力できます（「東洋大学 科目等履修生」でキーワード検索してください）。出願にあたっての履修科目については、事前に朝霞事務課教務担当窓口に相談してください。

※介護等体験のみの履修はできません。

(13)教職課程を履修する学生への連絡・伝達について

教職に関する事項（各種説明会・手続き・発表・呼び出し等）はすべて中央掲示板またはToyoNet-Gにてお知らせします。登校時には必ず掲示を確認してください。

2. 介護等体験について

中学校の免許希望者は、教職に必要な科目的修得、卒業要件の充足の他に、介護等体験（3年次；特別支援学校で2日間と社会福祉施設で5日間の計7日間にわたる高齢者や障害者に対する介護、介助、交流等の体験）を行い、受入先からの体験を行った証明が必要となります。この体験を行うには、大学を通して申し込みをしなければなりません。概要は以下の通りです。

(1) ライフデザイン学部での対象者

中学校教諭1種免許状（保健）・（保健体育）取得希望者。

ただし以下に該当する場合、介護等体験は不要となります。

- ・介護に関する専門的な知識を有すると認められた者

保健師・助産師・看護師・准看護師・養護学校教諭免許状取得者・理学療法士・作業療法士・社会福祉士・介護福祉士・義肢装具士の資格を有する者

- ・身体上の障害により介護等体験を行うことが困難な者（障害の程度が1級～6級の者）

(2) 参加条件

以下の条件を1つでも満たさない場合は、介護等体験に参加することができません。

- ①介護等体験に積極的に参加する意欲があること。

- ②全ての介護等体験説明会に出席し、必要な書類を提出すること。

- ③実施年度の4月に大学の定期健康診断を受診し異常なしと診断され、心身ともに健康であること。

- ④麻疹（はしか）および風疹の抗体検査の結果で十分な免疫があると認められた者もしくは必要な予防接種を受けていることが確認できた者。

- ⑤介護等体験料（含む保険料）を所定の期日までに納入していること。

- ⑥指定された体験日程で介護等体験に参加できること。

- ⑦妊娠中もしくは出産して1年以内でないこと。（母体保護のため）

- ⑧その他、必要な手続きのすべてを完了していること。

(3) 体験日程

受入先の都合を考慮したうえ埼玉県教育委員会および埼玉県社会福祉協議会が希望者一人ひとりの日程と受入先を調整・決定します。個人的な事情や要望（サークル、アルバイト、海外留学、就職活動等）による日程・受入先の指定や変更（また、このことに関する個人交渉）・辞退は一切できません。参加を希望する者はこの点を了承し、自分の都合を調整したうえで体験に臨んでください。

- ①日程：授業期間だけではなく夏季・冬季休暇期間・土・日・祝祭日を含む日程で行います。

- ②体験先：いざれも埼玉県に所在する学校・施設で行います。体験希望者が多いため、現住所に近い場所で行えるとは限りません。

(4) 体験先

<特別支援学校>

視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）に対して、小中学校等に準ずる教育を行うとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする学校。在籍する児童生徒等に対する教育を行うほか、障害により教育上特別の支援を必要とする小中学校等の児童生徒等の教育に関し、必要な助言又は援助を行います。

<社会福祉施設>

- ・高齢者にかかる施設
- ・児童福祉・障害児にかかる施設
- ・障害者（身体、知的、精神障害者）にかかる施設
- ・生活保護にかかる施設

(5)体験内容

- ・学校、施設の利用者の介護・介助（入浴・排泄等含む）
 - ・学校、施設の利用者との交流（話し相手）、学習活動の指導・援助
 - ・学校、施設が実施する行事（学園祭・バザー・遠足、サークル活動等）の補助
 - ・学校、施設の掃除、洗濯等の作業
- 特別支援学校事例…授業参観・作業学習補助・学校行事補助等（プール実習・マラソン大会等）
社会福祉施設事例…車椅子補助・点字の勉強・送迎バスへの添乗・サークル活動の補助等

3. 教育実習について

教育実習は、大学で学んだ教育理論や技術をもとに、教育実習校（幼稚園・小学校・中学校・高等学校）での実習を通じて、教育の意味や学校教育の全領域について学習するものです。「教育実習Ⅰ（事前・事後指導を含む）」（中学校教諭1種対象者）、「教育実習Ⅱ（事前・事後指導を含む）」（高等学校1種対象者）、「教育実習Ⅲ（事前・事後指導を含む）」（幼稚園教諭1種対象者）「養護実習」（養護教諭1種対象者）のいずれかを4年次に履修します。4月から事前指導が行われ、ほとんどの学生が、6月頃から実際に学校現場に赴き、幼稚園教諭免許状取得の場合は4週間、中学校教諭・養護教諭の免許状取得の場合は3週間（学校によって4週間の場合もある）、高等学校教諭の免許状取得の場合は2週間の教育実習を行います。教育実習終了後、教育実習事後指導として、学生の実習体験発表、実習感想文の提出、アンケート調査などによって、教育実習の成果を振り返り、教員として必要な資質能力が培えたかどうかを確認します。教育実習は勤務という形態で行われるため、本学では教育実習期間中、教育実習に専念することなどの内容を含む誓約書に署名・捺印の上、提出した学生のみ教育実習への参加を認めています。実習期間中に就職活動をするような時間的・精神的余裕は全くありません。

(1) 「教育実習（事前・事後指導を含む）」の履修条件

以下の①～③の条件をすべて満たさなければ、教育実習（事前・事後指導を含む）を履修することはできません。

①3年次終了の時点（教育実習に参加する前年度）で卒業に必要な単位数を100単位以上修得していること。

②3年次終了の時点（教育実習に参加する前年度）で、以下の条件をともに満たしていること。

- a. 1～3年次に配当された「教職に関する科目」および「教科に関する科目」の必修科目のうち●のついた科目をすべて修得していること。

※幼稚園教育実習の場合は、これに該当しません。

- b. 「保健体育（中学校教諭および高等学校教諭）」の免許状希望者については、「教科に関する科目」のA・B・Cで示された科目群ごとに指定されている選択必修科目の条件を満たしていること。※該当する学生は、科目の詳細（P137・139参照）を必ず確認してください。

(2) 教育実習参加条件

以下の①～⑧の条件をすべて満たさなければ、教育実習に参加することはできません。

①教壇に立って授業を行うに必要な学力を有すること。

②教育実習指導教員の指導のもとに、教育実習生としてふさわしい行動のとれる人物であること。

③大学を含む関係諸機関との手続きを不備なく行っていること。

④大学の行う定期健康診断を受診していること。

※大学で実施される健康診断を受診できない場合、医療機関で受診し、その結果を実習開始以前に大学に提出しなければなりません。

⑤麻疹（はしか）および風疹の抗体検査の結果で十分な免疫があると認められた者もしくは必要な予防接種を受けていることが確認できた者。

⑥妊娠中もしくは出産して1年以内でないこと（母体保護のため）。

⑦教育実習料（含む保険料）を納入していること。

⑧大学指定の誓約書に署名・捺印の上提出したもの。

※学業成績・学修態度等から総合的にみて、教育職員として適格性を欠くと本学において判定された場合、実習参加を認めないこともあります。これらの判定のために、教育実習の実施に先立って、担当教員と面接等を行う場合もあります。「教育実習Ⅰ・Ⅱ」については、受講する学生自身で実習校（出身校など）を開拓することになります。実習校の内諾を得ることができなかった者、教育実習に関する所定の手続きをしていない者及び、教育実習費を納入していない者も、教育実習への参加を認めません。

4. 教育職員免許状取得までの流れ

下記のスケジュールはあくまでも予定なので、時期が前後することがあります。必ず学内掲示板を確認してください。また、在学中に休学および留学等で長期間大学へ通学することができない場合は実習時期や教育職員免許状取得時期が異なりますので、事前に朝霞事務課教務担当窓口に相談してください。

学年	時 期	内 容	特記事項	免許種別
1年	履修登録期間	履修登録		中・高・養
	4月	抗体検査受診	受診必須	幼・中・高・養
		教職課程ガイダンス ・教職課程とは ・教職課程希望者登録	参加必須	中・高・養
		教職パスポートガイダンス ・教職パスポート配布・教職課程登録料について →以後、追加・変更・辞退の際は必ず届け出のこと。	参加必須	中・高・養
	秋学期成績発表後	教職課程登録料納入・教職パスポート配布（P118参照）	締切厳守	中・高・養
2年	履修登録期間	履修登録・希望登録変更の受付		中・高・養
	4月	スポーツ実習・指導法希望科目調査 →「保健体育」希望者のみ	参加必須	中・高 (保健体育)
		介護等体験第1回説明会 ・体験概要・申し込み前の注意事項 ・今後の手続きの説明・参加仮登録	参加必須	中
	12月	教職パスポート中間点検説明会	参加必須	中・高・養
		教職パスポート中間点検 提出	締切厳守	中・高・養
3年	履修登録期間	履修登録・希望登録変更の受付		中・高・養
	4月初旬	定期健康診断受診	受診必須	幼・中・高・養
		教育（養護）実習事務手続き説明会 ・次年度教育（養護）実習内諾について	参加必須	中・高・養
		介護等体験第2回説明会 ・介護等体験上の注意・申込受付・体験料、 保険料の納入※これ以降の辞退は一切不可	参加必須 締切厳守	中
	4月中旬	介護等体験一括申込 (大学→社会福祉協議会、埼玉県教育委員会)		中
	4月中旬	教育（養護）実習内諾予定校の登録 教育（養護）実習登録票の提出	締切厳守	中・高・養
	4月以降	教育（養護）実習校への内諾依頼 (各自出身校等へ次年度実習の依頼に行くこと)		中・高・養
	5月下旬	介護等体験事前学習会	参加必須	中
	6月上旬	介護等体験第3回説明会 ・体験受入先決定・受入連絡票の配布 ・体験日時および必要事項（細菌検査の有無、 体験の準備等）の確認	参加必須	中
		介護等体験開始 介護等体験日誌提出 →体験終了後2週間以内	参加必須 締切厳守	中
	6月以降	介護等体験証明書受取（施設→学生） ※教育職員免許状一括申請（4年次11月）まで 各自大切に保管しておくこと		中
		教育実習受入内諾書の確認（地方校）		中・高・養

学年	時 期	内 容	特記事項	免許種別
3年	9月中旬	教育実習希望調書の提出（東京都公立学校教育実習希望者のみ）	締切厳守	中・高・養
	12月	教育実習校の発表（東京都公立学校）		中・高・養
		看護学実習（養護のみ）	参加必須	養護
	1月下旬	次年度教育実習事前説明会 ・誓約書について・春休みの過ごし方について	参加必須	中・高・養
	3月初旬	養護実習直前説明会 ・実習直前の心構え・実習上の注意事項 ・実習校持参書類の配布 ・誓約書の提出	参加必須	養護
		成績発表・教育実習参加条件充足者発表		幼・中・高・養
4年	4月初旬	定期健康診断の受診	受診必須	幼・中・高・養
		教育実習直前説明会 ・実習直前の心構え・実習上の注意事項 ・実習校持参書類の配布 ・誓約書の提出	参加必須	中・高
		教育実習料、保険料納入（自動証明書発行機）	締切厳守	中・高・養
	4月中旬	教育実習承諾書確認 ・打合せ日・実習期間・教科等最終確認		中・高
		訪問指導校の掲示		中・高
	4月～12月頃	教育実習、養護実習開始	参加必須	幼・中・高・養
		教育（養護）実習日誌の提出 →実習終了後1ヶ月以内	締切厳守	幼・中・高・養
	11月下旬	教育職員免許状一括申請説明会 ・申請免許状の申込み ・介護等体験証明書の提出（中学校のみ） ・申請料の納入（自動証明書発行機）	参加必須 締切厳守	幼・中・高・養
	2月	単位充足者発表・資格取得者発表		幼・中・高・養
	卒業式当日	教育職員免許状授与（交付） ※印鑑（シャチハタ不可）を持参すること	参加必須	幼・中・高・養

【免許種別凡例】

幼…幼稚園教諭1種免許状 中…中学校教諭1種免許状 高…高等学校教諭1種免許状

養…養護教諭1種免許状

※ガイダンスおよび説明会への遅刻・欠席、また必要な手続きを行わなかった場合、教職課程の継続ができなくなります。学内掲示板、ToyoNet-Gのお知らせ、履修要覧を自己責任のもと確認し、不備の無いよう手続きを行ってください。

また、教育実習の内諾後のキャンセル・介護等体験の申込後のキャンセルや一度納入した教職課程登録料、介護等体験実習料、教育実習料の返金は一切できません。

5. 教育職員免許状の必要科目 (全免許共通)

それぞれの免許・区分ごとに、下表に従って、単位を修得しなければなりません。

基礎資格と免許法における最低修得単位数

免許状の種類	基礎資格	免許法における最低修得単位数			
		免許法施行規則第66条の6に定める科目	教職に関する科目	教科（養護）に関する科目	教科（養護）または教職に関する科目
幼稚園教諭 1種免許状	学士の学位を有すること	8	35	6	10
中学校教諭 1種免許状		8	31	20	8
高等学校教諭 1種免許状		8	23	20	16
養護教諭 1種免許状		8	21	28	7

※上記の「免許法における最低修得単位数」と、「本学における最低修得単位数」は異なります。

※本学の学生は、「本学における最低修得単位数」を修得しなければなりません。次頁以降の「教職に関する科目」「教科（養護）に関する科目」一覧表で確認してください。

※「教科（養護）に関する科目」及び「教職に関する科目」の余剰分（免許法における最低修得単位数を超えて修得した科目の単位数）を「教科（養護）又は教職に関する科目」として換算することができます。

「教職に関する科目」「教科（養護）に関する科目」一覧表の注意事項

「○」「●」についている科目は免許取得のための必修科目です。

○は 免許取得のための必修科目

●は 3年次終了（教育実習に参加する前年度）までに修得する必修科目（P123参照）

高等学校教諭1種免許状（工業）免許を希望する際の注意事項

教育職員免許法附則第11項により、「教職に関する科目」の余剰分（免許法における最低修得単位数を超えて修得した科目の単位数）は「教職に関する科目」として換算することができます。

極端な場合、「教職に関する科目」を全く履修することなしに「教科に関する科目」の単位を59単位修得するだけで免許状を取得することができますが、「教職に関する科目」の単位を修得しておくことが望されます。

※「教職に関する科目」の免許法における最低修得単位数（23単位）以上に修得した単位数を「教科に関する科目」の必要単位数として換算することはできませんので、注意してください。

① 「免許法施行規則第66条の6に定める科目」(全免許共通)

免許法施行規則に定める科目及び単位数		左記に対応する本学開講科目		
科目	単位数	授業科目	配当学年	単位数
日本国憲法	2	○日本国憲法	1～4年	2
体育	2	スポーツ健康科学実技ⅠA	1～4年	1
		スポーツ健康科学実技ⅠB	1～4年	1
		スポーツ健康科学実技ⅡA	1～4年	1
		スポーツ健康科学実技ⅡB	1～4年	1
		スポーツ健康科学実技ⅢA	1～4年	1
		スポーツ健康科学実技ⅢB	1～4年	1
		健康教育学	1年	2
		生涯スポーツ論	3年	2
外国語コミュニケーション	2	英語ⅠA	1年	1
		英語ⅠB	1年	1
		英語ⅡA	2年	1
		英語ⅡB	2年	1
		英語ⅢA	1～4年	1
		英語ⅢB	1～4年	1
		TOEICⅠA	1～4年	1
		TOEICⅠB	1～4年	1
		TOEICⅡA	1～4年	1
		TOEICⅡB	1～4年	1
情報機器の操作	2	情報リテラシーⅠ	1年	2
		情報リテラシーⅡ	1年	2
免許法における最低修得単位数	8	本学における最低修得単位数合計		8

○は免許取得のための必修科目

一幼稚園教諭1種免許状 (子ども支援学専攻の学生のみ)一

②「教職に関する科目」

〈幼稚園教諭1種免許状〉

免許法施行規則に規定する 科目区分及び単位数	左記に対応する本学開講科目			
	授業科目	配当学年	単位数	
教職の意義等に関する 科目	2	○教職概論	1年	2
教育の基礎理論に関する 科目	6	○幼児教育基礎論Ⅰ	1年	2
		○幼児教育基礎論Ⅱ	1年	2
		○教育心理学	2年	1
		○発達心理学	2年	2
		教育法規	1～4年	2
教育課程及び指導法に関する科目	18	○保育内容総論	3年	1
		○幼児教育論Ⅰ	2年	2
		○幼児教育論Ⅱ	2年	2
		○保育内容演習(ことば)	2年	1
		○保育内容演習(音楽表現)	3年	1
		○保育内容演習(造形表現)	3年	1
		○保育内容演習(身体表現)	3年	1
		○保育内容演習(環境)	2年	1
		○保育内容演習(健康)	3年	1
		○保育内容演習(人間関係)	2年	1
		○保育指導法	3年	2
		○保育教育課程論	3年	2
		○幼児教育方法(情報機器の活用を含む)	3年	2
生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する 科目	2	○幼児理解と保育カウンセリング	3年	2
教育実習	5	○教育実習Ⅲ(事前・事後指導を含む)	4年	5
教職実践演習	2	○教職実践演習(幼稚園)	4年	2
免許法における 最低修得単位数	35	本学における最低修得単位数合計		36

○は免許取得のための必修科目

③ 「教科に関する科目」

〈幼稚園教諭1種免許状〉

免許法施行規則に規定する科目区分及び単位数		左記に対応する本学開講科目		
		授業科目	配当学年	単位数
国語	6	児童文学	1～4年	2
		国語表現法	1～4年	2
		文章読解	1～4年	2
		口頭表現法	1～4年	2
		○保育表現技術（言語）	2年	1
算数		※本学では該当科目はありません		
生活		生活と家族	1～4年	2
音楽	6	学校と地域（学校安全を含む）	1～4年	2
		○保育表現技術Ⅰ（音楽）	1年	1
		○保育表現技術Ⅱ（音楽）	2年	1
		音楽一般	1～4年	2
		音楽あそびの実践	4年	2
図画工作		○保育表現技術（造形）	1年	1
		造形あそびの実践	4年	2
		美術一般	1～4年	2
体育	6	○保育表現技術Ⅰ（体育）	1年	1
		○保育表現技術Ⅱ（体育）	2年	1
		体育あそびの実践	4年	2
免許法における最低修得単位数	6	本学における最低修得単位数合計		6

○は免許取得のための必修科目

④ 「教科又は教職に関する科目」

免許法における最低修得単位数	対応する本学開講科目	配当学年	単位数
10	②及び③の「免許法における最低修得単位数」を超える単位		-

*②「教職に関する科目」及び③「教科に関する科目」の余剰分（免許法における最低修得単位数を超えて修得した科目の単位数）を「教科又は教職に関する科目」として換算することができます。

一高等学校教諭1種免許状（福祉） (生活支援学専攻の学生で社会福祉士受験資格取得を目指す学生のみ)一

高校1種（福祉）の免許状取得を希望する学生は、社会福祉士の受験資格取得を目指すことが条件となります。また、免許状取得のために実習施設が制限されるなど、履修や実習に際して制限が加わります。各自の将来や進路を考え、教職課程を履修してください。

②「教職に関する科目」

〈高等学校教諭1種免許状（福祉）〉

免許法施行規則に規定する 科目区分及び単位数		左記に対応する本学開講科目		
		授業科目	配当学年	単位数
教職の意義等に関する科目	2	●教職概論	1年	2
教育の基礎理論に関する科目	6	●教育基礎論Ⅰ	1年	2
		●教育基礎論Ⅱ	1年	2
		●教育心理学	1年	2
		教育法規	1～4年	2
		●福祉科指導法Ⅰ	3年	2
教育課程及び指導法に関する科目	6	●福祉科指導法Ⅱ	3年	2
		●特別活動の研究	3年	2
		●教育方法研究 (情報機器の活用を含む)	3年	2
		教育評価	1～4年	2
		●生徒指導論 (進路指導論を含む)	3年	2
生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	4	●教育相談	2年	2
		○教育実習Ⅱ (事前・事後指導を含む)	4年	3
		●教育実習基礎講義	3年	2
教育実習	3	○教職実践演習(中・高)	4年	2
教職実践演習	2	本学における最低修得単位数合計		27
免許法における最低修得単位数	23			

●は3年次終了（教育実習に参加する前年度）までに修得する必修科目

○は免許取得のための必修科目

③ 「教科に関する科目」

〈高等学校教諭1種免許状（福祉）〉

免許法施行規則に規定する 科目区分及び単位数		左記に対応する本学開講科目		
		授業科目	配当学年	単位数
社会福祉学（職業指導を含む。）	1	●社会福祉の基礎	1年	2
		●社会福祉学原論Ⅰ	1年	2
		●社会福祉学原論Ⅱ	1年	2
		社会福祉発達史	1年	2
		社会保障論Ⅰ	2・3年	2
		社会保障論Ⅱ	2・3年	2
		地域福祉論Ⅰ	2・3年	2
		地域福祉論Ⅱ	2・3年	2
高齢者福祉、児童福祉及び 障害者福祉	1	●高齢者福祉論	2・3年	2
		●児童福祉論Ⅰ	1年	2
		児童福祉論Ⅱ	1～4年	2
		●障害者福祉論	2・3年	2
社会福祉援助技術	1	●社会福祉援助技術論Ⅰ	1年	2
		●社会福祉援助技術論Ⅱ	2年	2
		社会福祉援助技術論Ⅲ	2年	2
		社会福祉援助技術論Ⅳ	3年	2
		社会福祉援助技術演習Ⅰ	2年	2
		社会福祉援助技術演習Ⅱ	2年	2
		社会福祉援助技術演習Ⅲ	3年	2
		社会福祉援助技術演習Ⅳ	3年	2
		社会福祉援助技術演習Ⅴ	4年	2
介護理論及び介護技術	1	●介護福祉援助技術の基礎	2年	2
社会福祉総合実習 (社会福祉援助実習及び社会福祉施設等における介護実習を含む。)	1	●社会福祉援助技術現場実習※	3年	4
		介護福祉実習Ⅰ	1年	2
		介護福祉実習Ⅱ	2年	3
		介護福祉実習Ⅲ	3年	3
		介護福祉実習Ⅳ	4年	2
人体構造及び日常生活行動に関する理解	1	○医学一般	1年	2
		○こころとからだのしくみⅠ	1～4年	2
		○こころとからだのしくみⅡ	1～4年	2
		○こころとからだのしくみⅢ	1～4年	2
加齢及び障害に関する理解	1	○発達と老化の理解	1～4年	2
		○障害の理解	1～4年	2
		○認知症の理解Ⅰ	1～4年	2
		○認知症の理解Ⅱ	1～4年	2
免許法における 最低修得単位数	20	本学における最低修得単位数合計		38

●は3年次終了（教育実習に参加する前年度）までに修得する必修科目

○は免許取得のための必修科目

※「社会福祉援助技術現場実習」において、「老人福祉法に規定する施設、身体障害者福祉法に規定する施設、知的障害者福祉法に規定する施設」のいずれかで実習を行う必要があります。施設種別の希望調査の際に、必ず上記のいずれかの施設で希望し、教職希望者である旨を明記してください。

④ 「教科又は教職に関する科目」

免許法における 最低修得単位数	対応する本学開講科目	配当学年	単位数
16	人権と生活	1～4年	2
	道徳教育の研究	3年	2
	②及び③の「免許法における最低修得単位数」を超える単位		-

※上記科目の他、②「教職に関する科目」及び③「教科に関する科目」の余剰分（免許法における最低修得単位数を超えて修得した科目の単位数）を「教科又は教職に関する科目」として換算することができます。

一中学校教諭1種免許状（保健）（健康スポーツ学科の学生のみ）一

②「教職に関する科目」

〈中学校教諭1種免許状（保健）〉

免許法施行規則に規定する 科目区分及び単位数		左記に対応する本学開講科目		
		授業科目	配当学年	単位数
教職の意義等に関する科目	2	●教職概論	1年	2
教育の基礎理論に関する科目	6	●教育基礎論Ⅰ	1年	2
		●教育基礎論Ⅱ	1年	2
		●教育心理学	1年	2
		教育法規	1～4年	2
		●保健科教育論Ⅰ	2年	2
教育課程及び指導法に関する科目	12	●保健科教育論Ⅱ	2年	2
		●保健科指導法Ⅰ	3年	2
		●保健科指導法Ⅱ	3年	2
		●道徳教育の研究	3年	2
		●特別活動の研究	3年	2
		●教育方法研究 (情報機器の活用を含む)	3年	2
		教育評価	1～4年	2
		●生徒指導論 (進路指導論を含む)	2年	2
		●教育相談	2年	2
教育実習	5	○教育実習Ⅰ (事前・事後指導を含む)	4年	5
		●教育実習基礎講義	3年	2
教職実践演習	2	○教職実践演習(中・高)	4年	2
免許法における 最低修得単位数	31	本学における最低修得単位数合計		35

●は3年次終了（教育実習に参加する前年度）までに修得する必修科目

○は免許取得のための必修科目

③「教科に関する科目」

〈中学校教諭1種免許状（保健）〉

免許法施行規則に規定する 科目区分及び単位数	左記に対応する本学開講科目		
	授業科目	配当学年	単位数
生理学及び栄養学	●生理・生化学Ⅰ	1年	2
	●生理・生化学Ⅱ	1年	2
	生理・生化学実習	2年	1
	○運動生理学Ⅰ	2年	2
	○運動生理学Ⅱ	2年	2
	運動生理学実習	2年	1
	測定評価	2～4年	2
	スポーツと栄養	3・4年	2
	●生活と栄養	1～3年	2
衛生学及び公衆衛生学	●公衆衛生学Ⅰ	1年	2
	公衆衛生学Ⅱ	2～4年	2
	公衆衛生学実習	2年	1
学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）	●小児保健（含学校保健）	2年	2
	小児・思春期病態生理学	3・4年	2
	●精神保健Ⅰ	1年	2
	精神保健Ⅱ	1年	2
	発育・発達・加齢論	2年	2
	●危機管理と救急法	1～3年	2
免許法における 最低修得単位数	20	本学における最低修得単位数合計	20

●は3年次終了（教育実習に参加する前年度）までに修得する必修科目

○は免許取得のための必修科目

健康スポーツ

④「教科又は教職に関する科目」

免許法における 最低修得単位数	対応する本学開講科目	配当学年	単位数
8	人権と生活	1～4年	2
	②及び③の「免許法における最低修得単位数」を超える単位		-

※上記科目の他、②「教職に関する科目」及び③「教科に関する科目」の余剰分（免許法における最低修得単位数を超えて修得した科目の単位数）を「教科又は教職に関する科目」として換算することができます。

中(保)
健
学

一高等学校教諭1種免許状（保健）（健康スポーツ学科の学生のみ）一

②「教職に関する科目」

〈高等学校教諭1種免許状（保健）〉

免許法施行規則に規定する 科目区分及び単位数	左記に対応する本学開講科目			
	授業科目	配当学年	単位数	備考
教職の意義等に関する 科目	2 ●教職概論	1年	2	
教育の基礎理論に関する 科目	6 ●教育基礎論Ⅰ	1年	2	
	●教育基礎論Ⅱ	1年	2	
	●教育心理学	1年	2	
	教育法規	1～4年	2	
教育課程及び指導法に関する 科目	6 保健科教育論Ⅰ	2年	2	
	保健科教育論Ⅱ	2年	2	
	●保健科指導法Ⅰ	3年	2	
	●保健科指導法Ⅱ	3年	2	
	●特別活動の研究	3年	2	
	●教育方法研究 (情報機器の活用を含む)	3年	2	
	教育評価	1～4年	2	
生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する 科目	4 ●生徒指導論 (進路指導論を含む)	2年	2	
	●教育相談	2年	2	
教育実習	3 教育実習Ⅰ (事前・事後指導を含む)	4年	5	1科目選択必修
	教育実習Ⅱ (事前・事後指導を含む)	4年	3	
	2 ●教育実習基礎講義	3年	2	
教職実践演習	2 ○教職実践演習(中・高)	4年	2	
免許法における 最低修得単位数	23 本学における最低修得単位数合計		27	

●は3年次終了（教育実習に参加する前年度）までに修得する必修科目

○は免許取得のための必修科目

③ 「教科に関する科目」

〈高等学校教諭1種免許状（保健）〉

免許法施行規則に規定する 科目区分及び単位数	左記に対応する本学開講科目		
	授業科目	配当学年	単位数
「生理学、栄養学、微生物学、解剖学」	●生理・生化学Ⅰ	1年	2
	●生理・生化学Ⅱ	1年	2
	生理・生化学実習	2年	1
	○運動生理学Ⅰ	2年	2
	○運動生理学Ⅱ	2年	2
	運動生理学実習	2年	1
	スポーツと栄養	3・4年	2
	測定評価	2～4年	2
	●生活と栄養	1～3年	2
	●解剖学Ⅰ	1年	2
	●解剖学Ⅱ	1年	2
	解剖学実習	2年	1
	機能解剖学Ⅰ	2年	2
	機能解剖学Ⅱ	2年	2
衛生学及び公衆衛生学	●公衆衛生学Ⅰ	1年	2
	公衆衛生学Ⅱ	2～4年	2
	公衆衛生学実習	2年	1
学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）	●小児保健（含学校保健）	2年	2
	小児・思春期病態生理学	3・4年	2
	●精神保健Ⅰ	1年	2
	精神保健Ⅱ	1年	2
	発育・発達・加齢論	2年	2
	●危機管理と救急法	1～3年	2
免許法における 最低修得単位数	20	本学における最低修得単位数合計	22

●は3年次終了（教育実習に参加する前年度）までに修得する必修科目

○は免許取得のための必修科目

④ 「教科又は教職に関する科目」

免許法における 最低修得単位数	対応する本学開講科目	配当学年	単位数
16	人権と生活	1～4年	2
	道徳教育の研究	3年	2
	②及び③の「免許法における最低修得単位数」を超える単位		-

※上記科目の他、②「教職に関する科目」及び③「教科に関する科目」の余剰分（免許法における最低修得単位数を超えて修得した科目の単位数）を「教科又は教職に関する科目」として換算することができます。

一中学校教諭1種免許状（保健体育）（健康スポーツ学科の学生のみ）—

②「教職に関する科目」

〈中学校教諭1種免許状（保健体育）〉

免許法施行規則に規定する 科目区分及び単位数	左記に対応する本学開講科目			
	授業科目	配当学年	単位数	備考
教職の意義等に関する 科目	2 ●教職概論	1年	2	
教育の基礎理論に関する 科目	●教育基礎論Ⅰ	1年	2	
	●教育基礎論Ⅱ	1年	2	
	●教育心理学	1年	2	
	教育法規	1～4年	2	
教育課程及び指導法に関する 科目	●保健体育科教育論Ⅰ	2年	2	
	●保健体育科教育論Ⅱ	2年	2	
	●保健体育科指導法Ⅰ	3年	2	
	●保健体育科指導法Ⅱ	3年	2	
	●道徳教育の研究	3年	2	
	●特別活動の研究	3年	2	
	●教育方法研究 (情報機器の活用を含む)	3年	2	
	教育評価	1～4年	2	
生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する 科目	●生徒指導論 (進路指導論を含む)	2年	2	
	●教育相談	2年	2	
教育実習	○教育実習Ⅰ (事前・事後指導を含む)	4年	5	
	●教育実習基礎講義	3年	2	
教職実践演習	○教職実践演習(中・高)	4年	2	
免許法における最低修得単位数	31	本学における最低修得単位数合計	35	

●は3年次終了（教育実習に参加する前年度）までに修得する必修科目

○は免許取得のための必修科目

③「教科に関する科目」

〈中学校教諭1種免許状（保健体育）〉

免許法施行規則に規定する科目区分及び単位数	左記に対応する本学開講科目				
	授業科目	配当学年	単位数	備考	
体育実技	●スポーツ実習・指導法（水泳）	2年	1		
	●スポーツ実習・指導法（陸上）	3年	1		
	●スポーツ実習・指導法（器械運動）	3年	1		
	スポーツ実習・指導法（サッカー）	2年	1	A	Aから2科目選択必修
	スポーツ実習・指導法（バレーボール）	2年	1	A	
	スポーツ実習・指導法（テニス）	2年	1	A	
	スポーツ実習・指導法（バドミントン）	2年	1	A	
	スポーツ実習・指導法（バスケットボール）	2年	1	A	
	スポーツ実習・指導法（剣道）	2年	1	B	B・Cからそれぞれ1科目ずつ選択必修
	スポーツ実習・指導法（柔道）	2年	1	B	
	スポーツ実習・指導法（ダンス）	2年	1	C	
	エアロビクス指導法演習	2~3年	1	C	
	エアロビクス実習B	1~3年	1	C	
「体育原理、体育心理学、体育經營管理学、体育社会学、体育史」及び運動学（運動方法学を含む。）	アクアビクス指導法演習	2~4年	1		
	レクリエーション実習	2年	1		
	●スポーツ心理学	3年	2		
	健康社会と福祉	3年	2		
	●運動学（運動方法学を含む）	1~3年	2		
	●生理・生化学I	1年	2		
	●生理・生化学II	1年	2		
	生理・生化学実習	2年	1		
	○運動生理学I	2年	2		
	○運動生理学II	2年	2		
	運動生理学実習	2年	1		
	測定評価	2~4年	2		
	スポーツと栄養	3~4年	2		
衛生学及び公衆衛生学	●生活と栄養	1~3年	2		
	●公衆衛生学I	1年	2		
	公衆衛生学II	2~4年	2		
	公衆衛生学実習	2年	1		
	●小児保健（含学校保健）	2年	2		
	小児・思春期病態生理学	3~4年	2		
	●精神保健I	1年	2		
	精神保健II	1年	2		
	発育・発達・加齢論	2年	2		
	●危機管理と救急法	1~3年	2		
免許法における最低修得単位数	20	本学における最低修得単位数			29

●は3年次終了（教育実習に参加する前年度）までに修得する必修科目

A・B・Cは3年次終了（教育実習に参加する前年度）までに修得する選択必修科目

○は免許取得のための必修科目

「スポーツ実習・指導法」「運動学（運動方法学を含む）」は保健体育免許状取得希望者のみを対象とした科目です。

卒業単位に含めることはできません。履修できるのは教員免許状取得希望者のみとなります。

なお、A・Bの「スポーツ実習・指導法」は2年次春学期のガイダンスにてクラス分けを行います。

④「教科又は教職に関する科目」

免許法における最低修得単位数	対応する本学開講科目	配当学年	単位数
8	人権と生活	1~4年	2
	②及び③の「免許法における最低修得単位数」を超える単位		-

※上記科目の他、②「教職に関する科目」及び③「教科に関する科目」の余剰分（免許法における最低修得単位数を超えて修得した科目の単位数）を「教科又は教職に関する科目」として換算することができます。

一高等学校教諭1種免許状（保健体育）（健康スポーツ学科の学生のみ）一

②「教職に関する科目」

〈高等学校教諭1種免許状（保健体育）〉

免許法施行規則に規定する 科目区分及び単位数	左記に対応する本学開講科目			
	授業科目	配当学年	単位数	備考
教職の意義等に関する 科目	2 ●教職概論	1年	2	
教育の基礎理論に関する 科目	●教育基礎論Ⅰ	1年	2	
	●教育基礎論Ⅱ	1年	2	
	●教育心理学	1年	2	
	教育法規	1～4年	2	
教育課程及び指導法に関する 科目	保健体育科教育論Ⅰ	2年	2	
	保健体育科教育論Ⅱ	2年	2	
	●保健体育科指導法Ⅰ	3年	2	
	●保健体育科指導法Ⅱ	3年	2	
	●特別活動の研究	3年	2	
	●教育方法研究 (情報機器の活用を含む)	3年	2	
	教育評価	1～4年	2	
生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する 科目	●生徒指導論 (進路指導論を含む)	2年	2	
	●教育相談	2年	2	
教育実習	教育実習Ⅰ (事前・事後指導を含む)	4年	5	1科目選択必修
	教育実習Ⅱ (事前・事後指導を含む)	4年	3	
	●教育実習基礎講義	3年	2	
教職実践演習	○教職実践演習(中・高)	4年	2	
免許法における 最低修得単位数	23	本学における最低修得単位数合計	27	

●は3年次終了（教育実習に参加する前年度）までに修得する必修科目

○は免許取得のための必修科目

③「教科に関する科目」

〈高等学校教諭1種免許状（保健体育）〉

免許法施行規則に規定する科目区分及び単位数		左記に対応する本学開講科目			
		授業科目	配当学年	単位数	備考
体育実技	1	●スポーツ実習・指導法（水泳）	2年	1	
		●スポーツ実習・指導法（陸上）	3年	1	
		●スポーツ実習・指導法（器械運動）	3年	1	
		スポーツ実習・指導法（サッカー）	2年	1	A
		スポーツ実習・指導法（バレーボール）	2年	1	A
		スポーツ実習・指導法（テニス）	2年	1	A
		スポーツ実習・指導法（バドミントン）	2年	1	A
		スポーツ実習・指導法（バスケットボール）	2年	1	A
		スポーツ実習・指導法（剣道）	2年	1	B
		スポーツ実習・指導法（柔道）	2年	1	B
		スポーツ実習・指導法（ダンス）	2年	1	C
		エアロビクス指導法演習	2~3年	1	C
		エアロビクス実習B	1~3年	1	C
		エアロビクス指導法演習	2~4年	1	
「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史及び運動学（運動方法学を含む。）」	1	レクリエーション実習	2年	1	
		●スポーツ心理学	3年	2	
		健康社会と福祉	3年	2	
		●運動学（運動方法学を含む）	1~3年	2	
生理学（運動生理学を含む。）	1	●生理・生化学I	1年	2	
		●生理・生化学II	1年	2	
		生理・生化学実習	2年	1	
		○運動生理学I	2年	2	
		○運動生理学II	2年	2	
		運動生理学実習	2年	1	
		測定評価	2~4年	2	
		スポーツと栄養	3~4年	2	
		●生活と栄養	1~3年	2	
		●解剖学I	1年	2	
		●解剖学II	1年	2	
		解剖学実習	2年	1	
		機能解剖学I	2年	2	
		機能解剖学II	2年	2	
衛生学及び公衆衛生学	1	●公衆衛生学I	1年	2	
		公衆衛生学II	2~4年	2	
		公衆衛生学実習	2年	1	
学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）	1	●小児保健（含学校保健）	2年	2	
		小児・思春期病態生理学	3~4年	2	
		●精神保健I	1年	2	
		精神保健II	1年	2	
		発育・発達・加齢論	2年	2	
		●危機管理と救急法	1~3年	2	
		免許法における最低修得単位数	20	本学における最低修得単位数	33

●は3年次終了（教育実習に参加する前年度）までに修得する必修科目

A・B・Cは3年次終了（教育実習に参加する前年度）までに修得する選択必修科目

○は免許取得のための必修科目

「スポーツ実習・指導法」「運動学（運動方法学を含む）」は保健体育免許状取得希望者のみを対象とした科目です。

卒業単位に含めることはできません。履修できるのは教員免許状取得希望者のみとなります。

なお、A・Bの「スポーツ実習・指導法」は2年次春学期のガイダンスにてクラス分けを行います。

④「教科又は教職に関する科目」

免許法における最低修得単位数	対応する本学開講科目	配当学年	単位数
16	人権と生活	1~4年	2
	道徳教育の研究	3年	2
	②及び③の「免許法における最低修得単位数」を超える単位		-

*上記科目の他、②「教職に関する科目」及び③「教科に関する科目」の余剰分（免許法における最低修得単位数を超えて修得した科目の単位数）を「教科又は教職に関する科目」として換算することができます。

一養護教諭 1 種免許状 (健康スポーツ学科の学生のみ)一

② 「教職に関する科目」

〈養護教諭 1 種免許状〉

免許法施行規則に規定する 科目区分及び単位数	左記に対応する本学開講科目			
	授業科目	配当学年	単位数	備考
教職の意義等に関する 科目	2	●教職概論	1 年	2
教育の基礎理論に関する 科目	4	●教育基礎論 I	1 年	2
		●教育基礎論 II	1 年	2
		●教育心理学	1 年	2
		教育法規	1 ~ 4 年	2
教育課程に関する科目	4	●養護教育論	2 年	2
		●道徳教育の研究	3 年	2
		●特別活動の研究	3 年	2
		●教育方法研究 (情報機器の活用を含む)	3 年	2
		教育評価	1 ~ 4 年	2
生徒指導及び教育相談 に関する科目	4	●生徒指導論	2 年	2
		●教育相談	2 年	2
養護実習	5	○養護実習 (事前・事後指導を含む)	4 年	5
	2	●教育実習基礎講義	3 年	2
教職実践演習	2	○教職実践演習 (養護教諭)	4 年	2
免許法における 最低修得単位数	21	本学における最低修得単位数合計	29	

●は3年次終了(教育実習に参加する前年度)までに修得する必修科目

○は免許取得のための必修科目

③ 「養護に関する科目」

〈養護教諭 1 種免許状〉

免許法施行規則に規定する 科目区分及び単位数		左記に対応する本学開講科目		
		授業科目	配当学年	単位数
衛生学及び公衆衛生学 (予防医学を含む。)	4	●公衆衛生学 I	1年	2
		公衆衛生学 II	2~4年	2
		公衆衛生学実習	2年	1
		●医学一般	1~3年	2
学校保健	2	●小児保健(含学校保健)	2年	2
		小児・思春期病態生理学	3・4年	2
		発育・発達・加齢論	2年	2
養護概説	2	●養護概説 ※	1~3年	2
健康相談活動の理論及び方法	2	●健康科学概論	1年	2
		健康管理学	2~4年	2
栄養学(食品学を含む。)	2	スポーツと栄養	3・4年	2
		●生活と栄養	1~3年	2
解剖学及び生理学	2	●解剖学 I	1年	2
		●解剖学 II	1年	2
		解剖学実習	2年	1
		●生理・生化学 I	1年	2
		●生理・生化学 II	1年	2
		生理・生化学実習	2年	1
		○運動生理学 I	2年	2
		○運動生理学 II	2年	2
		運動生理学実習	2年	1
		機能解剖学 I	2年	2
		機能解剖学 II	2年	2
「微生物学、免疫学、薬理概論」	2	●免疫と薬理	1~3年	2
精神保健	2	●精神保健 I	1年	2
		精神保健 II	1年	2
看護学(臨床実習及び 救急処置を含む。)	10	●看護学 I ※	1~3年	2
		●看護学 II ※	1~3年	2
		●看護学 III ※	1~3年	2
		●看護学実習 ※	3年	2
		●危機管理と救急法	1~3年	2
免許法における 最低修得単位数	28	本学における最低修得単位数合計		38

●は3年次終了(教育実習に参加する前年度)までに修得する必修科目

○は免許取得のための必修科目

※ 「養護概説」「看護学 I」「看護学 II」「看護学 III」「看護学実習」は養護教諭免許状取得希望者のみを対象とした科目です。卒業単位に含めることはできず、履修できるのは、養護教諭免許状取得希望者のみとなります。

「看護学実習」を履修するためには、「看護学 I」「看護学 II」「看護学 III」を事前に修得している必要があります。

④ 「養護又は教職に関する科目」

免許法における 最低修得単位数	対応する本学開講科目	配当学年	単位数
7	人権と生活	1~4年	2
	②及び③の「免許法における最低修得単位数」を超える単位		-

※上記科目の他、②「教職に関する科目」及び③「養護に関する科目」の余剰分(免許法における最低修得単位数を超えて修得した科目の単位数)を「養護又は教職に関する科目」として換算することができます。

一高等学校教諭1種免許状（工業）（人間環境デザイン学科の学生のみ）一

②「教職に関する科目」

〈高等学校教諭1種免許状（工業）〉

免許法施行規則に規定する 科目区分及び単位数		左記に対応する本学開講科目		
		授業科目	配当学年	単位数
教職の意義等に関する科目	2	教職概論	1年	2
教育の基礎理論に関する科目	6	教育基礎論Ⅰ	1年	2
		教育基礎論Ⅱ	1年	2
		教育心理学	1年	2
		教育法規	1～4年	2
教育課程及び指導法に関する科 目	6	工業科指導法Ⅰ	3年	2
		工業科指導法Ⅱ	3年	2
		特別活動の研究	3年	2
		教育方法研究 (情報機器の活用を含む)	3年	2
		教育評価	1～4年	2
生徒指導、教育相談及び進路指 導等に関する科目	4	生徒指導論 (進路指導論を含む)	2年	2
		教育相談	2年	2
教育実習	3	教育実習Ⅱ (事前・事後指導を含む)	4年	3
	2	教育実習基礎講義	3年	2
教職実践演習	2	教職実践演習(中・高)	4年	2
免許法における最低修得単位数	23	本学における最低修得単位数	※1	25

※1 教育職員免許法附則第11項により、「教科に関する科目」の余剰分（免許法における最低修得単位数を超えて修得した科目の単位数）は「教職に関する科目」として換算することができます。極端な場合、「教職に関する科目」を全く履修することなしに「教科に関する科目」のうち、○のついた科目を含む科目の単位を59単位と、免許法施行規則第66条の6に定める科目の単位を修得するだけで免許状を取得することができますが、「教職に関する科目」の単位を修得しておくことが望まれます。

なお、「教職に関する科目」の免許法における最低修得単位数（23単位）以上に修得した単位数を「教科に関する科目」の必要単位数として換算することはできませんので、注意してください。

③「教科に関する科目」

〈高等学校教諭1種免許状（工業）〉

免許法施行規則に規定する科目区分及び単位数		左記に対応する本学開講科目		
		授業科目	配当学年	単位数
工業の関係科目	1	人間環境デザイン基礎演習Ⅰ	1年	2
		人間環境デザイン基礎演習Ⅲ	2年	3
		○人間工学	1年	2
		都市・まちのデザイン	2年	2
		建築生産	1年	2
		材料・素材一般	1年	2
		住居計画	2年	2
		建築・都市法規	2年	2
		生活空間計画	2年	2
		コンピュータ・グラフィックス	2年	2
		環境計画	2年	2
		ヒューマンインターフェース	2年	2
		○安全工学	3・4年	2
		空間デザイン演習ⅠA	3年	3
		空間デザイン演習ⅠB	3年	3
		空間デザイン演習ⅡA	4年	2
		空間デザイン演習ⅡB	4年	2
		構造力学	2年	2
		建築空間構成論	3・4年	2
		構法計画	3・4年	2
		構法計画演習A	3・4年	1
		ランドスケープデザイン	3・4年	2
		設備計画	3・4年	2
		材料力学	3・4年	2
		生活環境デザイン演習ⅠA	3年	3
		生活環境デザイン演習ⅠB	3年	3
		生活環境デザイン演習ⅡA	4年	2
		生活環境デザイン演習ⅡB	4年	2
		リハビリテーション工学	3・4年	2
		生活支援機器デザイン概論	2年	2
		生活支援機器デザイン各論	3・4年	2
職業指導	1	○職業指導Ⅰ ※	3・4年	2
		○職業指導Ⅱ ※	3・4年	2
免許法における最低修得単位数	20	本学における最低修得単位数合計		20

○は免許取得のための必修科目

※ 「職業指導Ⅰ」「職業指導Ⅱ」は工業免許状取得希望者のみを対象とした科目です。卒業単位に含めることはできません。

④「教科又は教職に関する科目」

免許法における最低修得単位数	対応する本学開講科目	配当学年	単位数
16	人権と生活	1～4年	2
	道徳教育の研究	3年	2
	(②及び③)の「免許法における最低修得単位数」を超える単位		-

※上記科目の他、②「教職に関する科目」及び③「教科に関する科目」の余剰分（免許法における最低修得単位数を超えて修得した科目の単位数）を「教科又は教職に関する科目」として換算することができます。

一高等学校教諭1種免許状（工芸）（人間環境デザイン学科の学生のみ）一

②「教職に関する科目」

〈高等学校教諭1種免許状（工芸）〉

免許法施行規則に規定する 科目区分及び単位数		左記に対応する本学開講科目		
		授業科目	配当学年	単位数
教職の意義等に関する科目	2	●教職概論	1年	2
教育の基礎理論に関する科目	6	●教育基礎論Ⅰ	1年	2
		●教育基礎論Ⅱ	1年	2
		●教育心理学	1年	2
		教育法規	1～4年	2
		●工芸科指導法Ⅰ	3年	2
教育課程及び指導法に関する科目	6	●工芸科指導法Ⅱ	3年	2
		●特別活動の研究	3年	2
		●教育方法研究 (情報機器の活用を含む)	3年	2
		教育評価	1～4年	2
		●生徒指導論 (進路指導論を含む)	2年	2
生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	4	●教育相談	2年	2
		●教育実習基礎講義	3年	2
		○教育実習Ⅱ (事前事後指導を含む)	4年	3
教育実習	2	○教職実践演習（中・高）	4年	2
教職実践演習	2	本学における最低修得単位数合計		27
免許法における最低修得単位数	23			

●は3年次終了（教育実習に参加する前年度）までに修得する必修科目

○は免許取得のための必修科目

③ 「教科に関する科目」

〈高等学校教諭1種免許状（工芸）〉

免許法施行規則に規定する 科目区分及び単位数	左記に対応する本学開講科目			
		授業科目	配当学年	単位数
図法及び製図	1	人間環境デザイン基礎演習Ⅱ	1年	2
		CAD 演習Ⅰ	1年	2
		CAD 演習Ⅱ	2年	2
デザイン	1	人間環境デザイン総合演習	2年	3
		ユニバーサルデザイン各論A	1年	2
		建築歴史意匠A	1年	2
		建築歴史意匠B	2年	2
		建築設計論	3・4年	2
		情報デザインⅠ	3・4年	2
		情報デザインⅡ	3・4年	2
		情報メディアデザイン	3・4年	2
		●プロダクトデザイン基礎	1年	2
工芸制作（プロダクト制作を含む。）	1	産業とプロダクトデザイン	2年	2
		プロダクトデザインⅠ	3・4年	2
		プロダクトデザインⅡ	3・4年	2
		プロダクトデザイン演習Ⅰ A	3年	3
		プロダクトデザイン演習Ⅰ B	3年	3
		プロダクトデザイン演習Ⅱ A	4年	2
		プロダクトデザイン演習Ⅱ B	4年	2
		人間環境デザイン学概論	1年	2
		ユニバーサルデザイン概論	1年	2
工芸理論、デザイン理論及び美術史（鑑賞並びに日本の伝統工芸及びアジアの工芸を含む。）	1	●美術一般	1～3年	2
		道具の歴史	2年	2
		免許法における最低修得単位数	20	本学における最低修得単位数合計
				20

●は3年次終了（教育実習に参加する前年度）までに修得する必修科目

人デ
間ザ
環イ
境ン

④ 「教科又は教職に関する科目」

免許法における 最低修得単位数	対応する本学開講科目	配当学年	単位数
16	人権と生活	1～4年	2
	道徳教育の研究	3年	2
	②及び③の「免許法における最低修得単位数」を超える単位		-

※上記科目の他、②「教職に関する科目」及び③「教科に関する科目」の余剰分（免許法における最低修得単位数を超えて修得した科目の単位数）を「教科又は教職に関する科目」として換算することができます。

高工
校

V. 学籍及び各種証明書について

各種
証明
書
学籍

1. 学籍

(1)学籍

入学の手続を完了し、学生証の交付を受けた学生は、本学の在籍者としての身分を与えられます。

①二重学籍の禁止

本学に在籍しているにもかかわらず、他大学および本学の他学部・他学科に在籍（在学）することはできません。

②修業年限

本学に学生として最低4年間（8セメスタ）在学し、所定の単位を修得しなければ卒業はできません。

③在学年限

卒業に必要な単位を修得するために連続して在学できる年数（在学年数）は、最長8年間（16セメスタ）となります。ただし、休学期間の年数（学期）は在学年数に算入しません。

④セメスタ制

ライフケアデザイン学部では1年を2学期に分けたセメスタ制を採用しています。このため、学期ごとに休学等の学籍異動が可能です。

⑤変更届について

入学手続時に届け出た内容に変更が生じた場合、朝霞事務課教務担当窓口で所定の用紙に変更箇所を記入し、届け出なければなりません。特に学籍簿は学生の身分を本学が証明する基礎となる重要な書類であり、永久保存され、厳重に保管されます。変更が生じた場合はすみやかに届け出てください。

主な変更事項は以下の通りです。

変更事項	注意事項（提出物等）
本人氏名変更（改姓・改名）	戸籍抄本
本人住所変更※ (電話番号の変更も含む)	留学生は（外国人）登録原票記載事項証明書
通学区間変更	
保証人変更	保証人の署名・捺印必要
保証人住所変更※ (電話番号の変更も含む)	
保証人勤務先変更※	
緊急時連絡人変更	
本籍地変更	住民票（本籍の記載があるもの）または戸籍抄本

※ ToyoNet-Gから変更の申請が可能です。

(2)学生証

本学の入学手続を完了した学生に、学生証を交付します。

学生証は本学の学生としての身分を証明するものであるため、常に携帯し、次のような場合にはこれを提示しなければなりません。

- ・本学の教職員からの請求がある場合
- ・定期試験を受験する場合
- ・各種証明書や学生旅客運賃割引証明書（学割）等の交付を受ける場合
- ・通学定期乗車券や学生割引乗車券を購入する際と、それを利用して乗車または乗船し係員の請求があった場合

※学生証は、学長印・学生本人の写真、裏面の有効期限の印字されたシールがないものは無効となります。また、学生証は他人に貸与または譲渡することはできません。

学生証がないと、各証明書の発行は受けられないのはもちろん、図書館の利用、定期試験の受験、通学定期券の購入等もできません。

①有効期限

学生証の有効期限は1年間となります。進級手続期間内に学生証の有効期限の更新を受けなければなりません。

②返還

卒業または退学・除籍等、本学に籍がなくなった場合は、学生証を本学に返還しなければなりません。

③再発行

「紛失・汚損・破損」には十分注意してください。やむを得ず再発行になった場合は、下記の要領に従って手続きをしてください。

なお、学生証の再発行には、発行までに1週間かかり、手数料として2,000円が必要です。

※申し込みキャンセルによる手数料の返金はできません。

「紛失・汚損・破損」の場合

(ア)紛失の場合は朝霞事務課学生生活担当窓口で紛失物の届出を確認。

(イ)紛失物として届出がない、もしくは学生証自体を破損した場合は証明書発行機で学生証再発行手数料を支払い、証明書発行願（申込書）を朝霞事務課教務担当窓口へ提出。

(ウ)1週間後、朝霞事務課教務担当窓口で学生証を受け取る。

裏面シールのみ「紛失・汚損・破損」の場合

朝霞事務課学生生活担当窓口に学生証を持参し、学生証裏面シール再交付願を提出。

④暗証番号（パスワード）

第三者に不正使用されないように、4桁の数字の暗証番号をオンライン入学手続時に登録しています。入学手続時に届け出た暗証番号は、証明書発行機で証明書を発行する際に必要です。メモなどを取り、必ず覚えておいてください。

(3)学籍番号

入学手続を完了した学生には、10桁の学籍番号が付与されます。この番号は学生証等に記載され、転部・転科等の特別な理由がない限り卒業まで変わることはありません。

試験の答案用紙の提出、各種届出、各種証明書の申請等で必要となるので、正確に記憶しておいてください。

例) 1A11 15 0250

——通し番号（学生により異なります）

——入学年度（この場合は2015年度入学）

——学部・学科・専攻コード（例はライフデザイン学部生活支援学科生活支援学専攻）

学部・学科・専攻コード

1A11	ライフデザイン学部 生活支援学科 生活支援学専攻
1A12	ライフデザイン学部 生活支援学科 子ども支援学専攻
1A20	ライフデザイン学部 健康スポーツ学科
1A30	ライフデザイン学部 人間環境デザイン学科

(4)進級

学期初めの進級手続期間内に、当該年度の納付金を納入のうえ、進級手続を行い、学生証の有効期限更新を受けなければなりません。

休学者が復学した場合等の特別な事情がない限り、原則として上級の学年に進級します。

(5)4年原級

本学に学生として最低4年間（8セメスタ）在学し、所定の単位を修得しなければ卒業はできません。

4年次終了までに所定の単位を修得できず、卒業できないことを「4年原級」といいます。

卒業に必要な単位を修得するために連続して在学できる年数（在学年数）は、最長で8年間（16セメスタ）です。

卒業できなかった学生は、朝霞事務課教務担当窓口にて許可願用紙を受け取り、必要事項を記入し、保証人連署の上、朝霞事務課教務担当窓口に提出しなければなりません。

なお、ライフデザイン学部ではセメスタ制を実施しているため、セメスタ（学期）毎に上記の手続きが必要となります。

(6)休学

病気・家庭の事情・留学等の理由で、3ヶ月以上本学に修学できない場合は、教授会の許可を得て休学することができます。

①期間

春学期休学の場合：春学期の休学許可を受けた日から、当該学期の9月30日まで

秋学期休学の場合：秋学期の休学許可を受けた日から、当該学期の3月31日まで

休学期間終了後は、所定の手続きにより復学しなければなりません。

原則として連続した2セメスタ（1年）を超える休学はできません。

②履修登録

休学期間中の履修登録はすべて無効となります。

③休学手続

休学を希望する場合は、朝霞事務課教務担当窓口で休学に関する説明を受け、許可願用紙に必要事項を記入し、保証人連署の上、学生証を添えて朝霞事務課教務担当窓口へ提出してください。

なお、病気等の場合には、医師の診断書等が必要となります。

休学が教授会で許可された場合、本学から休学許可書を郵送します。

休学の手続期間は、春学期休学の場合は6月30日まで、秋学期休学の場合は12月31日までとします。また、次セメスタの休学希望者は、定期試験期間前までに朝霞事務課教務担当窓口に相談してください。

※なお、これらの手続きは学生本人が行ってください。ただし、やむを得ず本人が手続きできない場合には、事前に朝霞事務課教務担当窓口に相談してください。

(7)休学者の復学

春学期休学の場合：10月1日付で復学。

秋学期休学の場合：4月1日付で復学。

①復学手続

復学の対象者（当該学期休学者）には、朝霞事務課教務担当窓口から復学に必要な書類および納付金振込用紙を休学期末に保証人宛（留学生は本人宛）に郵送します。

復学する場合、指定の期間内に許可願用紙に必要事項を記入し、保証人連署の上、学生証を添えて朝霞事務課教務担当窓口へ提出してください。

②復学者の履修方法

復学した学生は、復学する学年以下に配当されている科目について履修することができます。なお、詳細な履修方法については、復学手続終了後、朝霞事務課教務担当窓口に相談して下さい。

(8)退学

事情により本学での修学継続が困難な場合には、教授会の許可を得て退学することができます。

①退学手続

退学を希望する場合は、保証人と十分相談の上で、朝霞事務課教務担当窓口で退学に関する説明を受け、許可願用紙に必要事項を記入し、保証人連署の上、学生証を添えて朝霞事務課教務担当窓口へ提出してください。なお、病気等の場合には医師の診断書等が必要となります。

また、これらの手続きは学生本人が行ってください。ただし、やむを得ず本人が手続きできない場合には、事前に朝霞事務課教務担当窓口に相談してください。

退学が教授会で許可された場合、本学から退学許可書を郵送します。

②退学者の再入学

退学者は、所属していた学部教授会の許可を得て再入学することができます。

春学期再入学を希望する場合は1月末、秋学期再入学を希望する場合は7月末までに朝霞事務課教務担当窓口で再入学に関する説明を受け、許可願用紙に必要事項を記入し、保証人連署の上、朝霞事務課教務担当窓口へ提出してください。

所属していた学部教授会で再入学が許可された場合は、該当学期開始の1日付で再入学することができます。

再入学者は退学時までに在学していた期間を含め8年間で卒業しなければなりません。

③再入学者の履修方法

再入学する学年は、退学時の学年となります。単位の修得状況によって学年を繰り下げる場合もあります。また、学科教育課程表は入学年度のものを適用しますが、単位の修得状況やカリキュラムの変更によっては、再入学する学年の学科教育課程表を適用する場合があります。再入学者の履修方法については、再入学の手続き時に朝霞事務課教務担当窓口で説明します。不明な点は朝霞事務課教務担当窓口へ問い合わせてください。

④懲戒による退学

本学の規則に反し、または学生の本分に反する行為があった学生は、教授会の議を経て懲戒による退学となる場合があります。

この場合は、すみやかに学生証を本学に返還しなければなりません。

(9)除籍

指定された期間内に納付金を納入しなかった学生・在学年数を超えた学生・休学期間を超えた学生・新入生で指定された期間内に履修手続を行わなかった学生は除籍となり、学籍の抹消として処理され、本学の在籍者としての身分を失うことになります。

この場合、すみやかに学生証を本学に返還しなければなりません。

除籍になった場合は、本学から除籍通知書を郵送します。

①除籍者の再入学

除籍者は、所属していた学部教授会の許可を得て再入学することができます。春学期再入学を希望する場合は1月末、秋学期再入学を希望する場合は7月末までに朝霞事務課教務担当窓口で再入学の説明を受け、許可願用紙に必要事項を記入し、保証人連署の上、朝霞事務課教務担当窓口へ提出してください。

所属していた学部教授会で再入学が許可された場合は、該当学期開始の1日付で再入学することができます。

再入学者は除籍時までに在学していた期間を含め8年間で卒業しなければなりません。

②再入学者の履修方法

再入学する学年は、除籍時の学年となります。単位の修得状況によって学年を繰り下げる場合もあります。また、学科教育課程表は入学年度のものを適用しますが、単位の取得状況やカリキュラムの変更によっては、再入学する学年の学科教育課程表を適用する場合があります。再入学者の履修方法については、再入学の手続き時に朝霞事務課教務担当窓口で説明します。不明な点は朝霞事務課教務担当窓口へ問い合わせてください。

(10)転部・転科

本学内で他の学部・学科への転部・転科を希望する学生に対して選考試験を実施します。
第1部に所属する学生の場合は、第1部の他学部・他学科、および第2部の学部・学科への転部・転科となります。
第2部に所属する学生の場合は、第2部の他学部・他学科、および第1部の学部・学科への転部・転科となります。
希望者は11月下旬に配布予定の試験実施要領をもとに手続きを行い、12月に実施予定の試験を受験してください。また、合格発表は翌年の3月下旬に行う予定です。
試験実施要領と手続案内は例年10月頃学内に掲示いたします。
詳細については朝霞事務課教務担当窓口へ問い合わせてください。学部・学科によっては転部・転科試験を実施しない場合があります。

(11)編入学

本学では卒業後に本学の他学部・学科への編入希望者に対して、編入学試験を実施しています。
試験の実施要領は、東洋大学のHPでダウンロードしてください。
編入学する学年は、原則として3年生となり、学科教育課程表も編入学する入学年度のものを適用します。

(12)科目等履修生

卒業後、特定の授業科目（例えば、教職科目等）について履修を希望する場合は、科目等履修生として授業科目の履修を許可される場合があります。
ただし、本学に在籍中は、科目等履修生として授業科目を履修することはできません。また科目等履修生としてでは取得できない資格もあります。
なお、希望者は1月下旬に配布予定の募集要項をもとに手続きをとり、3月中旬（春学期履修生）・8月下旬（秋学期履修生）実施予定の試験を受験してください。
また、合格発表は3月下旬（春学期履修生）・9月中旬（秋学期履修生）に行う予定です。
詳細については、中央掲示板及び朝霞事務課教務担当窓口にて確認してください。

2. 納付金に関する取扱い

「学費」と「その他の費用」を合わせて「納付金」と称します。「学費」は大学徴収分を指し、「その他の費用」は預り金（受託徴収分）を指します。2年次以降は、入学金を除く納付金が毎年度必要になります。

(1) ライフデザイン学部納付金内訳

(単位：円)

入学年度		2015	
学部		ライフデザイン学部	
学科		生活支援学科・健康スポーツ学科	人間環境デザイン学科
納付金	学費	入学金	250,000
		授業料	800,000
		一般施設設備資金	200,000
		実験実習料	70,000
その他 の費用	甫水会費	5,000	5,000
	学生課外活動育成会費	5,000	5,000
合 計		1,260,000	1,440,000

※その他の費用については、各団体からの依頼に基づき、本学が代理徴収しています。

(2) 納入期間について

- ①納付金は、4月期（春学期納入期間）に1年間分を全額一括納入することが原則です。ただし、授業料・一般施設設備資金・実験実習料は、次の二期に分けて納入することができます。
- ・春学期納入期間 4月1日～4月24日
 - ・秋学期納入期間 10月1日～10月15日
- （各年の曜日の関係により、年度によって納入期間が短縮される場合があります。）
- 春学期振込用紙（全納用と分納1回目用）は3月末に、秋学期振込用紙（分納2回目用）は9月末に送付します。
- ②所定の納期までに納付金を納入しない学生は、学則第38条1項により、除籍となります。
- ③振込用紙送付先は保証人宛て（留学生は本人宛て）となります。振込用紙送付先を変更する場合は、朝霞事務課窓口にて手続してください。
- ④修学の意思がない場合は、納入期間内に退学許可願を朝霞事務課窓口に提出してください。
- ⑤修学の意思がありながら学期始めに休学する場合は、納入期間内に休学許可願を朝霞事務課窓口に提出してください。（休学に伴う納付金：次ページ参照）
- ⑥やむを得ない事情で納入期限までに納付金を納入できない場合は、納入期間内に朝霞事務課窓口に相談してください。

納付金

(3) 納入方法について

- ・本学所定の振込用紙を使用し、国内の金融機関窓口から振り込んでください。大学窓口での受付および海外からの送金はできません。
- ・振込用紙を紛失した場合は、至急、朝霞事務課窓口まで連絡してください。
- ・振込用紙の送付先住所に変更があった場合は、朝霞事務課窓口もしくは「ToyoNet-G」で変更手続をしてください。手続を行わないと振込用紙が届かない場合があります。

※納付金に関する証明書の発行が必要な方は、朝霞事務課窓口にて申請してください。発行には

1週間程度かかりますので、時間に余裕を持って手続してください。なお、発行手数料は無料です。

※納入された納付金は、超過納入が明らかな場合または学籍異動により徴収の対象とならない場合を除き返還いたしません。

○納付金についての問い合わせ先

朝霞事務課（学費担当）

TEL：048-468-6311

○住所変更についての問い合わせ先

朝霞事務課（教務担当）

TEL：048-468-6302

(4)学籍異動における納付金の取扱いについて

休学

(1)第1期（春学期）の納入期限までに休学を願い出た場合

休学日を4月1日付として扱い、授業料・実験実習料以外の納付金を納入する必要があります。全額一括納入した場合は、第1期（春学期）の授業料・実験実習料および第2期（秋学期）分の納付金を払い戻します。

(2)春学期中に休学する場合

- ①春学期の途中で休学する場合、第1期（春学期）の納付金は払い戻しません。
- ②全額一括納入した場合は、第2期（秋学期）分の納付金を払い戻します。

(3)第2期（秋学期）の納入期限までに休学を願い出た場合

休学日を10月1日付として扱い、授業料・実験実習料以外の納付金を納入する必要があります。第2期（秋学期）分の納付金を納入した場合は、第2期（秋学期）分の授業料・実験実習料を払い戻します。

(4)秋学期中に休学する場合

秋学期の途中で休学する場合、第2期（秋学期）の納付金は払い戻しません。

セメスタ連続休学

セメスタを連続して休学する場合、次学期分の授業料・実験実習料以外の納付金は納入しなければなりません。

休学復学

(1)休学者が復学する場合の納付金は、入学年度の額が適用されます。

(2)1セメスタ（半期）休学する場合、全額一括納入・分割納入の選択が可能な納入期は、第1期（春学期）とします。

第2期（秋学期）に復学する場合は、復学時に1セメスタ（半期）分の納付金を納入することになります。

退学

(1)新学期の納入期限の末日までに退学を願い出た場合

退学日を前学期の末日付として扱い、当該年度・学期の納付金を納入する必要はありません。

(2)春学期中に退学する場合

①春学期の途中で退学する場合は、第1期（春学期）分の納付金は払い戻しません。

②全額一括納入した場合は、第2期（秋学期）分の納付金は払い戻します。

(3)秋学期に退学する場合

秋学期の途中で退学する場合は、第2期（秋学期）分の納付金は払い戻しません。

原級

4年次で原級する場合の納付金は、当該年度正規4年次生の納付金を適用します。

再入学

再入学する場合の納付金は、**再入学する学年次生の納付金を適用します**。ただし、入学金は、再入学する年度の新入生の額の半額となります。

転部・転科

納付金は転部・転科先の学年の納付金を適用します。ただし、入学金は、転部・転科先との不足分を納入することになります。

編入学

編入学する場合の納付金は、編入学する年度の新入生の納付金を適用します。ただし、**本学出身者が編入学する場合、入学金は、編入学する年度の新入生の額の半額となります**。

転入学

転入学する場合の納付金は、転入学する年度の新入生の納付金を適用します。

3. 各種証明書

朝霞事務課では、以下の証明書を発行しています。証明書には、「証明書発行機」で発行するものと、「窓口」で発行するものがあります。

(1) 証明書発行機で発行される証明書

以下の証明書は証明書発行機での発行となります。

発行には学生証とパスワード（P149参照）が必要になります。

(2015年度現在)

種類	手数料（円）	発行可能学年	備考
在学証明書	100	1～4年生	
成績証明書	100	1～4年生	
健康診断証明書（本学書式）※2	100	1～4年生	
卒業見込証明書※1	100	4年生	
学割（年間10枚まで）	無料	1～4年生	
情報システム利用通知書（年間15枚まで）	無料	1～4年生	朝霞・白山・川越・板倉いずれのキャンパスの発行機でも発行可能

※1 卒業見込証明書は4年7セメスタ以上で、卒業要件を満たす見込のある学生のみ発行可能です。

※2 健康診断証明書（本学書式）は毎年4月に本学が実施する定期健康診断を受診した学生のみ、その当該年度の発行が可能となります。毎年必ず受診してください。なお、本学書式以外での発行を希望する場合は「その他の証明書」（金額300円）扱いとなりますので、朝霞事務課窓口へ申請してください。

(2) 窓口で発行される証明書

以下の証明書の発行を申請する場合は、証明書発行機にて「証明書発行願」を購入し、朝霞事務課教務担当窓口に提出してください。なお、発行までに1週間かかります。

(2015年度現在)

種類	手数料（円）	発行可能学年	備考
学生証（再発行）	2,000	1～4年生	詳細はP149を参照
教育職員免許状取得見込証明書	100	4年生	
指定保育士養成施設卒業見込証明書	100	4年生	
介護福祉士養成施設卒業見込証明書	100	4年生	
単位修得証明書	300	1～4年生	
注1）人物証明書	200	4年生	
英文成績証明書	1,000	1～4年生	
英文在学証明書	500	1～4年生	
英文卒業見込証明書	500	4年生	
その他の証明書	300	1～4年生	

※証明書申請後3ヶ月を経過しても受け取りのない場合は、無効として処分します。

注1）人物証明書は、演習・卒業論文担当教員との面接を行った後、後日朝霞事務課教務担当窓口にて発行となります。発行手続きは以下のとおり行ってください。

1. 発行希望日の2週間前に朝霞事務課教務担当窓口に来室。
2. 演習・卒業論文担当教員と面接（面接内容を元に担当教員が人物証明書を作成）。

※面接時に教員へ発行予定日を確認し、発行予定日以降に朝霞事務課教務担当窓口に来室。

3. 朝霞事務課教務担当窓口にて証明書手数料の入金および証明書の受取り。

4. 実習料

ライフデザイン学部では、履修科目等により下記の実習料が必要になります。納入時期や納入金額は、入学年度により異なりますので、注意してください。納入の方法については別途指示します。

(2015年度現在)

種類	手数料（円）	備考
教職課程登録料	30,000	子ども支援学専攻は除く
教育実習料	3・4週間実習	15,000
	2週間実習	10,000
介護等体験実習料	7,500	別途保険料210円※
看護学実習料	2,000	別途保険料210円※
健康産業施設等現場実習料	32,400	別途保険料210円※
社会福祉援助技術現場実習料	40,000	
精神保健福祉援助技術実習料	46,000	
生活支援学専門実習科		
医療福祉専門実習科		
精神保健福祉専門実習学科		
保育実習料（2年次）	15,000	
保育実習料（3年次）	15,000	
保育実習料（4年次）	15,000	
介護福祉実習料（1年次）	30,000	
介護福祉実習料（2年次）	45,000	
介護福祉実習料（3年次）	45,000	
介護福祉実習料（4年次）	30,000	
卒業再試験（1科目）	5,000	卒業再試験対象者 (4年8セメスタ以上)
転部転科試験受験料	10,000	

※学外実習を行う学生は、全員が対人・対物損害賠償保険に加入する必要があります。加入期間は納入日～年度末（3/31）までとなるため、年度内に1度保険加入を行うこととなります。

年度内に複数の実習に参加する学生は、実習料納入と同時期に行う保険料納入時に注意してください。なお、複数の実習に参加する場合でも、保険加入は1回のみで結構です。

VI. 国際化推進プログラム等の紹介

留学
セミナー
・語学

第1章 東洋大学海外留学制度

本学では、世界中の大学と協定を締結し、国際交流を推進しています。夏季・春季休暇を利用した短期語学セミナーから、1年間の交換留学まで、多彩な留学制度と留学をサポートする大学独自の海外留学奨学金を用意しています。

以下の情報は、2015年4月現在の情報です。内容は変更される場合がありますので、国際センターのホームページ (<http://www.toyo.ac.jp/life/15/22/>)・「留学の手引き」(毎年4月発行)で最新の情報を確認してください。

なお、ライフデザイン学部では留学前に、朝霞事務課教務担当および所属学科・専攻教員（ゼミ教員含む）との面談が必須となります。

[1] 交換留学制度と認定留学制度

「東洋大学学生の留学に関する規程」第3条に基づき、本学の交換留学制度には、協定校・ISEP 交換留学制度及び認定留学制度があります。

●教務担当窓口での事前相談について

交換留学および認定留学をすることを希望する学生は、留学決定前に最短で卒業および諸資格取得が可能であるかの打ち合わせを行う必要があるため履修・手続き上注意すべき点（継続履修及び学年進行に関わる科目、帰国後の授業・成績等）について、必ず事前に朝霞事務課教務担当窓口に相談してください。

1. 交換留学制度

東洋大学では、現在67大学（2014年11月現在）と学術交流協定を締結し、また ISEP（アイセップ）に加盟しています。

交換留学制度とは、アメリカ・イギリス・カナダ・オーストラリア・アイルランド・ドイツ・フランス・スイス・オランダ・韓国・中国・台湾の協定校、または ISEP 加盟校に1学年間学生を派遣し、同じくこれらの大学から交換留学生を本学に受け入れる制度です。

* ISEP (International Student Exchange Programs) とは？ 世界中の ISEP 加盟校間で学生交換留学を推進する、非営利のコンソーシアム（世界的な大学連合組織）です。

交換留学は、休学することなく留学できます（留学中も本学に在籍していますので、留学期間は在学年数に算入されます）。

ライフデザイン学部では、以下のとおり単位認定を行います。学科・専攻ごとに異なりますので各自よく確認の上、留学先での履修科目を決めてください。

(1)制度の特徴

①学籍と在学年数の取扱い

留学先で修得した単位に関し、本学開講科目の単位として認定を申請できます。単位の認定は、所属学科の教育課程表に照らし、科目の履修内容・条件等が適合した場合は、卒業単位に認定されます。

そのためには、留学前に指導教員（ゼミ教員含む）と勉学計画について十分話し合いをしておくことが重要です。ただし、交換・認定留学に伴い卒業時期が遅れる場合や、諸資格取得が困難になる場合もあります。

②単位の認定（交換留学・認定留学共通）

○認定について

1) 留学前に朝霞事務課教務担当および所属学科指導教員（ゼミ教員含む）との面談を行う。

2) 指導教員に、留学中の勉学状況を伝える（メール等）。

○認定手順

- 3) 留学後、国際センターにて留学先大学発行の「成績証明書」を受領する。
- 4) 国際センターより配付される「単位認定願」に留学先で履修した科目・成績を記入し、「成績証明書」・テキスト・シラバス等を朝霞事務課教務担当窓口に提出し、単位認定を申請する。申請は留学終了後、1ヶ月以内に行う。
- 5) 教授会で単位認定の可否について審議される。
- 6) 指導教員・朝霞事務課で単位認定作業を行い、教育課程委員会および教授会にて承認を経た後、成績発表時に通知される。
 第1期：2月教授会承認後、3月成績発表時通知
 第2期：8月教授会承認後、9月成績発表時通知

○単位認定にあたり必要な書類

- 1) 単位認定願等の本学書式
- 2) 留学先での成績証明書
- 3) 評価基準が解るもの（成績証明書に記載があればそれで代用可）
- 4) 修得した科目のシラバス
- 5) 授業で使用した教科書・ノート等

○認定基準

- 1) 留学先における修得科目の授業内容及び時間数が本学開講科目の対象科目に相当すること。
- 2) 留学先大学の授与した単位数及び授業時間数を考慮して行うこと。
- 3) 所属学科・専攻の教育課程表にある科目の単位として1年間48単位（半期24単位）以内で認定すること。
- 4) 所属学科・専攻の認定条件（下記参照）に従い単位認定を行うこと。
- 5) 留学先大学の合格基準に達した科目のみ申請すること。

○認定方法

1) 個別単位認定

個別単位認定は、留学先における修得科目の授業内容及び時間数が本学開講科目の対象科目に相当すると認められた場合、所属学科・専攻の教育課程表にある科目として個別に単位認定を行う。

単位認定対象科目の評価は「T」として認定し、成績表等に表示する。

2) 一括単位認定

一括単位認定は、個別に単位認定が出来ない場合、一括認定として単位認定を行う。単位は、専門科目の選択科目として認定がされ、成績表・成績証明書の表記も「一括認定○○単位」とする。※生活支援学科では一括単位認定は行わない。

○認定条件

下記の科目については、学科・専攻ごと認定条件が異なりますので注意してください。

- 1) 別表1の科目について、個別に認定するためには指導教員と出発前の打ち合わせや留学中の勉学状況を伝えること（メール等）が必要となります。また、留学先での勉学状況等により認定できない場合もあります。

別表1

学科・専攻	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年
生活支援学科 生活支援学専攻	生活支援学演習ⅠA 生活支援学演習ⅠB	生活支援学演習ⅡA	生活支援学演習ⅢA 生活支援学演習ⅢB	生活支援学演習ⅣA 生活支援学演習ⅣB
生活支援学科 子ども支援学専攻	子ども支援学演習ⅠA 子ども支援学演習ⅠB	子ども支援学演習Ⅱ	子ども支援学演習ⅢA 子ども支援学演習ⅢB	子ども支援学演習ⅣA 子ども支援学演習ⅣB 子ども支援学演習Ⅳ
健康スポーツ学科	健康スポーツ学基礎演習Ⅰ	健康スポーツ学基礎演習Ⅱ	健康スポーツ学演習ⅠA 健康スポーツ学演習ⅠB	健康スポーツ学演習ⅡA 健康スポーツ学演習ⅡB
人間環境デザイン学科			空間デザイン演習ⅠA 空間デザイン演習ⅠB 生活環境デザイン演習ⅠA 生活環境デザイン演習ⅠB プロダクトデザイン演習ⅠA プロダクトデザイン演習ⅠB	空間デザイン演習ⅡA 空間デザイン演習ⅡB 生活環境デザイン演習ⅡA 生活環境デザイン演習ⅡB プロダクトデザイン演習ⅡA プロダクトデザイン演習ⅡB

2) 諸資格・教職に関する科目の認定について

原則として、諸資格取得に関する科目及び、教職に関する科目、教科に関する科目、第66条の6に定める科目については認定できません。

3) 卒業論文・卒業研究・卒業制作の認定について

各学科専攻により異なります。以下のとおりとなります。

- ・生活支援学科生活支援学専攻：認定対象外
- ・生活支援学科子ども支援学専攻：個別認定
- ・健康スポーツ学科：認定対象外
- ・人間環境デザイン学科：個別認定

必ず課程表（履修要覧）を事前に確認して、留学先大学での履修科目を決めることが必要です。

自分の成績表をよく確認の上、卒業に支障が出ることのないように交換留学先での履修科目を決めてください。例えば、専門の選択必修科目での不足が多い場合は、留学先開講科目と本学選択必修科目の類似科目を見つけて履修する等です。

③留学にかかる費用

○その他
履修する際の注意点

留学先大学の授業料は、協定に基づき原則として免除されます。それ以外に係る経費はすべて自己負担となります。国や地域により、留学に係る費用は異なります。実際にかかる費用の目安は、国際センター発行の「留学の手引き」に掲載されています。

【自己負担費用】

●東洋大学の学費(留学中も本学に在学しているため、学費は通常通り本学に納入してください)

●渡航費

●大学指定の海外旅行傷害保険料

●留学先での寮費、食費、教材費、生活費等

<ISEP 交換留学>

現地での大学寮費・食事代として、出発前に東洋大学へ85万円を支払います。また、ISEP 登録料（約5万円）がかかります。

<その他の協定校へ留学する場合>

出発前または現地で大学寮費・食費を直接外貨で留学先の大学へ支払います。

④『東洋大学交換留学生奨学金』の支給

交換留学生に選ばれた学生全員に、本学から「東洋大学交換留学生奨学金」を支給します（**本学の授業料相当額**）。ただし、本学から他の奨学金（東洋大学第1・2・3種奨学金）が支給されている場合は、この奨学金は支給されません。また、減免措置を受けている私費留学生は、減免後の授業料額となります。

○私費留学生は、「東洋大学私費外国人留学生授業料減免に関する規程」

第6条に基づき、所定の修業年度を限度とし、授業料が減免されています。交換留学で卒業が延期となり、所定の修業年度を超えた場合の授業料については減免を受けられませんので注意してください。

○（独）日本学生支援機構の奨学金は、本学の奨学金ではありません。

留学をする場合は、事前に手続き等が必要になる場合がありますので、留学が決定次第、朝霞事務課学生生活担当窓口へ申し出てください。

(2)募集概要

出願受付・選考時期は、7月（第Ⅰ期：オーストラリア・韓国）、10～11月（第Ⅱ期：アイルランド、アメリカ、イギリス、カナダ、オランダ、スイス、中国、ドイツ、フランス、台湾）の年2回です。

必ず、出願する年度・時期の募集要項をご確認の上、出願してください。

①留学先大学・定員

留学先大学・定員は、募集年度により異なります。出願する年度・時期の募集要項を国際センターWebサイト（<http://www.toyo.ac.jp/site/ies/exsa.html>）にてご確認ください。

②出願資格

出願時において、以下の3点を満たしていることが求められます。

1. 本学の学部・大学院生である者。

※原則として、学部4年生は、本学大学院受験予定の者。

2. 留学意欲が充分にあり、留学先大学で生活・勉強ができるレベルの語学能力を有する者。

3. 志望する大学の語学条件を満たしている者。

※語学条件は、留学先大学により異なります。出願する年度・時期の募集要項を国際センターWebサイト（<http://www.toyo.ac.jp/site/ies/exsa.html>）にてご確認ください。

③留学期間

・第Ⅰ期：2／3月～11／12月 ※留学期間は、留学先大学により異なる。

・第Ⅱ期：8～9月～翌年4～7月 ※留学期間は、留学先大学により異なる。

④出願受付・選考時期

・第Ⅰ期：7月

・第Ⅱ期：10～11月

2. 認定留学制度

認定留学制度とは、協定校の枠にとらわれず、学位授与権のある海外の大学へ留学する制度です。

交換留学と同様、本学を休学することなく留学できます。

出願・入学手続は、原則として各自で行いますので、留学に先立って十分な情報を収集し、綿密な計画を立てることが不可欠です。

※語学学校、短期大学、専門学校等は不可。

(1)制度の特徴

①学籍と在学年数の取扱い

認定留学は、休学することなく留学できます（留学中も本学に在学していますので、留学期間は在学年数に算入されます）。

②単位の認定

『1. 交換留学制度 (1)制度の特徴』の「②単位の認定」と同様。

③留学にかかる費用

東洋大学から奨学金が支給されます（④参照）が、留学にかかる費用はすべて自己負担となります。留学する国や地域、大学により、費用は大幅に異なります。

【自己負担費用】

- 東洋大学の学費（留学中も本学に在学しているため、学費は通常通り本学に納入してください）。
- 留学先大学の学費
- 渡航費
- 大学指定の海外旅行傷害保険料
- 留学先での寮費、食費、教材費、生活費等

④『東洋大学認定留学生奨学金』の支給

認定留学生には、本学から「東洋大学認定留学生奨学金」を支給します（1学年間の場合、本学の授業料半額相当、1学期間の場合、本学の授業料の4分の1相当）。ただし、本学から他の奨学金（東洋大学第1・2・3種奨学金または大学院奨学金）が支給されている場合は、この奨学金は支給されません。また、減免措置を受けている私費留学生は、減免後の授業料の半額相当となります。

※（独）日本学生支援機構の奨学金は、本学の奨学金ではありません。留学をする場合は、事前に手続き等が必要になる場合がありますので、留学が決定次第、朝霞事務課学生生活担当窓口へ申し出てください。

(2)募集概要

1. 派遣先国・大学	学位授与権のある海外の大学の中から、自由に選べます。 ○ISEP-Direct（アイセップ・ダイレクト）留学は、世界20カ国、30以上の ISEP 加盟校で実施しており、申請すれば、本学では認定留学となります。出願締切日や詳細は、ISEP のWebサイトで確認してください。 http://www.isep.org/students/Programs/isep_direct.asp ○語学学校、短期大学、専門学校等は不可。
2. 募集人数	若干名
3. 願書配布	随時（国際センターWebサイトよりダウンロードできます）
4. 応募締切	春学期終了後に出発する場合（8～9月留学開始）：4月 秋学期終了後に出発する場合（2～3月留学開始）：11月 それ以外の時期に出発する場合：出発日の5ヶ月前 (例：5月1日に出発する場合は、前年の12月1日が締切日となる。)
5. 選考方法	書類審査・面接審査
6. 合格発表	留学開始の2ヶ月前までにメール連絡
7. 派遣期間	1学年間以内
8. 出願資格	出願時において、以下の①、②を満たしていること。 ①本学の学部1～3年生、本学大学院進学予定の4年生、大学院生であること。 ②原則として、留学先大学からの入学許可書を入手していること。

[2] 協定校語学留学

協定校語学留学とは、本学の協定校が運営する付属語学学校へ語学留学するプログラムです。語学力の向上を目的とし、協定校付属の語学学校で、語学を学びながら異文化体験をします。留学中も在学となり、休学せずに留学が可能です。

1. 制度の特徴

①学籍と在学年数の取扱い

『1. 交換留学制度(1)制度の特徴』の①学籍と在学年数の取り扱い」と同様。

②単位の認定

留学先の成績により審査を行い、教授会にて承認の上、単位認定されます。

③留学にかかる費用

所定の条件を満たす方に東洋大学から奨学金が支給されます（④参照）が、留学にかかる費用はすべて自己負担となります。コースにより費用は大幅に異なります。実際にかかる費用の目安は国際センターの当該年度の募集要項に記載しています。

(自己負担費用)

- 東洋大学の学費（留学中も本学に在学しているため、学費は通常通り本学に納入してください）
- 留学先大学の授業料
- 渡航費
- 大学指定の海外旅行傷害保険料
- 留学先での寮費、食費、教材費、生活費等

④『東洋大学協定校語学留学生奨学金』の支給

所定の条件（出願時にTOEFL-ITP450点以上、TOEFL-iBT45点以上、IELTS4.5点以上を取得していること）を満たした協定校語学留学生には、本学から東洋大学協定校語学留学生奨学金を支給します（本学の授業料4分の1相当）。ただし、本学から他の奨学金（東洋大学第1・2・3種奨学金）が支給されている場合は、この奨学金は支給されません。また、減免措置を受けている私費留学生は、減免後の授業料の半額相当となります。

※（独）日本学生支援機構の奨学金は、本学の奨学金ではありません。

留学する場合は、事前に手続き等が必要になる場合がありますので、留学が決定次第、朝霞事務課学生生活担当窓口へ申し出てください。

2. 募集概要

留学先大学・募集人数は、年度により異なります。

出願する年度・時期の募集要項を国際センターホームページ

<http://www.toyo.ac.jp/site/ies/semester.html>で確認してください。

1. 派遣先	アメリカ、アイルランド、イギリス 他の本学の協定校が運営する付属語学学校 ※詳細は国際センターWebサイトで確認してください。
2. 募集人数	各コースとも15名程度
3. 願書配布	随時 ※国際センターのWebサイト (http://www.toyo.ac.jp/life/15/22/) よりダウンロードできます)
4. 派遣期間	3ヶ月～6ヶ月間
5. 出願資格	出願時において、本学の学部1～3年生。語学条件は不問。

[3] 語学セミナー

1. 語学セミナーについて

本学では、国際センター企画で夏季および春季休暇を利用した1～2ヶ月間の短期語学研修プログラムを実施しています。語学研修、学生交流、ホームステイ等を通じ、語学力の向上および異文化理解を目的としています。

語学セミナーに参加した学生は、所定の手続きにより単位認定を受けることが可能です。単位認定の詳細については、「東洋大学語学セミナー参加学生に対する単位認定について」を確認してください。

※新規コースについては、単位認定対象コースとならない場合がありますので、募集年度のパンフレットを確認してください。

2. 募集概要

①応募資格

本学の学部、大学院生である者。

※語学力は問いません。

※春季語学セミナーについては、卒業年度生は参加できない場合がありますので、希望者は朝霞事務課教務担当窓口までお問い合わせください。

②研修先・内容

研修先・内容は、募集年度のパンフレットまたは、国際センターWebサイト (<http://www.toyo.ac.jp/life/15/22/>) にてご確認ください。

[参考] 2014年度国際センター企画語学セミナー実施国

夏季：カナダ、アメリカ、イギリス

春季：アイルランド、オーストラリア

第2章 学内留学プログラム SCINE (Study Courses IN English)

SCINE (Study Courses IN English) は、「グローバル人材」育成を目的とし、英語で授業を学ぶプログラムです。

このプログラムでは、他学部が開講する「英語で行う授業」を履修することができます。対象科目的講義レベルは、日本語で行う講義と同等です。学内にいながらにして留学時と同様の効果を得られる「学内留学」として活用してください。

SCINEの対象科目は、各学科の教育課程表の学部共通科目「他学科開放科目」に配当されており、4年間で最大12単位まで卒業単位となります。

下記の点を理解したうえで、履修してください。

- (1)2013年度以降入学生のみ履修できます。
- (2)対象科目を10単位以上修得することで修了となります。
- (3)対象となる科目は、次頁のとおりです。
- (4)年度により、次の場合が生じます。

履修登録時に授業時間割表・シラバスなどで確認してください。

①対象科目を休講とする場合があります。

②対象科目を日本語で行う場合があります。日本語で行う場合、SCINE対象科目にはなりません。

- (5)教育課程表・他学部他学科開放科目一覧では、名称が日本語で表記される科目があります。

①履修登録の際は、次頁に記載されたSCINE対象科目名を選択してください。

②履修中の成績表には、SCINE対象科目名で記載されます。

成績発表後の成績表・成績証明書には、教育課程表・他学部他学科開放科目一覧での科目名で記載されます。

- (6)他キャンパスで開講される科目を履修する場合、校舎間を移動するため、希望する时限の前後1时限は朝霞キャンパスで開講される授業を履修することはできません。ただし、朝霞キャンパスの学生の場合は、昼休みを移動时间として2・3限は連続して履修することができます。

- (7)SCINEの履修希望者は、履修登録期间内に朝霞事務課教務担当窓口で、所定の手続きを行うことで履修が可能となります。

SCINE対象科目一覧

学部／学科	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	単位数	教育課程表・他学部他学科開放科目一覧での科目名※1	配当学年
文学部 英語コミュニケーション学科		Comparative Culture Studies A (比較文化論A)			2	比較文化論A	1-4
		Comparative Culture Studies B (比較文化論B)			2	比較文化論B	1-4
経済学部 国際経済学科		International Finance B (国際金融論B) ※2			2	国際金融論B	2-4
		International Public Economics B (国際公共経済B) ※2			2	国際公共経済B	2-4
経営学部 経営学科		Current Business Issues A (ビジネス・ニュース英語A)			2	ビジネス・ニュース英語A	3-4
		Current Business Issues B (ビジネス・ニュース英語B)			2	ビジネス・ニュース英語B	3-4
		Business Negotiation A (ビジネス・ネゴシエーションA)			2	ビジネス・ネゴシエーションA	3-4
		Business Negotiation B (ビジネス・ネゴシエーションB)			2	ビジネス・ネゴシエーションB	3-4
		GBC Seminar I (GBCセミナーI)			2	GBCセミナーI	2-4
		GBC Seminar II (GBCセミナーII)			2	GBCセミナーII	2-4
		GBC Seminar V (GBCセミナーV)			2	GBCセミナーV	2-4
		GBC Seminar IV (GBCセミナーVI)			2	GBCセミナーVI	2-4
		Fundamental Concepts of International Politics A			2	Fundamental Concepts of International Politics A	2
		Fundamental Concepts of International Politics B			2	Fundamental Concepts of International Politics B	2
法学部 法律学科		Fundamental Concepts of Peace Studies A			2	Fundamental Concepts of Peace Studies A	2
		Fundamental Concepts of Peace Studies B			2	Fundamental Concepts of Peace Studies B	2
		International Law A			2	International Law A	2
		International Law B			2	International Law B	2
		International Relations A			2	International Relations A	3-4
		International Relations B			2	International Relations B	3-4
		Business English IA (ビジネス・イングリッシュIA)			1	ビジネス・イングリッシュIA	2
		Business English IB (ビジネス・イングリッシュIB)			1	ビジネス・イングリッシュIB	2
		Business English IIA (ビジネス・イングリッシュIIA)			1	ビジネス・イングリッシュIIA	3-4
		Business English IIB (ビジネス・イングリッシュIIB)			1	ビジネス・イングリッシュIIB	3-4
法学部 企業法学科		Business English IIIA (ビジネス・イングリッシュIII A)			1	ビジネス・イングリッシュIII A	3-4
		Business English IIIB (ビジネス・イングリッシュIII B)			1	ビジネス・イングリッシュIII B	3-4
		Participatory Development			2	Participatory Development	1-4
		Qualitative Research Methodologies			2	Qualitative Research Methodologies	1-4
		Gender and Society			2	Gender and Society	1-4
		Urban habitation			2	Urban habitation	1-4
		Asian Cities and Transport			2	Asian Cities and Transport	1-4
		Basic academic writing			2	Basic academic writing	1-4
		Basic academic reading			2	Basic academic reading	1-4
		Japanese Economy and Business			2	Japanese Economy and Business	1-4
他学部他学科開放科目		Academic essay writing			2	Academic essay writing	2-4
		The Practice of Internet Technology, network configuration and security			2	The Practice of Internet Technology, network configuration and security	2-4
		Information Publishing			2	Information Publishing	2-4
		Asian Economies			2	Asian Economies	2-4
		International Finance			2	International Finance	2-4
		Housing the poor in Asia			2	Housing the poor in Asia	2-4
		Visual Sociology			2	Visual Sociology	2-4
		Regional and Urban Sociology on Asian Countries			2	Regional and Urban Sociology on Asian Countries	2-4
		Regional to International Issues			2	Regional to International Issues	2-4
		Globalization and Culture			2	Globalization and Culture	2-4
		South Asian Studies			2	South Asian Studies	2-4
		Southeast Asian Studies			2	Southeast Asian Studies	2-4
		Contemporary Global Issues			2	Contemporary Global Issues	2-4
		Urban and Transport Planning			2	Urban and Transport Planning	2-4
		Global Environmental Issues			2	Global Environmental Issues	2-4
		Global Water Problems			2	Global Water Problems	2-4
		Urban and Regional Environmental Management			2	Urban and Regional Environmental Management	2-4
		Environmental Issues in Asian countries			2	Environmental Issues in Asian countries	2-4
		Energy and Resources Management			2	Energy and Resources Management	2-4
理工学部		Japanese Culture and Thought (日本の文化と思考様式)			2	日本の文化と思考様式	1-4
		Scientific Concepts in English (科学について英語で考える)			2	科学について英語で考える	1-4

* 理工学部は川越キャンパス、その他の学部は白山キャンパスで開講される科目です。

第3章 Toyo Global Leader (TGL) プログラム

1. TGLプログラムのねらい

平成26年、「スーパーグローバル大学創成支援 タイプB（グローバル化牽引型）」に、本学の構想「Toyo Global Diamonds—グローバルリーダーの集うアジアのハブ大学を目指して」が採択されました。この構想では、さまざまな改革を推し進め、多くの学生がグローバル人材として成長していくことを支援する教育を実践していきます。その一環として開始されたのが、全学横断型のTGLプログラムです。

TGLプログラムは、グローバル人材として「異文化環境における英語運用表現能力」、「文化的な価値創造能力」、「異文化環境における課題解決能力」の3要素を強化して頂くことを目的としています。これらの目的に沿って、「Gold」「Silver」「Bronze」と異なる認定要件を設定し、各学生の実施状況に応じてそれぞれのランクで認定し、Toyo Global Leaderとしての認定書を付与します。

2. 対象

本プログラムは2014年度入学生より対象となります。

3. 認定要件

本プログラムの認定を希望する学生は、卒業までに以下の(1)～(7)を満たす必要があります。

認定要件	TGL Gold	TGL Silver	TGL Bronze
(1) 英語能力 (TOEFL-ITP) ^{*1}	550点	500点	なし
(2) 英語による専門科目の履修 ^{*2}	40単位	20単位	10単位
(3) 英語での卒業論文執筆 ^{*3}	必須	任意	任意
(4) 海外留学・インターンシップ ^{*4}	必須	どちらか を必須	任意
(5) 国際ボランティア・ベンチャー ^{*5}	必須		任意
(6) グローバルリーダーキャンプ ^{*6}	運営	参加	参加
(7) Toyo Globalポイント	30	20	10

*1 TOEFL-iBT、TOEIC、IELTSなどのスコアも換算して評価する。

*2 必修の語学科目以外の英語で実施されている科目が対象。

*3 卒業論文の執筆が必須でない場合、テーマによって英文での作成が困難な場合など、Research Paperの提出で認める場合がある。

*4 海外での活動が3週間以上の留学やインターンシップを対象とする。

*5 海外での活動が1週間以上のボランティアなど活動を対象とする。

*6 本学が提供する1～2日間のプログラムである。

*7 5で紹介する。

4. 個別プログラム

本プログラムでは、1.に記した3要素の強化のために、課外講座などの語学学習、海外留学やインターンシップ、国際ボランティア、グローバルリーダーキャンプ、学内における国際交流イベントなどさまざまな個別プログラムを提供します。

これら個別プログラムの情報は、授業支援システム (ToyoNet-ACE) を用いて配信しますので、そちらで確認してください。

5. Toyo Global ポイント

海外留学やインターンシップ、海外ボランティアの他、日本文化の発信や異文化交流など国内での国際交流活動、学内における国際交流イベントなどへ参加した後に報告書を提出することで、参加期間に応じたポイントを獲得できます。正課外での活動も対象となります。このポイントは、TGLプログラムの認定要件であるとともに、ポイント獲得上位者は表彰いたします。なお、本ポイントの獲得により、留学などの奨学金の選定にあたって有利になることがあります。

対象となる活動や獲得ポイント数については、ToyoNet-ACEで確認してください。

6. 認定申請

認定申請の方法については、ToyoNet-ACEで確認して下さい。認定要件の達成状況等についてもToyoNet-ACEで随時確認できるようする予定です（平成27年度中の予定）

7. 問い合わせ先

本プログラムについての問い合わせは以下にお願いします。
国際連携本部／国際地域グローバルオフィス 甫水会館1階

VII. 学則その他

学則その他

1. 学則（学籍に関する事項の抜粋）

第3章 修学等

第1節 修業年限

（在学年限）

第20条 卒業に必要な単位を修得するためには在学できる年数（以下「在学年数」という。）は、通算して8年を限度とする。この場合において、休学年数は在学年数に算入しない。

2 再入学又は編入学をした者の在学年数は、前項の在学年数から再入学又は編入学までの通常の在学の年数を控除した年数とする。

第4章 入学、退学、休学及び除籍等

第1節 入学、留学等

（入学の時期）

第24条 入学期は、学期の初日から30日以内とする。

（入学資格）

第25条 学部第1年次に入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- 一 高等学校を卒業した者
- 二 通常の課程による12年の学校教育を終了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を終了した者を含む。）
- 三 外国において学校教育における12年の課程を修了した者、又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- 四 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- 五 文部科学大臣が指定した者
- 六 大学入学資格検定（平成17年1月31日規程廃止）に合格した者
- 七 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者
- 八 その他本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

（入学の志願・選考）

第26条 入学志願者は、所定の書式による入学願書を提出し、別表(4)の1に定める入学検定料を納入し、かつ、選考試験を受けなければならない。

（入学手続）

第27条 入学を許可された者は、入学金を納入し、所定の書式により誓約書を提出しなければならない。

（保証人）

第28条 保証人は、父、母又はその他の成人者で独立の生計を営む者でなければならない。

2 保証人は、学生の在学中の一切の事項について責任を負う。

3 学生は、保証人を変更し、又はその氏名若しくは居住地に変更があったときは、速やかに変更届を提出しなければならない。

（学生証）

第29条 入学手続きを終えた者には、学生証を交付する。

（編入学）

第30条 次の各号の一に該当する者が本学に編入学を希望するときは、選考の上、編入学を許可することができる。

- 一 短期大学を卒業した者
- 二 大学を卒業した者
- 三 高等専門学校を卒業した者

四 専修学校の専門課程（文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者
2 編入学に関する規程は、別に定める。

（転入学）

第31条 他の大学の学生が、その大学の許可を得て本学に転入学を願い出たときは、転入学を認めることができる。

2 転入学に関する規程は、別に定める。

（転部・転科）

第32条 学生が学部の他の部へ、又は他の学部・学科へ転部・転科を願い出たときは、選考の上、これを許可することができる。

2 転部・転科に関する規程は、別に定める。

（留学）

第33条 学生が外国の大学で学修することを願い出たときは、教授会の議を経て留学を許可することができる。

2 前項の許可を得て留学した期間は、在学年数に参入する。

（二重学籍の禁止）

第34条 学生は、他の学部・学科と又は他の大学と併せて在学することはできない。

第2節 休学、退学、転学及び除籍

（休学）

第35条 学生が引き続き3ヵ月以上修学できないときは、許可を得て、その学期を休学することができる。

2 休学は、連続する2学期限りとする。ただし、特別の事情がある場合は、教授会の議を経て、2学期を超える期間の休学を許可することができる。ただし、休学の期間は、通算して8学期を超えることはできない。

3 休学期間に休学の理由が消滅した場合において、復学を願い出たときは、教授会の議を経て、これを許可することができる。

（退学）

第36条 退学しようとする者は、その理由を明確にして願い出て、許可を受けなければならない。

2 願いにより退学した者が、再入学を願い出たときは、教授会の議を経て、これを許可することができる。

（転学）

第37条 学生が転学を願い出たときは、教授会の議を経て、これを許可することができる。

（除籍）

第38条 次に掲げる各号のいずれかに該当する者は、除籍する。

一 授業料その他の学費を所定の期日までに納入しない者

二 第20条に定める在学年数を超えた者

三 第35条第2項に定める休学期間を超えた者

四 新入生で指定された期限までに履修届を提出しないことその他本学において修学の意思がないと認められる者

2 学生は、除籍されることにより、本学則及びその施行のために定められた規則に基づいて有する一切の権利を失う。

3 第1項の規定（第2号及び第3号に掲げる者を除く。）により除籍された者が、再入学を願い出たときは、教授会の議を経て、これを許可することができる。

2. 不正行為

不正行為（本学の規則に反する行為、または学生の本分に反する行為）を試験において行った場合は、学則第57条に則り処分されます。

1. 処分の種類

処分は譴責、停学、無期停学とする。

2. 処分とその対象となる不正行為

(1) 講責の対象となる行為

- ①持ち込みが認められているものの貸借。
- ②他人の答案の覗き見、答案を故意に他人に見せまたはそれを見る行為。
- ③試験監督もしくは監督補助者からの注意を無視した行為。
- ④その他、前各号の一つに準ずる行為。

(2) 停学1ヶ月の対象となる行為

- ①解答用紙を交換する行為。
- ②許可されていないもの（カンニングペーパーおよびそれに類するもの）の持ち込み。
- ③書き込みを許可されていない持ち込み許可教材、机上、手掌等へ書き込みをしての受験、または、これに類似する行為。
- ④試験監督者または監督補助者からの注意に対する暴言。
- ⑤その他、前各号の一つに準ずる行為。

(3) 無期停学の対象となる行為

- ①替玉受験。
- ②在学中における再度の不正行為。
- ③試験監督者または監督補助者からの注意に対する暴力行為。
- ④その他、極めて悪質な行為。

3. 処分に伴う措置

- (1) 処分の種別にかかわらず、不正行為のあった試験科目の単位は、当該年度（学期）において認定しない。また、上記「2. (2)」および「2. (3)」の停学の対象となる行為については、当該年度（学期）の試験期間において実施される全ての試験科目の単位を認定しない。
- (2) 停学期間は当該学部で処分を決定した日（教授会開催日）の翌日から算定する。
- (3) 決定した処分内容については、不正行為者が所属する学部の学部長が、本人および保証人と面接の上、通達する。
- (4) 停学期間中は、不正行為者に対してその所属学部が教育的指導を行う。
- (5) 「講責の対象となる行為①および②」、「停学1ヶ月の対象となる行為①」、「無期停学の対象となる行為①」の不正行為は、その当事者すべてが上記(1)～(4)の措置の対象となる。

4. 不服申立て

不正行為の指摘を受けた学生は、不服申立てをすることができる。